

令和4年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 9月14日(水) | |
| ○開 会 | 5 |
| ○開 議 | 5 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○町長挨拶 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 8 |
| ○会議録署名議員の指名 | 8 |
| ○会期の決定 | 8 |
| ○町政に対する一般質問 | 9 |
| 6番 野口健二君 | 9 |
| 5番 村田徹也君 | 10 |
| 4番 野原隆男君 | 22 |
| 8番 新井利朗君 | 24 |
| 7番 大島瑠美子君 | 32 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 39 |
| ○議案第36号の説明、質疑、討論、採決 | 39 |
| ・議案第36号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第37号の説明、質疑、討論、採決 | 42 |
| ・議案第37号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例 | |
| ○議案第38号の説明、質疑、討論、採決 | 43 |
| ・議案第38号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例 | |
| ○議案第39号～議案第42号の説明 | 45 |
| ・議案第39号 令和3年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について | |
| ・議案第40号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて | |
| ・議案第41号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | |
| ・議案第42号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて | |
| ○延会について | 71 |
| ○次会日程の報告 | 71 |

| | |
|------------|-----|
| ○延 会 | 7 1 |
|------------|-----|



9月15日(木)

| | |
|--|-------|
| ○開 議 | 7 5 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 7 5 |
| ○議事日程の報告 | 7 5 |
| ○議案第39号～議案第42号の説明、質疑、討論、採決 | 7 5 |
| ・議案第39号 令和3年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について | |
| ・議案第40号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | |
| ・議案第41号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | |
| ・議案第42号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | |
| ○発言の訂正 | 9 5 |
| ○議案第43号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 4 |
| ・議案第43号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第44号の説明、質疑、討論、採決 | 1 1 6 |
| ・議案第44号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | |
| ○議案第45号の説明、質疑、討論、採決 | 1 1 8 |
| ・議案第45号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第46号の説明、質疑、討論、採決 | 1 2 0 |
| ・議案第46号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | |
| ○議案第47号の説明、質疑、討論、採決 | 1 2 1 |
| ・議案第47号 長瀬町過疎地域持続的発展計画について | |
| ○議案第48号の説明、質疑、討論、採決 | 1 2 6 |
| ・議案第48号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について | |
| ○議案第49号の説明、質疑、討論、採決 | 1 2 8 |
| ・議案第49号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について | |
| ○議案第50号の説明、質疑、討論、採決 | 1 2 9 |
| ・議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命について | |
| ○議員派遣の件 | 1 2 9 |
| ○議会運営委員会、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 1 3 0 |
| ○字句の整理 | 1 3 0 |

| | |
|---------------|-------|
| ○閉会について | 1 3 0 |
| ○町長挨拶 | 1 3 0 |
| ○閉 会 | 1 3 1 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第79号

令和4年第3回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年9月9日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和4年9月14日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 村 | 田 | 光 | 正 | 君 | 2番 | 板 | 谷 | 定 | 美 | 君 |
| 3番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 4番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |
| 7番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 8番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 |
| 9番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 | | | | | | |

不応招議員（なし）

令和4年第3回長瀬町議会定例会 第1日

令和4年9月14日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 6番 野口健二君
 - 5番 村田徹也君
 - 4番 野原隆男君
 - 8番 新井利朗君
 - 7番 大島瑠美子君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第39号～議案第42号の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 村田光正君 | 2番 | 板谷定美君 |
| 3番 | 井上悟史君 | 4番 | 野原隆男君 |
| 5番 | 村田徹也君 | 6番 | 野口健二君 |
| 7番 | 大島瑠美子君 | 8番 | 新井利朗君 |
| 9番 | 染野光谷君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大澤夕キ江君 | 副町長 | 齊藤英夫君 |
| 教育長 | 井深道子君 | 総務課長 | 福島賢一君 |
| 企画財政課長 | 若林健太郎君 | 会管理者兼計 会務税務課長 | 福島嶋俊晴君 |
| 町民課長 | 玉川真君 | 健康福祉課長 | 内田千栄子君 |
| 産業観光課長 | 相馬孝好君 | 建設課長 | 若林智君 |
| 教育次長 | 中畝康雄君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 枋原秀樹 | 書記 | 石川正木 |
|------|------|----|------|

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和4年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（板谷定美君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（板谷定美君） ここで、諸般の報告をいたします。

まず、代表監査委員の田島毅君から、体調面を考慮して、本日欠席する旨の届出が提出されておりますのでご了承願います。

次に、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

6月22日、皆野町文化会館において、皆野長瀬農産物直売部会通常総会があり、出席いたしました。

7月1日、秩父市役所において、秩父地域議長会第1回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

7月7日から8日にかけて、埼玉県町村議会議長会主催による町村議会議長県外視察がございました。岩手県雫石町議会等を視察いたしました。

7月19日、皆野町文化会館において、県道長瀬玉淀自然公園線寄居長瀬皆野地内改修促進期成同盟会総会があり、出席いたしました。

なお、同総会には、経済観光常任委員会委員長の井上悟史君も出席しております。

7月21日、秩父宮記念市民会館において、秩父地域議員連盟総会があり、役員として、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

なお、同総会には、会員として、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、井上悟史君、村田光正君も

出席しております。

7月28日、秩父市役所において、秩父地域議員連盟第2回役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

8月3日、皆野町文化会館において、第51回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

8月18日、ホテルブリランテ武蔵野において、地方行政懇談会があり、出席いたしました。

8月30日、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省及びさいたま新都心合同庁舎において、秩父地域議員連盟の国に対する要望活動があり、出席いたしました。

9月2日、埼玉県庁及び埼玉県議会議事堂において、秩父地域議員連盟の県に対する要望活動があり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

7月22日金曜日、秩父市議会議場において、令和4年度第2回秩父広域市町村圏組合議会定例会が開催され、染野光谷君共々出席いたしました。付議された管理者提出議案は3件でございます。

議案第11号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、これにつきましては、総員起立で可決及び承認いたしました。

議案第12号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）が審議され、総員起立で可決いたしました。

続いて、議案第13号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてが審議され、総員起立で承認いたしました。

以上で、秩父広域市町村圏組合議会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

3番、井上悟史君。

○3番（井上悟史君） おはようございます。皆野・長瀬下水道組合に関する報告をいたします。

令和4年第1回皆野・長瀬下水道組合議会臨時会が令和4年6月24日に行われ、大島瑠美子議員、野口健二議員、野原隆男議員と共に出席いたしました。

本臨時会におきましては、公平委員会委員選任の3議案が提出され、慎重審議の結果、全て原案どおり同意されました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合の報告といたします。

○議長（板谷定美君） 以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日ここに、令和4年第3回長瀬町議会定例会を招集申し

上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。9月に入りまして、まだまだ残暑が続いているところでございますが、朝夕の時間帯は大分過ごしやすくなってまいりました。

今年のお盆は、3年ぶりに行動制限がなく、多くの町民の皆様が家族そろってのお盆を過ごされたものと存じます。また、当町にも多くの観光客が訪れ、にぎやかな夏休みとなりました。

その一方で、帰省や旅行などを楽しんだ方たちが、帰省先あるいは自宅に戻った直後に新型コロナウイルスに感染し、全国的にオミクロン株系統を中心とする感染が急速に拡大いたしました。当町の8月の陽性者数は245名であり、初めて一月の陽性者数が200名を超えました。

また、先週末から各小学校で新型コロナウイルスの陽性者が増えてきており、長瀬第一小学校では、昨日13日から明日15日までの3日間、学校閉鎖となっております。なお、学級によっては、引き続き17日まで学級閉鎖となるクラスもあります。長瀬第二小学校でも、9月10日から本日まで学級閉鎖となっているクラスがあります。子供たちの感染はここで食い止め、学校教育活動にこれ以上影響が出ないように対応してまいります。

当町では、新型コロナワクチン接種につきまして、7月以降、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患がある方などを対象に、4回目接種を進めております。ワクチン接種は皆様ご自身を守るだけではなく、大切なご家族も守ることもつながってまいります。3回目及び4回目の接種が済んでいない方は、速やかなワクチン接種の検討をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードについてです。国では、今年度末までに全国の国民がカードを取得することを目標としていますが、当町のカード普及率は8月31日現在で34.7%となっており、まだまだ進んでいるとは言えません。マイナンバーカードは、よりよい行政サービスの提供を目指すためにも大変重要な取組であると考えておりますので、まだ取得していない町民の皆様も、ぜひカードの取得について前向きにご検討いただきたいと思いますと考えております。

ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

まず、企画財政課関係について申し上げます。

今回、町名変更50周年記念事業として、事業のシンボルマークとなる記念ロゴマークを作成しました。ロゴマークの作成に当たり、町内在住・在学の中学生を対象に、「50」の数字を使用し、長瀬町らしさをイメージした作品を募集しました。募集の結果、55点の応募があり、表現方法、デザイン感覚などを総合的に判断しながら、役場職員による予備審査と町内小学生による投票を経て、原案を長瀬中学校1年生、中畝陽奈さんの作品に決定し、これにデジタル補正を施したものを令和4年7月に町名変更50周年記念ロゴマークとして決定しました。今後は、長瀬町町名変更50周年記念事業に係る様々な場面において、本ロゴマークを広く活用してまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

埼玉県が健康長寿に関する優れた取組に対して表彰を行う健康長寿優秀市町村表彰優秀賞を、昨年度に引き続き長瀬町が受賞いたしました。8月23日、県民健康センターにおいて表彰式が執り行われ、埼玉県知事から表彰を受けました。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

毎年8月15日に開催しております長瀬船玉まつりは、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大による経済的な影響や、感染防止対策の徹底が難しいなどの観点から、安心安全に祭りを開催することが

困難と判断し、中止することといたしました。なお、祭典に関しましては、船着場において最小限の参加者で神事のみを執り行いました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

秩北建設組合長瀬支部の皆さんによる小中学校3校の校舎等修繕奉仕作業を、8月17日に実施していただきました。この作業は毎年実施していただいております、感謝申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例案3件、令和3年度決算認定4件、令和4年度補正予算案4件、計画の議決1件、規約変更案1件、財産処分案1件、人事案件1件の合わせて15議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） なお、監査委員から令和4年5月から令和4年7月における例月出納検査及び前年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷定美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

4番 野原隆男君

5番 村田徹也君

以上の2名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷定美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの3日間にしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの3日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（板谷定美君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、質問時間は、答弁を含めて1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは、最初に6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） 皆さん、おはようございます。野口です。では、一般質問をやらせていただきます。

消防道路補修と点検について、建設課長にお伺いいたします。樋口駅付近に荒川へ下りる通称「消防道路」がありますが、下り切ったところに大きなえぐられた箇所があります。この道路を利用する人や車両が事故を起こさないよう、早急に修理していただきたいと思っております。町の考えをお伺いします。

また、同様の道路に危険箇所がないか点検すべきだと考えておりますが、併せて町の考えをお伺いします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） おはようございます。それでは、野口議員の消防道路の補修と点検についてのご質問にお答えいたします。

今回、ご質問にあります樋口駅付近を荒川に下りる通称「消防道路」につきましては、令和元年に発生いたしました台風19号による荒川の増水で、現在、道路先端部の基礎の一部が洗掘されている状態でございます。この道路につきましては、昔から有事の際に消防車両の水利として主に利用されておりますが、ふだんは一般の方々の利用は少なく、現在は安全確保の観点から、下り口手前にバリケードを設置させていただき、車両の進入を制限させていただいております。今後につきましては、町道野上下郷102号線として町で管理していることから、消防団の所管課でもあります総務課と協議の上、施工方法等を検討し、現時点では町で補修工事を実施すべきと考えております。

しかし、この消防道路の下流区間において、台風時等荒川の増水を抑えるため、河道を拡幅する工事を県で予定していることから、関連工事として実施することができないか、今後、県と調整していきたいと考えております。

最後に、その他の町道等におきましても、日頃から職員等による巡回を定期的に行い、危険箇所等の早期把握に努めるとともに、緊急性のある箇所につきましては速やかに補修していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（板谷定美君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、速やかな工事をよろしくお願いいたします。

では、次、2番、滝の上地区水道管についてをお伺いします。町民課長さん。滝の上地区に水道管がむ

き出しになっている箇所がありますが、このまま放置すると、損傷などにより周辺住民の生活に大きな影響を及ぼす危険性があります。水道は大切なライフラインですので、早急に埋め戻す必要があると思います。半年ほど前に町に相談し、地元からも要望があったと思いますが、その後どうなったのか、経過をお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 野口議員のご質問に回答申し上げます。

議員から情報提供いただきました上水道業務につきましては、平成28年4月より秩父広域市町村圏組合で行っていることから、秩父広域市町村圏組合職員と一緒に現地確認を行うとともに、工事の必要性の説明を行い、令和4年度の秩父広域市町村圏組合水道局の当初予算に計上することができました。秩父広域市町村圏組合水道局へ執行状況につきまして確認したところ、既に工事の発注は済んでいるとのことですので、近いうちに工事に入らせていただけるものと思います。

○6番（野口健二君） では、ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（板谷定美君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。まず、1番目に住民の声を行政にどのように生かすか、町長にお伺いします。

住民の生活様式や考え方が大きく変化する中で、行政は時代に即した住民ニーズを捉える多様性を持っていなければなりません。そこで、住民の意見や要望を行政に反映させることについて、次の点についてお聞きします。

まず、1番、審議会や委員会などの委員はどなたも似たような人選となっておりますが、もっと多様な人材を参画させることが必要ではないか。

2番、町への提案制度やパブリックコメントはどの程度生かされているのか。

3点目、住民が主体的に政策を立案するワークショップや、住民の意見を聞く住民協議会の開催を考えるべきではないか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の審議会や委員会などの委員はどれも似たような人選となっているが、もっと多様な人材を参画させることが必要ではないかについてでございますが、町で設置している審議会や委員会の委員を選出する場合、条例等で役職が指定されているものもございます。また、審議会等によっては、専門性などから、関係団体に委員の推薦をお願いする場合がございます。その場合、同じ方が複数の審議会等に選任されることはございます。

しかしながら、町としては、できるだけ多くの町民に町政と関わっていただくために、委員の公募についても取り組んでまいりました。現在、公募による委員は、長瀬町総合振興計画審議会1名、長瀬町環境審議会2名、農業委員13名、農地利用最適化推進委員4名が就任されており、各審議会等で貴重なご意見

を賜っているところでございます。このようなことから、町といたしましては多様な意見を町政に生かせるよう、今後も取り組んでまいります。

続きまして、2つ目の町への提案制度やパブリックコメントは、どの程度生かされているのかについてでございますが、町への提案については、令和3年度は46件ございました。提案や要望内容は関係課へ迅速に伝え、回答や実施などの対応をしております。

町政に生かした例としては、町からの回覧物を町ホームページに掲載があります。回覧物が回ってきたとき、次の家庭に早く回すようにしているため、家族全員が内容を確認する余裕がありません。そこで、町が発行している回覧物についてはデータ化し、町ホームページに掲載してはいかがでしょうかという提案がございました。町からの回覧物をインターネット上で確認できる場を設けることは、情報をより正確に、また広く住民の方々へ周知できる方法として大変有効であるため、採用し、関係課と調整して主要な回覧物を掲載するよういたしました。

パブリックコメントについては、各種計画策定の際に実施しており、ホームページで周知をしております。パブリックコメント結果については、意見や意見に対する町の考え方をホームページで公開をしております。昨年度、パブリックコメントにより意見があった計画は、総合振興計画後期基本計画と公共施設等総合管理計画の2計画でありました。総合振興計画後期基本計画については、1人から5件の意見があり、そのうち1件を計画に反映させていただいております。

続きまして、3つ目の住民が主体的に政策を立案するワークショップや、住民の意見を聞く住民協議会の開催を考えるべきではないかでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響がある前は、例えば公共交通の導入の計画を検討した際、町民の皆様に意見を聞く機会としてワークショップを開催しておりました。昨年度策定しました第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画等については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ワークショップなどは開催しませんでした。その代わりに、各団体や子育て世代の方、新成人の皆さんの集まる場所へ出向き、話を伺っております。

住民協議会は、一般社団法人構想日本が、子育て、介護、防災など、身近な問題、地域の未来などを政治や行政任せにせず、住民自らが自分事として考え、意見を出し合うことを目的に始めたものであります。今回初めて提案されたことであるため、長瀬町での開催については、必要性も含めて検討させていただければと思っております。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ということで質問します。

まず、今の回答での1番目の問題なのですが、以前も質問したことあるのですが、審議会や委員会などの委員というふうなことで、我々もそういうメンバーに該当するということもあります。私が考える一番問題点は、ある団体にとにかく役職をというか、委員さんを委任、お願いするといった場合に、どなたかがその委員になって来られると、出席されるということだと思っております。条例等の規定もあるというふうなお話なのですが、その団体として代表で来るといっても、まだその団体の中で討議とか論議とか、そういうものがなされないで参加するというのが現実だと思っております。ですから、いろいろな立場の団体にもお願いしても、住民の広い意見というのがなかなか出てこない。個人的な見解等を持って、その委員さんになるということが多いと思うので、そこをもう少し踏み込んで、長瀬町として住民の意見を行政に反映させるということであれば、そういう選んだから、出ていただいたから住民の声を聞いたというのではなくて、やはりそこを掘り下げるという、町民、要するに協働のまちづくりが進むような形でぜひ

今後やっていただけたらいいのではないのかなと思います。

特に、言葉としては難しいのですが、サイレントマジョリティーということを使うと思うのですが、とにかくあまり意見を言わない大きな集団というふうなものと、意見を言う少数派のボーカーマイノリティーと言うのだそうですが、少しの人の意見というのが行政に反映されがちであると言われていまして、住民の意見を聞くというところで、例えば民間企業等では顧客要望収集体制というのがしっかりしています。こういう商品について開発したらどうですか、ちょっと制度を忘れてしまいましたけれども、それについてアンケートで答えたりとか、そんなふうなので、とにかく企業としては、それが住民に届いて住民が喜んでもらえる。また、企業は、それによって利益を得るというふうな要望の吸い上げ方をしています。

ですから、長瀬町でもそういうところで、委員会とかそういうことではなくて、3番に飛びますが、住民協議会という言葉で私出したのですけれども、これはあくまでも住民が長瀬町全体とかいうのではなくて、例えば地域ごとの課題を掘り下げたりとか、そんなふうなことも含んでいると思うのです。ただ、住民だけでは、先導してくれるといいますか、いきなりそれをとというのは難しいと思いますので、長瀬町としてこれから検討と言われましたけれども、コロナが収束したらば、そういう形の協議会等を開いて地域の意見を取り上げていくと。ぜひ、そういうふうな形式を長瀬町に入り込ませてというのですか、していただければと思います。

また、パブリックコメントなのですから、多分、先ほどの町長の答弁で2件パブリックコメントが出たというふうなお話なのですが、これも申し訳ない。1つ、自分は委員だったのですが、自分は総合振興計画のところでパブリックコメントに出させていただきます。私が委員だから当然あれですけども、ただ名前も書いたし、ちゃんとしたのですが、その連絡は来ていないのです、私に。ということは、パブリックコメントを出した本人に、その場でのやり取りはありましたけれども、一般的には回答があつてしるべきというふうには考えていますが、パブリックコメントをもっともっと広くするためには、住民がその制度というのですか、なかなか周知していないと思うのです。そんなふうなことをぜひしていただければ、大きな行事等をやる場合に非常に住民の声が参考に、さっきも言いましたけれども、少人数の意見かもしれないけれども、ぜひそういうのを吸い上げられるように、これをもっともっと住民に周知すると。例えば、広報の中にパブリックコメントというのはこんなふうなことですよとか、そういう案内が必要のような気がします。

あと、ワークショップについてなのですから、コロナだからと言ってしまえば、もうこれで終わってしまいますが、多分公共交通のところであれ愛ベースでやりましたよね。あれについてもやるときあったのですが、あの事業を一応仮にやったというのですか、その後には全然なかったですよ。なかったというか、やってみたのだけれども、アンケートをして住民の声はこうだったとかありましたが、それを今度はもう一度ワークショップを開いて、あのことについて同じように、終わった後はどうだったから今度はこうしたらいいのではないかと、そんなふうなことができたと思うのです。だから、ワークショップについても、多分私の記憶では1回しかないわけです。今後、今の状況では難しいと思いますが、ワークショップ的なものをもっともっと地域に、地域といいますか、地域づくりとか、まちづくりとかの住民の声として取り上げていくべきなのではないのかなと思います。

特に総務省の地域力創造グループ地域振興室というところで、多分各自治体に市町村職員が参考とできるハンドブックを作成、配布してありますというふうなことがうたわれております。もう一回言います。

総務省の地域力創造グループ地域振興室というところで、そういう職員の参考とするハンドブックと。これについては、特にワークショップ等の開催をするというふうなことについての内容等も触れているようです。ですから、そんなふうなものをぜひ生かしていただければと思います。

では、以上の点について再質問ということでお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

このご質問に関しましては、村田議員から何度かご質問をいただいております。その中で、私がおの度度申し上げておりますのは、町民のご意見を吸い上げるのは、アンケートが最も適しているのではないかと申上げておるわけでございます。令和3年度に実施いたしました学校のあり方検討委員会でのアンケートでは、大変多くの保護者の皆様からたくさんのご意見をいただきました。これらのご意見を参考にして、現在、学校統合準備委員会において統合に向けて準備をしております。

パブリックコメントに関しまして、村田議員からご意見をいただいたというお話は私も伺っております。その中で、ただいま、やり取りはあったけれども、その後の連絡がなかったというお話をいただきました。確かにいただいたご意見に対して、これを取り上げさせていただきますというお話を返すのが、これは筋であったのではないかなと今思ったところでございますので、今後はそういうことのないように職員にしっかりとお願いをしておきたいと思っております。

それから、総務省からのハンドブックの中で、ワークショップについての心得ですか、勉強させていただくものが来ているのではないかと申上げていただきました。長瀬町は、ワークショップの場が少ないということだと思います。ワークショップも、町といたしましては何度かさせていただいておりますけれども、その後のきちんとした結論が出ていないということですか。そのこともしっかりとこれから周知させていただきたいと思っております。

先ほど、私は、アンケートが一番いいというお話をさせていただきましたけれども、当然ワークショップやパブリックコメント、提案制度も今の時代には即していると思っております、これからは折に触れて、そのようなことも進めていきたいと思っております。

ただ、一番最初の回答で申し上げましたけれども、コロナ感染の影響もあって、なかなかこれが進んでこなかったという状況でございますけれども、その代わりに各団体や子育て世代の方、新成人の皆さんの集まる場所へ出向いてお話を伺ったというお話をさせていただきました。これにつきましては、私も子育て世代の方、そして新成人の皆さんの集まる場所には参加させていただいております、いろいろなご意見を賜ったところでございます。もし、どんな意見が出たのかなとご興味が村田議員のほうでありますらば、資料を差し上げたいと思っております。

また、住民協議会に関しましては、これは住民のほうから行政に頼らずに、住民のほうでそうした協議会を立ち上げるということだと私は理解をしております、もしそうしたものを町民が立ち上げるというご意向がございましたときには、町としてしっかりと支援をさせていただきたいと思っております。こんなところでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再々質問ということで、まず町長の言うことは分かるのですが、住民

の意見を聞くということで、特にそういう場合には統計調査型と言われるもの、これがアンケートですよ。これが一輪です。もう一輪が行事型ということですよ。ですから、今、町長はアンケートなどが一番いいのではないかというふうなことです。これは一番やりやすいということなのですが、あくまでもこれは統計調査型であると。ですから、行事型というのを、コロナが収束したらばもっと取り入れて、生の声を聞くということが必要ではないかと。

特に、最初も言いましたが、とにかく国の政治もそうだと思うのですけれども、物を言わない多数派ということができてしまっていると。ある意味、言ってもしょうがないや、言い方が分からないやとか、そんなふうなこともあるので、やはりそこに目を向けるのは難しいですけれども、そんな工夫が必要ではないですかということ。

もう一点、お答えなかったのですが、パブリックコメント等をもう少し広報すると。今、こういう時代ですから、ネット社会になってきていますので、結構高齢者でもそんなふうなのは見れますので、パブリックコメントというのがあるよと。こういうのを町としても取り上げているのだよというふうなことをぜひ広めていただきたいと。

住民協議会については、それは町長が先ほど答えられたのは、基本的には住民協議会ではこういうのですよということになります。分かりますけれども、今の長瀬町の町民の現状として、当然自分も含んで、この住民協議会というのは果たして地域から立ち上げるというか、そういう機運にあるだろうかということところが難しいので、もう少しそういう機運がなければ、ぜひ町としてもそんなふうな土台づくりというのをさせていただけたらいいのではないかと、そんなふうなことで考えております。

あと、住民の意見箱とか提案制度とかいうふうなものについて、多分、全部見ていないのですが、ネット上で全て公開はされていないですよ。ウェブサイトとか見ているのですけれども、取り上げた意見なんかは広報に載ったりしています。けれども、多分提案制度等については、比較的応募が多いのではないかなという気がするのです。そこはちょっと分からないのですけれども、意見箱、あと活用があるのかどうか。提案制度の内容というのですか、もし分かれば、意見がこうなので、要望がこうなので、提案がこうなのだよという、パーセントはいいのですけれども、その提案制度の内容というのですか、どうなっているか、総務課長でも構いませんけれども。

それから、今、フェイスブックとかSNSとか長瀬町のほうでも出していますよね。これなんかも回覧の内容等とか出ていたりするのです。ちょっと小さくて見にくいと、はっきり言って。そういう面があると。でも、若い人たちは結構そんなふうなのを見ているのかなと思いますので、こんなふうなところ、もう少しソーシャルネットワーキングサービスというものをもっとうまく活用していただければいいのではないかなと。特に、操作能力の格差というのがありますので、そんなふうなところについても、ちょっと質問とはずれると思いますが、町のほうで適時やっていただくというのがいいのではないかと思います。

では、今の点について再度お伺いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

平成30年12月議会の中では、村田議員から、一部の人の意見も取り入れる、または聞くのが必要ではないかというようなご質問をいただきました。そのご質問の中で、議員の収集された生の声のお話もいただきました。その中で、広報紙は読まない、インターネットはしません、町政に関心がないという方がいらっしゃるといってお話をさせていただいたわけでございます。こうした皆さんに、どうしたら町政に関心を持

っていただけるか、大変難しい課題だなと私は思っています。

そこで、村田議員をはじめ議員の皆様方に、私として改めてお願いをしたいと思っております。村田議員には、町民の代弁者として町民の意見を吸い上げていただき、毎議会ごとにご質問いただいております。議員の皆さんには、議会だけではなく、日頃から町民の意見を吸い上げて、その意見を町にお寄せいただきたい。そして、執行部とともに、その課題を解決させていただければありがたいなと思っておるところでございます。

こんなことを申し上げますと、町民の声を聞くのは町全体の奉仕者である役場職員の仕事だろうとお叱りを受けるかもしれません。しかし、昔から議会と執行部は車の両輪と言われておるわけでございます。町民が安心して暮らせる住みやすいまちづくりを進めるために、執行部と議会が町民のためにしっかりと汗を流す、これは一番大事なことだと私は思っておりますので、議員の皆様には町民と行政をつなげるパイプ役として、ぜひ今後ご活躍をお願いしたいと思っております。これが町民と行政との協働によってつくるまちづくりではないかなと、これは一番総合振興計画の中でも大事な部分でございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、パブリックコメントの住民への周知度、どうなっているのかなというご質問をいただきました。今現在、国や地方公共団体が計画策定の際などに実施するパブリックコメント、これは当たり前になっております。長瀬町でもパブリックコメントを開始してから10年以上たっておりますので、これについては一定の認知度はあるのではないかなと思っておりますのでございます。しかしながら、あまり関心がないというお話でございますので、これから広報等でそうしたことも周知をさせていただきたいと思えます。

それから、先ほどの提案制度と意見箱の件に関しましては、課長のほうからご答弁させていただきます。以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、町の提案制度につきましては、全てが公開しているわけではございません。意見ということなのですが、その中で要望もあるのではないかなというところでございますが、意見のような要望もあることは事実でございます。例えばなのですが、秩父市の出産祝い金がかかり令和4年度から高額になっていることがありまして、そのようなものを導入しないかなとか、そういうようなご意見を承る場合もございます。

続きまして、アンケートの投票箱といいますか、意見箱の設置なのですが、それにつきましては今後検討させていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に移ります。町有地等の除草について、町長にお伺いします。

町有地や町道、公共施設の敷地等について、所有者または使用者としての維持管理や観光地としての美観を保つため、除草することは大切だと思えますので、次の点についてお聞きします。

- 1、除草作業は計画に沿って行っているのか。
- 2、年間の作業回数と経費について。
- 3、適切な除草管理について。

以上についてお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の町有地等の除草についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、除草作業は計画的に行っているのかですが、季節ごとに対応が異なりますが、除草業務を委託するものについては、除草回数や除草時期についての年間計画を立て、その年の状況により除草時期を決めております。職員が実施するものは、雑草の伸び具合を見ながら除草を行っております。また、公園、グラウンドについては、管理者が行う除草のほかに、利用者の方の協力により除草作業を行っていただいております。また、消防詰所や集会所など使用者が決まっているものは、使用者に維持管理をお願いしております。

次に、年間の作業回数と経費についてですが、作業回数については、年間の除草回数を決めているもの、清掃業務など日常の維持管理で除草を実施しているもの、雑草の伸び具合を見ながら除草を行うものなど、施設により様々な方法で除草を行っております。

経費については、令和3年度に除草業務を委託し、実施したものは、庁舎の清掃等委託料で119万円、消防署跡地、中野上、上下水道候補地、野上下郷、病院跡地、岩田地内の町有地の除草委託料で11万3,000円、保健センターの除草委託料で2万4,000円、本野上地区公園の除草委託料で2万1,000円、花の里、野土山の維持管理委託料で180万円、園地、四季の丘の管理委託料で40万円、林道の除草委託料で19万円、花の植栽業務委託料で13万円、桜管理の業務委託料で59万7,000円、町営住宅の除草等委託料で35万円、主要町道の除草委託料で150万円、蓬莱島公園等の除草委託料で125万円、矢那瀬通学路の除草委託料で2万7,000円、岩田総合グラウンド、塚越グラウンドの除草委託料で18万6,000円となっております。これらの業務には、除草以外の清掃業務などを含むものもありますが、合計で777万8,000円となっております。

次に、適切な除草管理についてですが、使用用途の決まっていない普通財産などの町有地は、近隣に影響がないように除草を行っていく必要があると考えております。

次に、町道、林道などの道路、はつらつパーク、蓬莱島公園などの公園は、通行する歩行者や車両、利用者の安全を確保するために除草等を行っていく必要があると考えております。

次に、役場庁舎や学校などの利用されている公共施設は、施設の機能維持や利用者の快適性のため除草を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今、町長のほうで、除草だけではないのだけれどもということ、777万8,000円ぐらいというふうなお話ですよ。私が予算書で計算してみたら、概略729万4,000円ぐらいでした。だから、そんなに違いはないかなというふうな気がします。

まず、観光地ということで、景観美化ということから、船玉まつりの拠点となったところは観光協会にお願いしてあるというふうなお話だったのですが、岩畳からこちらへ上がってくる人も随分いるのです。トイレを使ったり。実際問題として、昨日は分かりませんよ。私が通って歩いている限りでは草ぼうぼうですよ。やはり、あれも観光地の岩畳のすぐ上で雑草化しているというのはいかがなものかなと。また、これをやればお金がかかるということは当然なのですけれども、ちょっと観光ということで考えて。

なお、北桜通りや南桜通りについても、年3回ぐらい多分委託してやっていると思うのですけれども、今朝もちょっと歩いたのですが、北桜通りでも大分桜の葉っぱが落ちてきました。場所によっては、大変きれいに掃いてあるところもあるのです。これがもう隣接しているところは高齢者でできないと、当然そういうところもありますけれども、これで協働のまちづくりの一端かなということで、本当に毎日きれいにしているところもあると。

ただ、桜の葉っぱがひどいところもあると。草がはびこっているところもあるというふうなところで、これをきれいに維持管理するのは、3回ぐらいの除草では済まないというふうなことになりますが、これが将来的にある程度近隣の人たちも出てきれいにしようかというふうなことがあれば、ごみ拾いなんかも年2回ありますけれども、そんなふうなごみを拾うのではなくて、みんなでとか、特に古い人間だと思われませんが、古い我々の子供の時代とか、自分の隣接する土地の道路は、その隣接する所有者が維持管理するというのが当たり前だったのです。ですから、自分のうちの畑の横、道路に面しているところは自分がやると。

ところが、今現在では社会構造が変化して、自分の畑も草ぼうぼうでできないと。これも除草も人に頼まなければ、除草ができないのだという状況になってきている今、なかなかそれを復活するのは難しいと思うのですが、ひとつごみゼロのやり方なんかも考えて直していけば、そういうところにもつながるのかなと思います。

特に、これは文句ではないですよ。文句ではないのだけれども、教育委員会さんとして、例えば夏休みが終わって通学路を私も歩いてみたのです。きれいなところもあるし、これは通れないなというところもあるのです。やはり学校として、まず学校が長期休暇が終わって、子供たちが歩くところを点検というのをしているのかどうかと。やはりこれは必要なことではないかと思います。道路なんかでも、時々道路沿いを草をむしられている方が、多分昨日も夕方か夜かな、車で通ったら、国道のところを草をむしっていた人がいたような気がしたのですけれども、これは頭が下がる思いなのですが、そんなふうなまちづくりになっていかないと、経費ばかりかかって大変だなと。700万円かかれば、10年で7,000万円ですから。特に、ある程度優先度を決めてはいると思うのですけれども、除草については計画といっても難しいでしょうけれども、例えば蓬莱島公園もやっているけれども、蓬莱島の本当に人が通るところだけにして、ほかのところの除草はやらないで、昔どおりの蓬莱島みたいな形で経費をかけないでどこかほかに回すとか、いろいろ工夫の仕方があるのではないかなと。ちょっと質問の回答が難しいと思うのですが、お願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今年は、大変この夏の天候は雑草には最適な天候でございましたので、非常にどなたも雑草と闘ったのではないかなという夏でございました。その中で、どなたも雑草は気になるところでございますけれども、なかなか追いつかないというのが実情だと思います。シルバー人材センターでも、草刈りをする方が少なくなっているという状況の中で、頼まれるのだけれども、追いつかなくて困ったというお話も伺ったところでございます。昔はどの地域でも道普請というのがございまして、その地域はその地元の人たちが大変きれいにしていただいたという時代もあったわけでございますけれども、時代も変わってまいりまして、なるだけ行政のほうにというような状況になっておるわけでございます。行政でやるということは、税金を投入するということになるわけでございまして、その中で町といたしましても、なるだけ何とかお金をかけずにきれいにできないものかと、日々苦慮しておるところでございます。

その中で、ただいま蓬莱島の話が出ましたけれども、蓬莱島を守る会というのが蓬莱島にはございまして、たまにはそういう方たちがボランティアでやっていただいたりもしております。また、今現在、桜の葉っぱがちょうど散っている時期でございまして、どこに行ってみましても、この桜の葉っぱが大変道路を汚しているという状況でございます。その中で、地元の人たちが、自分のうちの周りぐらいはというこ

とでやっていただいている方もいらっしゃる。これは私も承知しておりますけれども、本当にありがたいことだなと思います。ただ、人口が少なくなってしまうような場所もあるわけでございまして、そのところが、やはり一番難しいところでございます。どこまでを地元の人たちにやっていただけるかということでございますので、そのところが大変だなと思っております。

その中で、何とか考えていかなければならないことではございますけれども、ただいま村田議員から一つのご提案がございました。ごみゼロ運動、これは春と秋、行うわけでございますけれども、そうしたときにやっていただけると確かにありがたいなという思いがいたしております。春先はそれほど草も生えておりませんので、ちょっと時期をずらしていただくとか、そのような工夫をしながらやっていただけたらありがたいなという思いの中で、こんなこともこれから執行部としては検討しながら、もし可能であれば、そのようなことも実行に移させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、皆さん日々忙しい生活をされておる中で、なかなかボランティアでそうしたことをするというのも難しい時代になっております。しかしながら、長瀬町も観光地でございまして、何とかその観光美化を考えながら進めさせていただきたいと思っております。

なお、最初にお話しいただきました観光協会にお貸ししております土地につきましては、これは観光協会のほうにしっかりとお話をし、観光の一番のメインの場所でございますので、一年中きれいにさせていただけるようにこちらからもお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 本当に一番難しいのが民地なのですよ。民地なのですよって、自分も草刈とかできるから、目立たぬように自分の関係しているところ、知っているところ等については、子供たちが通るのに邪魔にならないようにとかいうことで、草は刈ったりもしているのです。

ところが、目立ったからといって、民地にかかる道路、町道との境とかいうところについて、これが町も難しいと思うのだけれども、そういうふうなまた昔と、こうやって気風がなくなっているの、手をつけられない状況のところははっきり言ってある。だから、何やっているのだお前と、ふざけるなとか言われれば、ではやるのなら俺んちの畑全部刈れというふうなお叱りを受けてしまうというような状況なので、難しいのだけれども、例えばクワの木が出ていてどうしようもないというのを、町としても本当は黙って切るわけにいかないのだと思うのです。そういうある程度交渉とか、そんなふうなことはできるのではないかなと。ちょっと今でも通学路等で出ていて、これ何とかならないかなというのはあるのですけれども、歩きながらぶっかいたりすることもあるのですが、やはりもう少しみんなできれいな町をという。

特に観光につきましては、やはり観光の目的であることを考えると、来た人たちが、今はアウトドア的なところでもたくさん来ますよね。キャンプ場等にもたくさん来たりします。人がぞろぞろ歩いています。あんまりこの町は汚いなんて言われたことはありませんけれども、そういう人たちが歩いてきたりしたときに、やはりどう思うかなというところはありますので、町でも点検といいますか、していると思いますが、ある程度のお金をかけないでというのが難しいのですけれども、ぜひ気持ちよく観光に来た人もとすることができるようになればいいと思います。

2点だけ。公園なのですから、例えば本野上公園につきましては、今日、昨日は分からないですよ。あれは公園というよりも雑草地になってしまっていますよね、残念ながら。あれでは子供も遊ばないし、暑いから、夏場はあそこであんまり遊ばないでしょうけれども、本野上公園、私も本野上に住んでいます

が、本野上公園にそんなにお金かけるというのも問題だと思いますが、何とかならないのかなど。

あと、長瀬公園については、一回除草剤使ったと思うのです。全面ではないでしょうけれども。やはり、あそこはグラウンドゴルフも使っているんで、そんな苦情も行ったのかなという気がするのですが、急に草が枯れたというところを目にしましたので、もし除草剤を使ったら、うまくないのではないのかなと思います。その点、岩田公園も大分草がひどいですけれども、本野上公園と長瀬公園について、課長でも、担当の方をお願いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

本野上地区公園ですが、公園で区切ってあるほかに、何も使っていない部分のところの草がかなり生えているということで質問でよろしいのでしょうか。

○5番（村田徹也君） 中も。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 中も、はい。そちらにつきましても、年間2万円という委託料の中で、職員ができる部分はやりますし、シルバーさんに委託しておりますので、事業に支障のない程度にはやっております。ただ、周りに迷惑をかけるということはよくないので、なるべく定期的にやっていきたいとは思っておりますが、まずは事業を進める上で支障のないようにやっておりますので、その辺はご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

通学路の関係が出ました。村田議員も先ほどおっしゃったとおり、民地が絡む問題でございまして、非常に難しいかと。あとは、空き地ですとか、休耕田とか畑とかという形のもの、様々な問題も関連してきますので、今後役場の庁内担当各課と、それから学校、PTAや地域の皆さんと連携しながら、子供の安全、通学路の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

はつらつパークのほうで除草剤を使ったということで、確かに使用しました。できる限り遊具のほうには、できる限りというか、遊具の付近には除草剤をまかないような配慮をいたしまして、除草剤を一度散布をさせていただいたのですけれども、グラウンドゴルフのほうの使用の方から、あの草何とかならないかというふうな苦情もいただきましたので、時期も時期でしたので、真夏で草刈りを職員のほうでも行うことができなかつたということで、除草剤のほうは散布をさせていただいたのですけれども、今後は除草剤のほうはあまりよくないというご意見もいただいておりますので、機械を使った除草のほうで対応していきたいというふうに考えております。実際には除草剤は一度使用いたしました。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りたいと思いますが、極力今課長が答えられたように、子供の遊ぶ公園には除草剤はやめていただきたい。

防災行政無線の活用について、総務課長にお尋ねします。防災行政無線は、デジタル化した後も聞こえにくい地域があるため、時差放送したり、高齢者のいる世帯へ戸別受信機を無償貸与したりして、難聴地区の解消に向けて努力されているようです。しかし、発信する情報の内容に課題もあると思われるので、

防災行政無線の活用についてお聞きします。

- 1、県防災行政無線で放送することができる情報は、どのように決められているのか。
- 2、戸別受信機の貸与数と普及率、安心安全メールの登録者数はどの程度なのか。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災行政無線で放送することができる情報につきましては、電波法及び長瀬町防災行政無線局（固定系）運用細則第3条において決められております。内容といたしましては、地震、火災、台風等の非常事態に関する事項、人命その他、特に緊急を要する事項、町の行政について町民に周知させ、または協力を必要とする事項、その他町長が必要と認めた事項となっており、それに基づいて放送業務を行っております。

続きまして、2点目の戸別受信機の貸与数と普及率、安心安全メールの登録者数についてですが、初めに戸別受信機ですが、65歳以上の高齢者のみの世帯1,122世帯を対象とし、9月1日現在で235台貸与しております。普及率は20.94%となっております。

また、安心安全メールの登録者数ですが、長瀬町からの配信を登録している方は6,060名となっております。なお、登録者は長瀬町民の方とは限らず、登録に当たっては、登録する方の住所制限などはございません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、国のほうの多分同報通信何とかという法律に基づいて放送されているのだと思います。

これについてなのですけれども、放送内容なのですが、例えばこれはやらなければいけないのか分からないのですが、土、日も多分流れていたと思うのですけれども、昨日も流れたと思うのですが、熱中症危険アラート発令どうのこうのというふうなことで流れていると。これは、要するに熱中症危険アラートというのが発令されたら出しているのかなという気がするのですが、結構28度ぐらいで涼しい日も放送あったりしたのです。今年の夏は特に、異常気象がこの何年か続いているのですが、ちょうど8月辺り、コロナも大分急拡大して、1日に20人とかそんなふうな発症もあった時期がありました。今もちょっと、今日なんか13人とか出ていましたけれども。私が聞いていた限りでは、新型コロナが国のほうではウィズコロナと、コロナと一緒に生きていくのだというふうなことを言って、私はこれは何か納得できないのですが、当然国がそうなら県もそう、町もそう、それに従うというふうなことだと思うのですけれども。では、一番最初のコロナが緊急事態が出たときのことを考えてみると、あのときの対応は、もう責任者が死んでしまっていないけれども、あれでよかったのかというふうに感じてしまいます。

何が言いたいかというと、長瀬町でもラジオ体操をしたりとか、家の中でテレビ体操をしたりとか、結構そういうことがあったのですが、全然放送とかはなかったのが、要するにコロナがまた増えてきたのだけれども、町民の皆様気をつけましょうとか、そういう放送がなぜできなかったのか。これは、何か町の規定か何かあったのかどうかということについて一番知りたいわけですが、ラジオ体操まで流して、本当に、そうだ、外へ出られないから気をつけようとか、そういう意識がうんと高まったと思うのです、町民の中でも。やはり、今はかかってもそんな重症ではないと。それから、4回目の接種をお願いしますと。4回目打った人も、私の近くでもいるのですよ。打って、全然、あれ、何だと。その人は重症ではなかつ

たから、このせいだと言いつ聞かせているのだなんていう話がありますが、はつきり言つて医療機関でも打つてもかかるからねというふうなことも言われると。

1番のこの放送について、もう時間もないので、これはできるのか、できないのか、できなかったのか、そこについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、熱中症の放送が多いということですが、先ほど村田議員おっしゃったとおり、熱中症アラートが国のほうから出ますと、そちらの情報に基づきまして、担当課から依頼により放送しています。現在は、マスクの着用により熱がこもりやすく、特に高齢者は気温の上昇や喉の渇きを感じにくく、熱中症リスクを伴いますので、小まめに水分を摂取するよう情報発信を行っております。

続いて、新型コロナウイルス感染症予防の放送ができなかったのかということですが、先ほど言われたとおり、流行当初は緊急事態宣言、またまん延防止等重点措置期間中については、感染予防の周知について放送を行っていましたが、新しい生活様式も浸透されてきており、予防には日頃からのマスクの着用、手指の消毒、身体的距離の確保など、個人が継続的に実践していることから、放送は見送っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ちょうど時間となりました。よろしいですか。

どうぞ。

○5番（村田徹也君） すぐ終わります。

今の回答でいくと、分かります。だけれども、それは長瀬町としてできたのではないか。例えばなぜかという、これから冬場になって、今年の冬はインフルエンザと同時にはやったりするというふうなことも言われているのです。ですから、国のほうとしたらなるべく、もう収まったのだということでやっていたのは目に見えていますよね。ですから、そういうときに長瀬町はそれに従って、ではこれもまた放送しないのかと。それが言いたいので、ぜひそういう柔軟に今の町の状況を考えて、よそがどうだからということではなくて、できるかできないか、それについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

担当課等のほうの依頼に基づいてうちのほうもやっていますので、担当課等のほうから依頼がありましたら、放送は行いたいと思います。また、言うように、柔軟に対応したいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（板谷定美君） これで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 次に、4番、野原隆男君の質問を許します。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） マスクを取らせていただきます。

○議長（板谷定美君） どうぞ。

○4番（野原隆男君） 質問します。

クビアカツヤカミキリの被害状況と対策について、町民課にお伺いいたします。特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる樹木への被害が矢那瀬地区で確認されていますが、被害状況や駆除の状況についてお伺いいたします。

なお、令和3年12月定例会の一般質問に対し、町はクビアカツヤカミキリの被害防止対策を早急に対応し、駆除の助成の導入を検討したいとの答弁がありましたが、どのような対策を講じ、また助成制度を導入する予定があるのかお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

まず、クビアカツヤカミキリの被害状況につきましては、6月24日金曜日に、本年4月から花が咲かず虫の開けた穴が確認された桜の木に、ネットを巻き付け経過観察をしていましたところ、クビアカツヤカミキリの成虫を確認いたしました。確認した内容を秩父環境管理事務所へ情報提供を行うとともに、秩父郡内で初めての発生ということもあり、7月5日火曜日には関係者が現地に集まり、ほかの場所での被害状況の確認を行い、現地確認の結果、被害が確認できたのは矢那瀬地区のみであると、専門機関であります埼玉県環境科学国際センター職員よりご報告をいただきました。

今回の発見が長瀨町及び秩父地域としても初めてということもあり、秩父環境管理事務所主催で、現地の被害木を使った薬剤注入の研修を8月23日火曜日に関係者30名の参加で実施いたしました。参加いただいた薬剤メーカーの方や、環境科学国際センターの職員の方に再度確認をしていただき、被害の出ている9本の木のうち、7本に薬剤注入を実施することができました。また、今回の研修で使用した薬剤は、桜の木のみで使用できるもので、実のなる木には使用できないこともあり、梅や桃などに多く幼虫が入った場合、切るしかないとお話もいただきました。

現在、町ではクビアカツヤカミキリに対応すべく、この後ご審議いただきます補正予算に、薬剤などを購入する消耗品費を計上させていただいております。お認めいただけましたら、薬剤等を配布できるよう要綱の作成を進めておりますので、早急に対応させていただく予定でございます。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） それでは、玉川町民課長の答弁に対しまして、確認を含め再質問をさせていただきます。

特定外来生物クビアカツヤカミキリが矢那瀬地区で最初に確認されたとき、桜の木のそばを通るたびに大量のフラスを見ていましたが、当時は何も対処を講じませんでした。現在はいろいろな対処を実施しています。なお、質問時間短縮などを目的に、これ以降は可能な限り特定外来生物クビアカツヤカミキリを「クビアカ」と呼ばさせていただきますので、ご了承ください。

当該の桜は、クビアカが最初に写真撮影されたのは2020年8月5日でした。地元の写真愛好家から写真

を見せていただき、私自身も初めてクビアカの確認及び認識しました。撮影者は、産業観光課に情報提供していました。当該の老桜は、令和3年春は満開でしたが、令和4年は枯死桜となってしまいました。クビアカに秩父中の桜の危機感を感じた今春でした。埼玉県は、早くからクビアカに対して早期に被害を発見して防除や駆除をする必要がある、被害が大きくなってからでは遅いと危機感を募らせていました。

そこで、1つ目の質問です。私の記憶では、クビアカツヤカミキリについての情報を二、三年前に役場からの回覧物で一度見ただけです。矢那瀬地区以外の知り合い約20名以上に聞いても、ほとんどの人がクビアカを知りませんでした。クビアカの被害が深刻な熊谷市では、広報紙をはじめ、子供たちには「こども広報くまがやキッズ」を活用して、クビアカの被害防止を呼びかけています。長瀨町の特定外来生物のクビアカの被害防止のための啓発活動はどのように行ってきたのか。また、矢那瀬地区で発見された後、町民に対してどのようにPR活動や啓発活動を展開してきたのか伺います。あわせて、今後の啓発活動をどのように展開していくのかについても伺いいたします。早期発見が急務ですので。

2つ目の質問です。熊谷市では、クビアカの被害、樹木の伐採または薬剤防除に要する費用は2分の1で100円未満切り捨て、上限は5万円となっています。2つ目ですが、成虫20匹につき「まち元気」熊谷市商品券1,000円を交付、上限1人200匹で金額1万円の助成金制度が施行されています。

そこで質問です。令和4年8月23日に矢那瀬地区で、町民課主催でクビアカ防除研修が実施されました。私も住民の方々と参加しました。研修で使用した薬剤のウッドスターは、400ミリリットル2本で7万円でした。薬剤の注入は、根元周囲1メートル以上ある桜で、私の感覚では被害樹木4本から6本でウッドスター1本が消費されるように感じました。このようなことから、より効果的な助成制度が必要と考えますが、町としてどのように考えているのか、再度伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問の要旨的には、今までどのような啓発活動を行い、今後どのような啓発活動を考えているのかということかと思いますが、その件に関しましては2020年に情報提供を受けた際は、博物館へクビアカツヤカミキリの生態、対応について相談を行うとともに、町内回覧を行い、周知活動を産業観光課で実施いたしました。今現在は、町ホームページへ注意喚起の記事を掲載するとともに、クビアカツヤカミキリの発見されている矢那瀬地区の掲示板にチラシの掲示を行ってございます。今後につきましては、時期を見て、町広報紙などへの記事の掲載を行う等、広報活動を強化したいと考えております。

2つ目のご質問の要旨的には、町の助成制度について、どんな考えを持っているかということかと思いますが、その点に関しましては、果樹に対しても使用できるスプレー式の薬剤や防虫ネットの配布について考えてございます。また、埼玉県の補助金を活用しながら何らかの補助ができればと、情報収集を進めているところでございます。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 再々質問させていただきます。

埼玉県環境科学国際センターの専門家によると、早期発見、早期防除や駆除、早期伐採、早期焼却が大切であると言っていました。また、昆虫に詳しい専門家によると、飛翔能力が高く、短期間に秩父地域でも被害が拡大する可能性が高いとのこと。なお、成虫は冬は死滅します。

そこで、1つ目の質問です。クビアカへの対応は長瀨町だけでなく、秩父地域はもちろん、近隣地域や埼玉県全体での情報共有などや、他県との情報共有なども必要と考えますが、町として長瀨町以外の行政

とどのような連携や情報共有、方策を考えているのか伺います。

2つ目の質問ですが、矢那瀬地区でクビアカ防除研修が実施され、そのとき話題になった事案に関連して質問します。私有地のクビアカ被害樹は、各個人の対応が原則であることは私も理解していますが、被害樹の生えている場所や被害樹の大きさなどにより、クレーン等が必要な伐採などが発生した場合は、費用は膨大となります。このような場合には、町としてどのような考えがあるのか伺います。

また、道路脇の被害桜の管理者は、町なのか個人なのか非常に悩ましい問題となりますが、町としての考えをお伺いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問の要旨的には、町として他地域との連携、情報共有など考えているのかということかと思いますが、その件に関しましては、クビアカツヤカミキリの被害につきましては、秩父環境管理事務所へ報告を行うとともに現地確認も一緒に対応しております。環境管理事務所主催で8月に行われた現地での薬剤注入研修につきましては、町民課、建設課、産業観光課の職員のほか、郡内市、町の担当者や、小川町、滑川町からも参加して行うことができました。今後も連携をしながら対処していければと考えておるところでございます。

2つ目のご質問の要旨的には、個人で管理している場所で発生している場合の対処の考え方についてのご質問だったかと思いますが、その件に関しましては、官地の場合は、管理している部署での対応が基本となります。民地での発生の場合は、所有者、管理者への薬剤や防虫ネットの指導、配布を考えております。また、大規模な作業を行う場合につきましては、埼玉県へ補助金交付についての相談、確認を行いましたが、令和4年度については難しいとの回答を受けておりますので、令和5年度から県の補助を受けられるよう協議を進めてまいります。

○議長（板谷定美君） 次に、8番、新井利朗君の質問を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 質問いたします。

1番、コスモシヨア長瀨跡地等利活用事業について、企画財政課長にお伺いします。コスモシヨア長瀨跡地等利活用事業については、応募書類の受付が8月31日に締め切られ、応募した事業者へ書類審査結果を通知していることと思います。9月16日には事業者のプレゼンテーションも予定されていますが、どのような事業者から応募があったのか、現在の状況と今後のスケジュールについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えします。

現在の状況につきましては、5月31日から8月31日まで、コスモシヨア長瀨跡地等利活用事業の事業者の募集を実施させていただきました。その結果、県内2事業者、県外1事業者の計3事業者から応募がありました。

今後のスケジュールにつきましては、9月16日に審査会を開催し、その選考結果を踏まえ、9月22日に

優先交渉権者と次点候補者を選定し、進めていく予定でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） この事業につきましては、3月の令和3年度補正予算（第10号）に出てきた事業でありまして、この当時はみどりの村野外運動施設跡地というふうな名前であったりしたかと思うのですが、最近のホームページ等で見ますと、今のコスモシヨア長瀬跡地というふうな形で載っていたので、そちらも見させてもらったりしています。

それで、3月の企財課長の説明では、この内容が事業用地は町が地権者から借り受け、事業者に転貸するというふうな説明がありました。これにつきまして私は大分質問したのであります。というのは、ここに在籍している人もいるし、していない人もいると思うのですが、町が借り受けて事業者に転貸する。これは、今この状況でこの図面を見ますと、最終的には地権者に町が責任を負うという形になるというのが読み取れるのです。そして、コスモシヨア跡地利活用事業の案内を見させてもらおうと、それは定期借地権の方式を取るというふうな形が書かれています。

定期借地権について私が調べたところによりますと、あくまでも借主と、それから持ち主というものが契約をするわけです。それについて、場合によると不動産業者等が仲介するというふうな立場になるのかと思うのですけれども、仲介であれば、その責任は負う必要ないと思うのですけれども、しっかりとその辺のところを確認しながら事業を進めてもらいたいというふうに思います。季節的な事業が来ることによって、十分な収入が得られるとはなかなか考えにくいものでもあります。そういうふうなところもありまして、大分3月には私食い下がりました。

そういうふうなことでありますので、定期借地権について企財課長の認識を、今回の貸出しといいますか、契約についてのパターンを、3月に配られたこのブランディング事業の資料と違うのであるか、また本当に町は責任を負わなくてよろしい立場なのか。あと、インフラ整備とかいろいろな面で、あそこにつきましては上水道も行っていない、下水道も行っていないというふうなところでもあります。電線につきましては途中まで行っておりますけれども、電線もあの場所には行っていません。途中、あそこへ行ってみますと、非常に緑に恵まれた、いろいろなキャンプ等の事業をするにはもってこいのところかなと思うところですが、その辺のことについて。

それから、発表で載っていた公表されているものでは、9月16日にプレゼンテーションを予定されているというようなことを書いてあったので、今回出したのですけれども、これにつきましては公開なのか、いわゆる傍聴もできるのか、そういうようなことも聞きたいと思います。これはインフラ整備のこと。

それから、補助金につきましては、3月のときは3,000万円と。町からが330万かな、そのほかにも、場合によると5,000万円のプロジェクト応援事業みたいな費用が出る話も載っています。そういうようなことから含めてしっかりと、私とすればとにかく、この事業が多分終結する頃には、ここに在籍する人、誰もこの場所にはいないということなので、後々町民に負担の残らない、そういうものを契約上はしていただきたいというところで、3月からずっと食い下がっているところなのですけれども、その辺のことを含めて、まず定期借地権のほかいろいろと回答いただきたいと思います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、定期借地権の認識についてなのですが、それにつきましては3月の定例会でご説明させていただきました形式と変わっておりません。町が地権者と契約を結びまして、その権利を事業者に転貸す

るというような形でおります。これにつきましては、地権者からの強い要望がございまして、町が定期借地を受けるというところになっております。

続きまして、インフラの関係ですが、議員おっしゃるとおり、下水道、水道等が途中までしか来ていないというところがございます。水道管につきましては、もともとプールがございましたので、使えるのではないかとということもあるのですが、古いものになっておりますので、そうすると元の形で使えるのかということなかなか厳しいのではないかと状況でございまして、引き込んでくる必要性がございます。

3点目、傍聴についてなのですが、審査委員会の傍聴につきましては、今のところ外部へ公表するような形は考えていないです。

議員のおっしゃるとおり、リスクというところで町のところがあるのですが、その中でいろいろと検討していったところなのですが、原則、事業者が全ての施設や工作物を撤去した上で、町に貸付地を返還することを契約の条件としたいと考えております。しかしながら、契約に盛り込んだからといいまして、事業者が施設等を残しまして、破産などにより撤退してしまう可能性もあります。その対策としましては、保証金という形で月額貸付料の18か月分を町に一時的に納めていただくことも契約の条件としているところでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 3月の臨時ですか、補正予算のときには定期借地権という言葉は、私が会議録を探した中にもほとんどというよりも、一言も触れていなくて、とにかく町が借りて、そして貸すという形の言い方をしておりました。何で地権者の強い要望があるかといったら、地権者は町が借りてくれるのなら最後まで、この間のプールのときと同じですけれども、全部町に責任を負わせて、更地にして返してくれる約束ではないかというふうなことが主張できるからですよ。だから、非常に懸念しているわけです。

今は、保証金につきまして、たしか18か月分を預かるというふうになっておりますけれども、18か月分、これは貸付につきまして220万円以上と、年間、年額ですね。というのはたしか書いてありました。それがどのぐらいで貸し出す予定なのか分かりませんが、220万とした場合に、1年間が220万。ですから、18か月分といいますと、大体330万円ですね。そうですね。そのぐらいのお金で8,000万円の補助金、5,000万円の補助金、なおかつ事業者がすぎ込んだ建物や何かの撤去をすることは、まず不可能だと思うのです。

これは、まだ進出してくる前にそういうことを言うのはいけないことかもしれませんが、その辺のリスクをしっかりとやっぱり考えて事業ってしていかないと、長瀬町はいつもこの事業の片づけでいってしまう。私が議員になって間もなくの頃に、町長も議員でおられましたけれども、宝くじ協会から1億円やるから何か考えろというふうなことで、できたのが長瀬駅前のモニュメントでした。あれも数年使ったところで随分故障しがちになって、今では撤去を考える状態です、約20年たったら。それで、撤去する費用だけの設計だけで約200万円、この間入札があったかと思うのですけれども、かかるようです。それからまた、今度は撤去費用というふうなことでかかってくる。いわゆる1億円もらって、あそこで少しお知らせ板ができましたけれども、映像コーナーができましたけれども、今であれば非常に時代に即さない。みんな自分の手でいろいろな映像が出てくる時代であるし、情報館もあそこにできたりしたこともあります。そういうふうなことも含めていくと、町民にそんなに有効でないのに、多額の費用をかけて撤去し

ていかなくはならない。片づけていかなくはいけないということが、10年とか20年とかたつと出てくるわけです。

プールなんかもそうでした。本当に早くから片づけられればよかったけれども、なかなか片づけられなくて、逆に言うとそのまま借地料を払い、そしてやっと撤去して終わったら、今度はまたすぐそういうふうな事業、要望があったからということで出てきたわけです。だから、とにかく後になって残さないように考えてほしいというところでもあります。

7月5日に会議がありまして、令和4年度の事業としてサテライトオフィス等開設支援事業、いわゆるJAの跡地についての事業について説明がありました。このことについて、この事業は取りやめるということで、これから後々の補正予算のときに出てくるかと思うのですけれども、その説明で企財課長は、建物が50年以上経過している、それから耐震診断がなされていない、それから3つ目に、町が借り、町が貸すので、責任補償等は町に及ぶということを言っております。そして、そのほかにも幾つかあるのですけれども、そういうふうなことであった。町が借りて町が貸すということは、責任補償は町に及んでくるのだということは、これは認識していることだと思うのです。定期借地権というのは、あくまでも借主と貸主の関係だと思うのです。だから、その辺のところをしっかりと見極めた上で勉強されて、とにかく町に被害が及ばないように、しっかりとした契約をしていただきたいというふうに思うところです。

先ほど、保証金があるから大丈夫と言われたけれども、330万円、最低額であっても、片づけ賃は本当にその辺のごみを片づけたり何かするぐらいのところ、大した役には立たないと思うのです。ですから、あれは月額でなくて、年額で書いてあるのですね、220万は。そして、片一方では18か月という月分に書いてありますので、240万になったときには、20万円ずつだから360万になるかもしれませんけれども、そういうふうな形のものでは片づけ切れない。保証金があるから安心というふうなものではないと思います。ましてこういうものは、非常に流行り廃りというものが多量の、激しいものだと思うのです。

そして、この間新聞にもちょうど載っていたのですけれども、最近はおちこちのスキー場がゲレンデ、いわゆるスキー客が少なくなってきたので、スキー場のあまり使われなかった部分、いわゆるスキー場という、割と夏場なんかは過ごしやすいくところであるし、またはそういう場を使って、冬場は逆にそこに泊まってスキーもできるというふうなことも考えられる。そういうようなことを始めたスキー場もおちこちに出てきたようです。そういうようなことも載っていますので、応募してきた事業者がどの辺のものか分かりませんが、結局その辺のところをしっかりと、後々の町民に被害が及ばないといいますが、ほとんど利用しないと思うのですよ、町民はその場所を。ですから、そういうことでやってほしい。

また、町内事業者が使われるということも言われていますけれども、町内事業者で例えば納品いろいろしてくれるかどうかといったら、そういうのではなくて、恐らくおちこちが、老人ホームがあったり、いろいろなキャンプ場があったり、いろいろしていますけれども、ほとんど調理会社等に委託してあったりとか、また結局まとめて購入してしまったりとかするところから、また長瀬町の町内事業者が、小さな事業者が納品できるようなものというのは非常に限られているし、少ないと思うのです。ですから、あまりにも利益が少なくて、後々非常に負担が大きくなるものになる。例えば3,000万円ももらうから大丈夫、5,000万円来るから大丈夫、あとは事業者が持つから大丈夫というふうに言われたけれども、その後の片づけは長瀬町民に来るようなことのないような契約をしてほしいということを重ねて申し上げたいところなのですけれども、課長、どうでしょうか。サテライトオフィスでもそういうふうに言われているのです。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再々質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、確かに保証金という形で取っているということなのですが、それが撤去費用に見合わない可能性もあるのではないかとご指摘でございます。それにつきましては、今回の場合、審査委員会で確実性、計画性というところも審査ポイントに加えております。加えまして、銀行さんも2行さん入れまして、審査員のメンバーに加えさせていただいているところでございます。そのようなところを踏まえまして、できるだけ事業者様が撤退しないような方を選びたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○8番（新井利朗君） それだけ。

〔「分かりやすく言えよ、もう少し。分からないのだよ。はっきり言ってもらわないと分からない、何言っているんだか。俺は耳が悪いんだか、頭が悪いんだか分かんないけど」と言う人あり〕

○8番（新井利朗君） 危ない会社を最初から選びはしないですよ、誰も。だけれども、実際のところはそんなに長続きしない事業もいっぱいあるから、その辺のところを一番懸念しているわけです。子供たちに後々ツケが回らないように。

〔「今がよけりゃいいんだね」と言う人あり〕

○8番（新井利朗君） 誰もいないのですよ、そのときに、ここにいる人は。新井があんなこと言ったといっただって、誰も知らない、文字になっていないと。町長、その辺どうですか。

企財課長が町長にでもなってきたか、副町長にでもなってきたか分かりませんが。

○議長（板谷定美君） 町長、どうぞ。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問に対しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま新井議員のほうから、プールの跡地について、そしてまた駅前モニュメントについてのお話ありがとうございました。全く新井議員の言うとおりでございまして、私も本当に片づけ屋だなという話はよくするのですけれども、あちらを片づけ、こちらを片づけ、今日まで9年間来たわけでございます。その中でプールの跡地でございますけれども、当初はあの跡地をどうにしようかということで、いろいろ鉄道の皆さんですとか、執行部も集まりましてご相談をしたのですが、なかなかあの跡地について利用の仕方が決定できないという中で、それでは更地にして返してほしいという鉄道のほうのご意向があったわけでございます。で、壊しましたところ、鉄道さんのほうで当然事業をやっていたらと思うましたらば、鉄道のほうで、うちのほうはとて今赤字経営でどうしようもないので、何とか町で頑張っていただけないかというお話をいただきました。

そこで、町といたしましてもブランディング事業ということで、いろいろと町に業者を呼び込みたいという状況でありましたので、いろいろな業者さんに、あそこを使っていただけないかということで町として広報をしたわけでございます。その中で、プール跡地だけではなくて、空いているところあちらこちらを皆さんにどうですかというお話をしましたところ、プール跡地が一番引き合いが強くて、それではということで、民間企業に活用していただくということになったわけでございます。その後、公募型サウンディング調査などを経て、事業を行うことが望ましいということで、これから活用していただくということになって現在に至ったわけでございます。

秩父鉄道さん、今度社長が替わりまして、先日金曜日に牧野社長が改めてお越しいただきました。その中で私もきつく申し上げたのですが、本来ですと自分の土地なのだから、秩父鉄道さんが事業をやるとか、

自分のところで事業主を見つけるとか、それをしていただくのが当たり前なのですよということをきつく話させていただきました。新井議員のおっしゃるとおり、もしもの場合というこのリスク、これは私も非常に懸念をしておるところでございます。

そうした中で、今後、16日に業者さんがある程度まとまってくるわけでございますけれども、これから業者さんが決定次第、そうしたこともきちんと業者さんと話をさせていただき、もしもの場合には、しっかりと更地にして返していただくような契約ができればと思っておるところでございます。鉄道さんのほうにも、当然そのことは、後で尻拭いを町ですることのないようにしっかりしてほしいということは、こちらからも鉄道さんのほうにも申し上げさせていただきたいと思っております。

先ほど、新井議員のほうからサテライトオフィスの話が出てまいりましたけれども、私もこれにつきましても、まさか貸し出すということでは、耐震がしてあるのだろうと思ったわけでございますけれども、後になって聞きましたら耐震がしていないということです。これをお聞きしましたときに、それではこれからもしものことがあった場合に、町がその尻拭いをするのでは困るということで、最終的に本当に苦渋の決断でございましたけれども、私が決定をさせていただいて中止とさせていただいたわけでございます。そういうことも踏まえまして、これから進めてまいりますプール跡地につきましては、しっかりと業者さん、そして持ち主の秩父鉄道さんとは話をさせていただきたいと思っております。

以上です。分かりましたでしょうか。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 特別、町長にもご回答いただきましたけれども、本当にいろいろな面で事業は変遷しやすいものであります。また、あの周辺の地所につきましても、どういうふうな使われ方をするか、非常に地権者等も懸念している部分、心配している部分もありますので、その辺のところも含めてよく検討してほしいというふうに思います。とにかく町民に大きなツケが回ってこない、あのとき長瀬の町長が片づけ屋だったなんて、それだけしか印象に残らないようなことのないように、事業としてやっていただきたいというふうに思います。

銀行管理といったって、銀行は実際のところお金になればいいことで、貸すために多分来ているのだと思うのです。信用調査もあるでしょうけれども。そういうふうなところで、起業家にはどういうバックがついているか、どういうサポートがあるか、そういうふうなものを含めて、関連企業等も含めて審査する必要はあると思うので、また当然だと思うのですけれども、後でその辺の結果については発表、公表させていただきたいと思います。

では、2番に行きます。新型コロナウイルス感染者の感染防止対策について、健康福祉課長にお尋ねいたします。町内における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が、7月下旬から急激に増えています。接触機会を減らすなどの感染拡大防止に努め、ワクチンの接種などが進んでいるにもかかわらず、感染者の減少や収束に結びついていません。そこで、現在の感染傾向と、今後実施すべき感染防止対策を伺います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今年の7月下旬から8月にかけて、感染力が強いとされるオミクロン株B A . 5の感染拡大により、全国的に感染者が増加し、長瀬町におきましても、今までとは比較にならない速さで感染者が増えていきました。

埼玉県におきましては、8月に入り、感染拡大の抑制と逼迫する医療機関の負担軽減のため、B A. 5対策強化宣言を県内全域に発出し、従来の感染対策を徹底するよう県民に要請し、さらに9月末まで延長されました。しかしながら、夏休みの時期やお盆による帰省時期が重なり、感染が収まらない状況が続いておりました。感染の傾向につきまして、第1波から第5波までは、各年代ともに満遍なく感染者が見られる状況でしたが、第6波以降では高齢者の感染者が少なく、10代から40代の感染者が多い状況となっており、感染経路は、家族間での感染による感染拡大が多く見られました。

その中で、現在町が取り組んでいる感染拡大防止への一番の取組は、新型コロナウイルスワクチン接種でございます。ワクチンの接種状況を見ますと、60歳以上の3回目接種率は90%と高く、感染者が少ない状況ですが、20代、30代の3回目接種率は50%台と低く、感染者が多く出ている状況が見られます。町といたしましては、20代、30代の3回目接種を促すため、接種勧奨のお知らせを改めて送付し、感染拡大防止につながるよう取り組んでおります。

なお、実施すべき感染防止対策は、国が示しております3密の回避、手洗い、うがいの励行など、基本的な感染対策にしっかりと取り組んでいくことが重要でございますので、今後もこれを基本として事業に取り組むとともに、町民の皆様に周知を図ってまいります。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 健康福祉課長、また前の健康福祉課長には、コロナが発生した当初から非常にご尽力いただいて、一生懸命に対策を講じていただいていることに関しまして、お礼を申し上げたいと思います。本当にご苦労さまです。また、ありがとうございます。

それと同時に、今申し上げたように7月に埼玉新聞に載っている人数でいきますと、7月に約127人、8月は255人を私は数えたのですけれども、先ほど245名というふうな数が言われましたけれども、私の場合255を数えました。そんなふうなことで、非常に感染がえっというほど増えて、隣近所といたしますか、近いところでもそのような状態であるし、子供たちを見ていると、急に子供がいなくなってしまうというか、来なくなってどうしたのだろうかということであって、今週の月曜日の場合、約半数ぐらいが登校しているくらいで、あといないのです。どうしたのかなと思って探しに戻ったら、その後来ないので。どうしたのかなと思ったら、学級閉鎖になっていました。その夕方になったら、今度は、明日火曜日学校閉鎖になりますと。だから、登校見守りは結構ですというか、大丈夫ですというふうに言われたのですけれども、そのぐらいすごい元気に見えた子供たちが感染になってきた。

確かに家族間感染と言われておりますけれども、家族間にどこからかつながってきたということです。家族だけがいるわけではなくて、やっぱり外に勤務に行ったり買物に行ったり、また子供にしても、結構夏休み最後のほうのとき、ちょうど小学校の近くにいたのですけれども、そのときに学童に子供たちが来ておまして、大変にぎやかに楽しく過ごしているところなのですけれども、そういうふうな面でのきつとつながりが、結局近い距離での接触になったりとかいうふうなものも多かったりしているのかなと思うところがあります。

そういうふうな面で、確かに今放送もされなくなりました。あまり言われなくなった。本当に今課長が言われたように、3密を避けるといいますか、私は3Kといって、距離、間隔、あとちょっと忘れてしまった。あのことをやって、とにかく距離を持つ、それからいること。だから、3密を避けることにもつながることなのですけれども、あと換気。非常に換気も夏場だからされているのですけれども、逆にエアコンをかけていることから、閉めてやるというふうなところも見受けたりして、こちらも今回はエアドッ

グといいますか、空気清浄機が入ったから、ドアが閉まっている状態になった議会が開催されておりますけれども。そういう面での基本的なことが、ぱっと消毒をしたり、手洗いしたりとかということはありませんけれども、なおかつ近距離、密接なつながりというものが結構行われて、暑いからマスク外していいのだよと言ってもらったのですけれども、やはりそのところで結局近くで話さざるを得ないときには、お互いにマスクをする。買物に行っても結構あちこちでマスクしていて、食事のときだけマスクを外したりしている状況も見受けました。

やっぱりみんなきちんと対策をしながらいけないことには、これは収まらないなというのを感じましたけれども、そういうふうなことからワクチン今3回目の接種が行われていけば、20代、30代の方も少なくなるのではないかというふうに言われますけれども、先日発表になった4回目といいますか、新しいオミクロン株に対応したワクチンは、いわゆる今まで2回した人であっても、いきなり4回目としてというのですか、新しく出るオミクロン株対応のワクチンが接種できるようになって、今までのワクチンは使われなくなるというふうに理解してよろしいでしょうか。

それから、もう一つ、もし感染した家庭等につきましては、町役場からはどんな対応をしてくださっているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

1つ目は、オミクロン株対応ワクチン、これは2回目の接種まで打った方につきましては、全ての方がオミクロン株対応ワクチンを打てるということで、今のところは国のほうからお知らせが来ております。今までのワクチンは、秩父郡1市4町におきましては、10月の中旬ぐらいまでは従来株のワクチン接種を進めまして、その後オミクロン株対応ワクチンがこちらのほうに入ってくるようになりましたタイミングで、10月下旬くらいから、まずは集団接種を皮切りに接種を始めたいということで、今医師会のほうと調整をしているところです。

もう一つが、町から感染した方への支援、そういったものがどんなものがあるかということだったと思いますが、町としましては、埼玉県と自宅療養者の名簿を提供していただく協定を結んでおりますので、それに基づきまして、提供された自宅療養者の方に対して、体調の確認ですとかを含めながら、自宅療養者の方が感染状況を登録するHER-SYSへの登録方法のお知らせですとか、あとは食料の支援でして、埼玉県から、感染者はなかなか外に買物に出かけられないので、埼玉県からの食料が届くまでの2日、3日の間、その間になるべく早くそういったもの、食料品を町から届けてあげようということで、配送のほうを希望する方にはしております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） いろいろとご尽力いただいていることでありますけれども、ワクチン接種のことで、最初の頃はすごい大混乱をきました。そのようなことのないような対策は講じていかれるか。またはすぐに早くに埋まってしまうというふうなことになるか分かりませんが、電話が繋がらないとか、電話だけの人もいると思うのです。それから、スマホでつながり人もいるし、いろいろなことがあると思うのですけれども、10月下旬から新しいワクチンに変更されるようなお話でありますけれども、ぜひ混乱のないような進め方、また早めに希望する人に伝わるような、前は65歳以上とか、70歳以上とかということで年代を区切ってやることで何回かやって、全員がやったものだから失敗して、そのうちに年代を区

切って受付をしたりしました。そんなようなこともありましたけれども、混乱のないようなことをぜひ講じていただきたいということで、そういう話合いについてはいかがでしょうか。一応最後にお聞きします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 新井議員の再々質問にお答えいたします。

ワクチンの接種の予約につきましては、秩父地域1市4町で共同して取り組んでおりますので、その中の話合いにおきましても、前回の教訓を踏まえまして、なるべく混乱をきさないように、年代別にやるとかそういった方法も検討しておりますので、その辺をしっかりと周知をして、今回は焦って打つということではなくて、前回の接種からの接種期間というのも出てくると思いますので、その辺をよく踏まえながら予約が取れるようにお知らせのほうをしまいにしたいと思います。

以上です。

○8番（新井利朗君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） 次に、7番、大島瑠美子君の質問を許します。

○7番（大島瑠美子君） 7番、大島です。まず、最初に教育長にお伺いします。

成人年齢の引下げに伴う教育についてです。成人年齢の引下げによって、18歳から親の同意を得ずに契約ができるようになり、若年者が消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなるのではないかと懸念しております。また、中学校では既に学習指導要領が改正され、金融に関する内容が導入されており、消費者庁では中学生向けの消費者教育プログラムを公開されています。

そこで、契約や金融についての正しい知識を身につけるため、町ではどのような教育を行っているのか伺います。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から1人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満となることから、自立した消費者育成、また若年者の消費者被害防止、救済のため消費者教育の充実を図ることが求められております。

長瀬町立小中学校では、この消費者教育を改訂された学習指導要領に沿って教育課程に組み、進めております。小学校では、家庭科の授業において、買物の仕方やお金の使い方を通して売買契約の基礎知識を学習し、中学校では、社会科、技術家庭科、特に家庭科の家庭分野の授業において、クレジットカードなどの売買契約の仕組みやネットトラブルなどの消費者被害、また消費者の権利や責任などについて学習し、成年年齢の引下げに関する若年者の消費者被害防止についても取り上げております。これらの学習を通じて、正しい知識を身につけるよう年間の指導計画に沿って各教科で取り組み、成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害防止など、高等学校での学習につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、また再質問させていただきます。

成人年齢の引下げに伴う教育についてというのですけれども、指導要領が改正されて金融に関する内容が導入されて、今学校でもいろいろやっております。中学生向け消費者教育プログラムというのができておりまして、それで指導者用解説書、学校の先生もこういう文面とか文章とかというのは初めての経験かとも思います。お忙しいというのは、今新聞なんかでも時間がないという先生方も、こういうことにつきましているいろいろ勉強する時間は、寝なくても頑張っているかとも思っておりますけれども、私が一番心配していますのは、金融とか何かというのには、すごく悪魔の手が伸びていくことが多いのです。大丈夫、大丈夫といっても、知識は持ちますよね、子供だから。学校の先生から教わったことにつきましては。ですけれども、お金のことに関しては、まだいろいろな経験がないのです。お買い物しますからといっても、教室でお金を持たせて、それでやって売買するというのは、昔でしたらお店屋さんごっこをやりましょうよというのですのですけれども、今なんか買物に行っても、お母さんがスマホでこうするでしょう。子供のちっちゃい子が、お釣りはもらわないのと言うぐらい、経験がないということはすごく大変なことなのです。そうなのです、知識は、持ったが経験がないということがあります。

それから、今、一般社会人になって、日本の憲法とか、それから法律は、善人を相手の法律なのです。悪人を対象にしていませんので、文章がみんな善人を、いい人を対象の法律です。そうしますと、中には善人だけではないですから、いろいろなこともあるのですけれども、いろいろなことで立ち直れなくなってしまうと困るということはずごくあるのです。現金があるから、その範囲内でやってみるということまでもいなくて、先生に教わったのだから、先生が言うのだから間違いないだろうということがあるので、私なんか思うのには、自分でも金融とか何とかと、手を出しました。もうかったこともありますけれども、失敗も多かったのですけれども、そういう経験があるけれども、要するに知識はあります。

ですけれども、経験がないということが大変なので、ここで高校生、中学はまだいいのですけれども、ここは中学校しかないですが、18歳から親の同意がなくても大丈夫だということになってきますと、あれあれっという間に破産するか、何百万の借金を持ってしまうようなことも往々にして数ありますから。人数が、学校の児童生徒が全部が全部そんなに優秀な子ではなく、だまされやすい人もいます。疑り深い人もいますけれども、そういうこともありますので、私はすごく高校で金融教育がスタートということにつきまして、まだまだもう少したってからでいいのではないの。乗り遅れるとか何とかではなくて、生活していくのに地道が一番なのだよと。そういうことを一番考えるということなのですけれども、教育の中にプログラムでも何でも、多分リスクのことは教えていなくて、指導要領にも書いていないかとも思うのですけれども、終わった後に、いつでも地道が一番なのだよ、そういうこともちゃんと言ってほしいなと思っているのですけれども、教育委員会とか学校の校長会議だとかというときには、そういう話も交えてやっているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、知識はあっても経験がないという言葉、非常に大きなことだと思います。子供たちにとっても、知識はあっても経験がない中では、社会生活は営むことができません。そこで、今お話の中では、先生方はリスクについてお話はなさらないのではないかというお話もございましたが、学習の中では、子供たちにリスクについても指導しておりますので、このようなときにはどのようなリスクが起きてしまうのか。高校になっては、加害者にも被害者にもならないということ、とても大きな重点に置いているというふうに伺っております。

また、教師におきましても、各教科部会ではございますが、こういった消費者教育についてのいろいろな配付物等もございますので、各担当にきちんと精査して、子供たちに指導するように伝えております。また、今回ご指摘ございましたので、各校長会、教頭会におきましても、消費者教育の徹底や、子供たちにリスクを負うことのないような教育について、道徳教育等も含めまして、実際に児童生徒に指導していただけるようにお話ししてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今、教育長からいいお答えをいただきました。ぜひ、校長会なりにも、リスクということが一番に教えていただいたほうが、投資は難しくて分からないからどンドンやって、そしてやったほうがいいよという話ではなくて、生活していく上で何が一番大切だということは、何しろお金を取るのには地道が一番なのです。最後に勝つのは地道ですから。あやふやなところにやって、いろいろな孫正義さんがそれをやって、1兆円損失とか何とかというのが新聞なんかにも出てきますけれども、そんなところは私なんかは関係なくて、そうなのだということになるのですけれども、子供たちでも何でも、お金というのは怖いのですよ。だから、借りた金は払わなくちゃだから。借金ができると、しょうがないから破産するしかないよねということで、親だってそんなに面倒見切れませんからということで、子供たちに一応言うときに、でもこの金融のこの話はしますけれども、現金があるから、その範囲内でやってみるのが一番いいのではないのということを強く指導してほしいと私は思います。私の経験から言いますので、損した人はそういうふうによく分かって考えていますので、そのことについてもう一度再答弁してほしいと思っています。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再々質問についてお答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、こちらの教育委員会といたしましても、リスク等を含めながら各校長会、教頭会への指示、また研修会においても私からお話しする機会もございますので、そういった機会も捉えてお話をさせていただきたいと思っております。道徳教育の中でも、クレジットカードの使い方とか、それからそういうことでどのようなリスクがあるかというようなものの、そういった教材等もございますので、そういったところについて、校長会、教頭会でもきちんとやっているかどうかということについても、確認をしながら進めさせていただきたいと存じます。

以上です。

○7番（大島瑠美子君） 次に進みます。

○議長（板谷定美君） 大島議員、次の質問はお昼後にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。これで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、7番、大島瑠美子君、お願ひいたします。

○7番（大島瑠美子君） では、2番に進ませてもらいます。

I C Tを活用した授業について、教育長にお願いいたします。小中学校でもI C Tを活用した授業を行っています。児童生徒の中にはタブレットの操作が不得意な子もいると思います。そのような子に配慮した授業の進め方と、個別のフォローについて伺います。お願いします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

町では、令和2年度に学校内のI C T環境整備を実施し、情報活用能力の育成とI C Tを活用した学習活動を進めております。ご質問のタブレットの操作が不得意な子に配慮した授業の進め方と個別のフォローについてでございますが、小学校ではほかの教科と同様に、子供同士の教え合いと教師による個別支援を重点に置き授業を進めております。操作が分からない子には、操作が得意な子が操作方法を教えるなど、自然と教え合う、学び合う雰囲気をつくられております。個別の支援では、担任と教務や特別支援教育支援員などが連携し、そのような中で行う中で、誰一人見逃すことなく学習を進めております。

中学校では、操作に困る生徒はほとんどおりませんが、操作に困る生徒がいた場合は、小学校と同様な対応を行っております。いずれにいたしましても、授業では様々な場面でタブレット端末が活用されており、児童生徒の学習意欲の向上、教職員の業務改善につながっていると考えております。引き続き、様々な工夫等を行いながら、I C Tを活用した学習を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 再質問したいと思います。

授業についてですけれども、学校では皆さんどこも、私たちが小さいときでも落ちこぼれないように一生懸命頑張ってやっていますと言ったのですけれども、やっぱり能力差がありますので、落ちこぼれというのがあるのですけれども、今度はデジタル、そちらのほうになってきますと、教えてくださいという、教えているほうは優越感を感じながら教えるのですけれども、分からない人は何回聞いても分からないということもあるわけなのです。

だけれども、このままで、いろいろな社会がスマホの世の中になります。それから、デジタル教科書に変わっていますからということになってきますと、不得意な子って、私なんかは英語を9年間もやりまして、塾だっ行って。だけれども、「This is a pen」とか「I don't know」とか、そのくらいしか覚えていないということもありますので、これからどうするかということと考えますと、先生方の資質だとか何とかということもありますし、先生もこれからの先生は大変だと思いますが、子供たち少数だから、子供たちによく目が届きますからというご回答はあるかと思うのですけれども、そうではなくて、分からないものは分からないということがあるので、そんなことについてまたさっきの言うように、校長会とか教育長とかの話合いとか何とかということについて、どのように力を入れているかお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） では、大島議員の再質問についてお答えいたします。

学校の中でも、特に低学年の子にとっては、タブレットの端末を操作することは得意でない、不得意だよ、得意だよという子に分かれる面は若干はございます。そんな中では、子供たち同士というよりも、本当に何人もの先生で一つの教室に入って、先日も1年生のクラスの授業参観させていただきましたが、担

任、それから特別支援教育の支援員さん、そして特別支援学級の加配になっている先生がお一人、そしてもう一人、教務の先生も入って三十何人のクラスでも4名の先生で、四、五人の中で1人ぐらいの割合では見られるような形では進めておりました。

クロームブックにつきましては、採用するに当たっても非常に簡単な操作ができるというところが、これが売りのタブレットでございます。開けて1つボタンを押すだけですぐ立ち上がってまいりますので、繰り返しの指導、学習の中で子供たちも大分慣れてきているようです。

また、どうしても不得意な子については、先生が個人的に教えることのほうが小さい学年では多ございます。大きい学年においては、見ておきますと、得意な子または不得意な子もありますが、おおむね自分で操作ができる。どうしても分からないときには挙手をして、「先生、ここが止まってしまいました」とか、そういうふうな部分もございますので、自分で自分の分からないところを表現できるということも、非常に大事な教育の学習のスタイルでございますので、その辺のところも校長会のほうでもよく指導しております。

全体といたしまして、校長会、教頭会におきましても、このICTを活用した教育は町でも進めておりますので、大変高価なものを1人1台持っているわけですから、十分に活用したい教育を進めていけるように、毎回いろいろなところの会議等でも指導してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今、すごく心強いお言葉をいただいて、ありがたいかなと思いました。要するに、先生方が本気だから子供たちにも伝わるというので、よく言いますよね。何しろお手本が何より大事なのだよ。お手本がしっかりしなければ、全然駄目だよなということになりますので。教育の今は過渡期になっていますよね。そうですので、校長先生なりの教育長さん、ベテランの教育長さんですよ、今はもう。だから、そこのところが先生がやる気になって、上が頑張れば、どうにか子供たちもできるかと思うのですけれども、デジタルとか何とか、タブレットとかというのはすごく。それで、タブレットでいろいろなことを調べても、忘れる回数が多いのです。そこだけをこうなってしまうから。だから、学力のほうは低下しないように頑張ってもらいたいと思います。以上です。また同じようなお言葉が返ってくると思いますので、よろしく願いいたします。頑張ってもらってください。

次、3へ行っているいいですか。

○議長（板谷定美君） はい、どうぞ。

○7番（大島瑠美子君） ハザードマップの活用について総務課長にお聞きします。

各地で集中豪雨により住宅が浸水するなどの被害があり、命を守るためにも、より安全な場所へ早期に避難することが大事だと改めて思いました。町で作成したハザードマップに載っている避難場所や避難経路を事前によく確認しておくことは大切です。

そこで、ハザードマップを活用した実践的な講習会などの開催や避難指示等が発令された場合の防災行政無線以外の周知方法について、町の考えを伺います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ハザードマップを活用した実践的な講習会の開催につきましては、町民全員を対象とした講習会は行っていませんが、今後、行政区に組織されている自主防災組織による防災訓練時に職員も参加し、

いてくださいということを、再三連絡あとは啓蒙、一生懸命頑張ってやってほしいと思いますので、これからまた改めてするかしないかというのを聞きたいと思います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

町でも台風とかそういった情報が出ますと、早めに避難所、自主避難所ということで中央公民館をまず開設するわけですが、先ほど言いましたように、自らやはりテレビ情報とかが一番早いと思いますので、そういうのを見ていただいて、避難所を開設したという放送を流しますので、そうした場合は自主的に判断して避難してもらうのが一番いいかと思います。

町としても、避難所が指定避難所として各学校、それと中央公民館、あとふれ愛ベースが指定避難所になっておりますので、まずはそこを開設します。避難される方も、どこどこにということとはちょっと難しいのですが、避難所はどこにしたというのはできるのですが、中には、その避難所に行く、近所の人にお会いしたくないという方がいるのです。実際、前回のときなんか町長なんかも回ってみて、そういう人がいるので、まずは開設した避難所をお知らせするというのが一番だと思います。

それと、先ほど言われたようにハザードマップについては、防災について詳しい内容、また見方、使い方も掲載されておりますので、今後何かの際には、区長会とかそういった際には周知していこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○7番（大島瑠美子君） もう一回、少しだけ。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 公民館とか学校とかいい場所のところでのということですが、私、今、原区の区長をしているのです。何かというときには、原区の公会堂の鍵を開けておく必要があるのではないかなと思って、そっちがあるので、行政区の区長さんなり何かというときには、公民館よりも原区のほうが高いし、それから木も切ってしまったから、そんなに倒れるというようなことも、40周年とか25周年とか、桜の木がうんと邪魔なのよね。本当は切ってほしいのだけれども、お金がかかるから切らないで置いておくわけなのですが、そういうことがありますので、区長さんにもしも有事の場合だとか何か大変なときには、何でもいいから公民館の鍵でも開けておいてもらえばいいのだよなということも付け加えてほしいと思いますので、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員の再々質問にお答えいたします。

実際、前回の東日本台風のときにも、こちらで指定した避難所ではなくて、区の集会所に避難したいという方がいました。そういう場合は、うちのほうから区長さんに電話して鍵を開けてもらうということもありました。大島議員が言うのは、区長さんのほうに、台風が直撃するとかそういった場合には、前もって開けておいてもらうということですが、そちらのほうも今後検討したいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○7番（大島瑠美子君） 終わります。

○議長（板谷定美君） 以上で、通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第36号から議案第50号までの15件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第36号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第36号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるため、昨年8月10日内閣及び国会に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行ったほか、人事院規則の改正等による休暇、休業等に関する措置を一体的に講ずることとし、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うこととしています。

当町におきましても、令和4年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき、育児休業の取得回数制限の緩和に加え、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に鑑み、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を行うことにより、町職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することを目的として、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第36号新旧対照表と右上に資料（議案第36号）と書かれましたA4両面カラー刷りの左上ホチキス留めの2枚組の資料がございますので、初めに2枚組の資料のほうを御覧ください。

なお、今回の改正につきましては、条文形式でご説明するには複雑な内容でありますので、新旧対照表の改正案の条文の順に沿って、説明はこちらのカラー刷りの資料でさせていただきます。

初めに、資料1ページを御覧ください。1、改正の目的につきましては、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。

第1条関係につきましては、まず初めに非常勤職員に関する制度改正につきましてご説明いたします。2、改正の内容の（1）、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和を御覧ください。職員の育児休業等に関する条例第2条第3号ア（ア）の改正により、これまで非常勤職員が育児休業を取得する際には、子供が1歳半になるまでに任期が満了する場合は取得できないこととしていた規定を、半分の約8か月に短縮し、要件を緩和するものでございます。

続きまして裏面の2ページを御覧ください。（2）、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化につきまして、第2条第3号イ、第2条の3第3号及び第2条の4の改正により、育児休業は、生まれてから57日間、57日目の翌日から1歳まで、1歳から1歳半まで、1歳半から2歳までの4つの期間の中でそれぞれ取得できる制度ですが、これまで1歳から1歳半まで及び1歳半から2歳までの期間につきましては、育児休業を開始できる時点が1歳または1歳半に限定されていたものに対して、期間内であればどの時点でも取得可能となり、夫婦の実情に応じて交代での育児休業が取りやすい制度に見直しされることとなります。

なお、条例ではなく法改正によるものですが、子供が生まれてから57日間及び57日目の翌日から1歳までの期間につきまして、これまで各1回までとされてきた取得可能回数を各2回まで拡大されることとなります。

続きまして、常勤職員に関する制度改正につきましてご説明させていただきます。3ページを御覧ください。（3）、育児休業の取得回数制限の緩和につきまして、第3条第5号の改正により、これまで一度育児休業を取得し、職場復帰した後に再度育児休業を取得する際は、育児休業等計画書を提出し、3か月経過後、初めて再取得が可能でありましたが、この提出によらずに取得することが可能となります。常勤職員につきましても、非常勤職員と同様に法改正により、子供が生まれてから57日間の期間中の取得可能回数が1回から2回に拡大されることとなります。

また現在、当町に該当者はいませんが、第3条、表の一番下段となります。第3条第7号により、これまで任期付職員につきましては、改めての採用または任期の更新後は育児休業の再取得ができませんでしたが、改正により可能となります。

続きまして、第2条関係の改正内容でございますが、裏面の4ページを御覧ください。（4）、育児参加のための休暇の取得期間の拡大でございますが、今回の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正により、常勤、非常勤職員のどちらもこれまで育児休業とは別に、育児参加のために出産予定日の6週間前から出産日後8週間を経過するまでの期間内に5日間休暇を取得できる制度につきまして、出産日以後1年を経過する日までに期間を拡大するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則を御覧ください。一番裏面となります。この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で議案第36号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） あまり自分に身近なものではないので分かりにくいところがあるのですが、まず現状として、多分非常勤職員の該当はないかなという気がするのですが、今までの、これはまだ改正になっていないわけですが、常勤職員さんの育児休業の取得というのが、企業なんかだと比較的しっかり取れているような話も聞いているのですが、当町として具体的にそういう育児休業ということがあって、しっかり取れているのかどうかについてお伺いして、条例だけ改正して、そうはなっているよ。でも、実際としてなかなか取りにくいとか、そういうことはなかったのかどうかについて課長にお願いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 村田議員の質問にお答えいたします。

今回の改正は、男性職員の育児休業が取れるということでございます。今まで当町では、女性職員が育児休業を取っておりました。女性のほぼ100%の職員が取っております。ただ、この育児休業も1年まではもちろん給与は出ないのですが、期末勤勉手当は支払います。給料のほうは無給になるのですが、共済組合のほうで育児休業特別手当ということで、そちらのほうで60%とか、その辺は手当が出ていまして、それを1年を経過しますとそちらの手当も出なくなります。そんな関係で、職員のほうは1年間は確実に取っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今までは女性職員はあるけれども、男性職員については今までも取れたわけですね、男性でも。育児休業、休暇というのですか、そういう事例もなかったということですか。そこについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 第4番目の育児休暇のほうは、先ほど言いました生まれる前6週間、生まれてから8週間、そちらのほうは5日間なのですが、職員は全員とは言わず、やっぱり取得する職員は少ないです。

○議長（板谷定美君） 5番、よろしいですか。

○5番（村田徹也君） 取れるようにしてもらって。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第37号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第37号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県 lowest賃金単価が改定されることに伴い、会計年度任用職員の給与等について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第37号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。埼玉県の最低賃金単価が令和4年10月1日から、これまで956円から987円に上げられることに伴い、長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第37号新旧対照表と、右上に資料（議案第37号）と書かれましたA4片面カラー刷りの資料で説明したいと思います。

初めに、新旧対照表の1ページを御覧ください。今回の改正は、本条例の中で職務経験等に応じて会計年度任用職員の給料の額を設定している行政職給料表を改正するものでございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。これまで、上限額につきまして17号給までとしていたところ、最低賃金単価の引上げに伴いまして4号給を加えた21号給までとするものでございます。

次に、改正の概要をまとめたカラー刷りの資料を御覧ください。初めに申し上げましたとおり、令和4年10月1日より、埼玉県の最低賃金単価が956円から987円と31円の引上げとなります。会計年度任用職員の基礎号給につきまして、これまで時給960円としておりましたが、今回の引上げにより最低賃金を下回ることから4号給引き上げた10号給とし、時給992円として上回るよう改正するものでございます。これに伴いまして、これまで国の規定に準じて大卒初任給の額としておりました上限につきましても、相対的に4号給引き上げた21号給とするため、今回の改正により新たに給料表を追加するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第37号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第38号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第38号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県内全域現物給付化に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第38号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

一部改正の概要でございますが、福祉3医療制度の対象者の医療費について、現行は秩父郡市内、深谷市、寄居町の医療機関を受診する場合は、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる現物給付を実施しておりますが、埼玉県内全域で現物給付を実施するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、長瀬町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第38号新旧対照表によりご説明いたします。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線部分が改正箇所でございます。

初めに、長瀬町子ども医療費支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。第2条第2号中の「主たる

生計維持者」を「者」に改め、同条に6号として「現物給付」とは、対象者が健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。」を加えるものでございます。

次に、第5条第2項中「町長の指定する」を「現物給付を実施する埼玉県内の」に改めるものでございます。

次に、第6条第2項中「保護者の」次に「であり、かつ、その主たる生計維持者」を加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表2枚目の長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。第7条第2項中「町長の指定する」を「現物給付を実施する埼玉県内の」に改めるものでございます。

続きまして、2枚目裏面の長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。7条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け」に改めるものでございます。

次に、第8条第2項中「町長の指定する」を「現物給付を実施する埼玉県内の」に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案書裏面を御覧ください。第2項として、第1条の規定による改正後の長瀬町こども医療費支給に関する条例第5条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例によるものとしてございます。

また、第3項として、第2条の規定による改正後の長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第2項の規定は、令和5年1月1日以降の診療に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で議案第38号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） すみません。重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表というところに、「電子資格確認等により」という言葉が入っているわけなのですが、ということはこの重度心身障害者医療費等にシステム改修とか、そういうものが必要になってくるわけなのですか。それはもう全然できているという意味ですか。ちょっとそこが分からないのでお伺いします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、手元にここの部分の正確な資料がないものですから、また改めて資料届き次第回答させていただきます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号～議案第42号の説明

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第39号 令和3年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第40号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第41号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第42号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、関連がありますので一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 異議なしと認めます。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第39号から議案第42号までの令和3年度における一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和4年7月20日付で監査委員に決算審査の依頼をしたところ、令和4年8月19日付で監査委員から令和3年度決算審査に関する意見書が提出されましたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 一般会計及び各特別会計の歳入歳出の決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、お手元に配付してございます令和3年度長瀬町一般会計・特別会計歳入歳出決算書により、各会計の決算概要につきまして順次ご説明申し上げます。

決算書の表紙を1枚おめくりいただきまして、目次の次のピンク色のページを御覧ください。初めに、一般会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。一般会計の歳入決算額は41億3,232万1,382円、歳出決算額は38億6,542万8,750円、歳入歳出差引残額は2億6,689万2,632円でございます。

次に、1ページ、2ページ目を御覧ください。歳入でございますが、表の一番上の欄でございますよう

に、左から款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。なお、特別会計の歳入も同様に調製してございます。

初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款町税8億2,272万7,562円、第11款地方交付税15億5,614万6,000円、3ページ、4ページに移りまして、第15款国庫支出金7億2,871万8,663円、第16款県支出金1億9,127万9,787円、第21款町債2億5,288万6,000円などとなっております。

続きまして、1ページ、2ページにお戻りいただきまして、不納欠損でございますが、第1款町税の111万5,885円、3ページ、4ページに移りまして、第17款財産収入の177万4,857円となっております。

次に、1ページ、2ページにお戻りいただきまして、収入未済額でございますが、第1款町税の3,224万6,838円、3ページ、4ページに移りまして、第13款分担金及び負担金の18万2,485円、第14款使用料及び手数料の1万2,900円、第20款諸収入の184万5,000円となっております。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。表の最後の欄の歳入合計でございますが、予算現額は41億3,900万4,126円、調定額は41億6,949万9,347円、収入済額は41億3,232万1,382円、不納欠損額は289万742円、収入未済額は3,428万7,223円、予算現額と収入済額との比較は668万2,744円でございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページ、8ページを御覧ください。表の一番上の欄でございますように、左から款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。なお、特別会計の歳出も同様に調製してございます。

初めに、支出済額の主なものでございますが、第2款総務費の13億5,565万5,096円、第3款民生費の9億7,929万5,772円、第4款衛生費の5億6,680万9,063円、9ページ、10ページに移りまして、第9款消防費の1億6,239万8,042円、第10款教育費の2億3,680万8,986円、第12款公債費の3億2,907万3,031円などとなっております。

次に、翌年度繰越額でございますが、7ページ、8ページにお戻りください。第2款総務費は、第1項総務管理費の231万円、第2項企画費の4,849万2,000円、第4項戸籍住民基本台帳費の303万6,000円。第3款民生費は、第1項社会福祉費の7,104万4,633円、第2項児童福祉費の810万1,501円。第4款衛生費は、第4項公衆衛生費の1,453万7,974円、第8款土木費は第1項道路橋梁費の739万4,081円。9ページ、10ページに移りまして、第9款消防費は第1項消防費の841万7,000円でございます。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は41億3,900万4,126円、支出済額は38億6,542万8,750円、翌年度繰越額は1億6,333万3,189円、不用額は1億1,024万2,187円、予算現額と支出済額との比較は2億7,357万5,376円となっております。

次に、一般会計の最後のページになりますが、116ページを御覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は41億3,232万1,382円、2の歳出総額は38億6,542万8,750円、3の歳入歳出差引額は2億6,689万2,632円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額の4,615万4,688円でございます。5の実質収支額は2億2,073万7,944円となっております。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。国民健康保険特別会計の歳入決算額は8億2,549万7,569円、歳出決算額は7億7,475万3,016円、歳入歳出差引残額は5,074万4,553円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。117ページ、118ページを御覧ください。初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款国民健康保険税の1億2,393万2,659円、第6款県支出金の6億299万

7,163円、第8款繰入金の5,016万2,593円、第9款繰越金の4,498万2,421円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は9億168万2,000円、調定額は8億4,571万6,956円、収入済額は8億2,549万7,569円、不納欠損額の8万2,300円と収入未済額の2,013万7,087円は、いずれも国民健康保険税でございます。最後に、予算現額と収入済額との比較でございますが、7,618万4,431円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。119ページ、120ページを御覧ください。初めに、支出済額の主なものでございますが、第2款保険給付費の5億4,106万4,293円、第3款国民健康保険事業費納付金の1億7,316万5,067円となっております。

次に、表の一番下の欄、歳出合計でございますが、予算現額は9億168万2,000円、支出済額は7億7,475万3,016円、翌年度繰越額はございません。不用額と予算現額と支出済額との比較は、同額の1億2,692万8,984円となっております。

次に、少し飛びまして142ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は8億2,549万7,569円、2の歳出総額は7億7,475万3,016円、3の歳入歳出差引額は5,074万4,553円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額の5,074万4,553円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。介護保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。介護保険特別会計の歳入決算額は7億8,140万648円、歳出決算額は7億5,079万2,489円、歳入歳出差引残額は3,060万8,159円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。143ページ、144ページを御覧ください。収入済額の主なものでございますが、第1款保険料の1億5,222万3,870円、第2款国庫支出金の1億7,780万6,124円、第3款支払基金交付金の1億9,410万3,000円、第4款県支出金の1億1,911万5,855円、第6款繰入金の1億1,498万6,000円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は7億7,766万3,000円、調定額は7億8,528万9,778円、収入済額は7億8,140万648円、不納欠損額の2万400円と収入未済額の386万8,730円は、いずれも介護保険料でございます。予算現額と収入済額との比較は、マイナス373万7,648円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。145ページ、146ページを御覧ください。支出済額の主なものでございますが、第2款保険給付費の6億9,799万2,796円、第4款地域支援事業費の3,664万5,237円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は7億7,766万3,000円、支出済額は7億5,079万2,489円、翌年度繰越額はございません。不用額と予算現額と支出済額との比較は、同額の2,687万511円となっております。

次に、少し飛びまして、170ページを御覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は7億8,140万648円、2の歳出総額は7億5,079万2,489円、3の歳入歳出差引額は3,060万8,159円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額の3,060万8,159円となっております。

介護保険特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。最後に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につま

してご説明いたします。後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1億694万7,539円、歳出決算額は1億565万5,205円、歳入歳出差引残額は129万2,334円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。171ページ、172ページを御覧ください。収入済額の主なものでございますが、第1款後期高齢者医療保険料の8,233万7,000円、第3款繰入金の2,362万1,690円などでございます。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は1億913万8,000円、調定額は1億707万3,139円、収入済額は1億694万7,539円、不納欠損額はございません。収入未済額の12万5,600円は後期高齢者医療保険料でございます。予算現額と収入済額との比較は219万461円となっております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。173ページ、174ページを御覧ください。支出済額の主なものでございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の1億460万2,990円でございます。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は1億913万8,000円、支出済額は1億565万5,205円、翌年度繰越額はございませんので、不用額と予算現額と支出済額との比較は同額の348万2,795円となっております。

次に、少し飛びまして、184ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は1億694万7,539円、2の歳出総額は1億565万5,205円、3の歳入歳出差引額は129万2,334円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額の129万2,334円となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。

以上で、令和3年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） 続いて、歳入歳出決算の内容について、各所属長の説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課の令和3年度決算概要につきましてご説明いたします。

お手元の決算書の40、41ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額4億7,939万3,000円で、支出済額は4億7,471万1,313円でございます。主な支出としては、第1節報酬は障害者の雇用促進及び令和2年度末に自己都合による退職者が出たことから、職員配置に支障を来すため、パートタイムの会計年度任用職員をそれぞれ1名雇用したための報酬になります。

第2節の給料と第3節の職員手当等、次のページの42、43ページの第4節共済費は、町長、副町長ほか再任用職員を含めた町長部局職員62名分の給与や共済費関係のほか、会計年度任用職員2名の期末手当などの人件費でございます。

なお、特別会計の国保会計職員3名、介護会計職員2名と、教育長ほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員13名の給与や共済費関係の人件費は、別会計、別科目となっております。

第10節需用費は、日刊紙の新聞購読料や加除式図書追録代のほか、公用車17台の管理としてタイヤ購入代、燃料費、修理費などでございます。

第11節役務費は、行政文書の郵送料、職員のストレスチェック診断や公用車の車検及び12か月点検の手数料のほか、自賠責保険や任意保険料、また町が所有、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害金などを支払う際の総合賠償補償保険料や、非常勤職員の公務災害補償の保険料などでございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託料、職員採用試験適性検査業務委託料及び作文採点業務委託料や人事評価研修業務委託料、職員健康診査業務委託料のほか、令和3年度は移住定住施策の一環としてU I J ターン者を対象として実施しました職員採用試験適性検査業務委託料などでございます。

第13節使用料及び委託料は、有料道路通行料などのほか、例規システム、人事給与システム、個人情報取扱業務ウェブシステムのソフトウェア使用料などがございます。

第18節負担金補助及び交付金は、次のページの44、45ページにかけてになりますが、一部事務組合の負担金として特別職、一般職の退職手当負担金や、秩父広域市町村圏組合の一般管理費分の負担金のほか、加盟団体への負担金、会費や補助金を交付したものでございます。

次に、46、47ページの中段を御覧ください。第7目公平委員会費は、予算現額9,000円ですが、委員会開催はありませんでした。

次に、第8目交通安全対策費でございますが、予算現額94万9,000円で交通指導員4名の災害補償保険料や委託料のほか、交通関係団体への会費補助金などで58万4,883円を支出いたしました。

続いて、第9目自治振興対策費でございますが、予算現額290万5,000円で支出済額は260万5,994円でございます。主な支出としては、第10節需用費のうち光熱水費は防犯灯936基分の電気料でございます。

次のページの48、49ページを御覧ください。第18節負担金補助及び交付金でございますが、コミュニティ協議会への運営費補助金及び地域振興対策事業補助金として、3行政区に対して集会所の外壁塗装及び基礎修繕や照明器具のLED化工事に対して補助金を交付いたしました。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額736万7,000円で支出済額は701万6,167円でございます。主な支出としては、第10節需用費の消耗品費は、人権同和団体が開催する研修会の参加資料代や人権啓発用品代などがございます。

第11節役務費は、正副区長72名への委託業務に対する災害補償保険料でございます。

次に、第12節委託料は、円滑な行政事務を推進するため、正副区長への行政事務委託料及び区長回覧配布業務委託料に、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への相談委託料でございます。

第18節負担金補助及び交付金は、防犯や人権同和対策に関する各種構成団体や協議会への負担金でございます。

次に、少しページが飛びますが、56、57ページを御覧ください。56、57ページの下段を御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会の管理経費で委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代のほか、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙管理システムソフトレンタル料などで45万7,781円を支出いたしました。

第2目衆議院議員総選挙費は、次のページの58、59ページにかけてになりますが、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙に際しての経費で627万5,263円を支出いたしました。

続いて、58、59ページの第3目町長選挙費は、令和3年7月4日執行の町長選挙に際しての経費で450万9,146円を支出いたしました。

第4目県議会議員補欠選挙費は、次のページの60、61ページにかけてになりますが、令和3年4月18日執行の県議会議員補欠選挙に際しての経費で513万274円を支出いたしました。

第5目町議会議員補欠選挙費は、令和3年7月4日執行の町議会議員補欠選挙で無投票になりましたが、準備等に要した経費120万8,044円を支出いたしました。

なお、衆議院議員総選挙及び県議会議員補欠選挙につきましては、県からの委託金合わせて1,143万8,737円を充当して執行いたしました。これらの選挙費の主な支出は、選挙管理委員、投票管理者、立会人の報酬、事務従事者への手当、公営ポスター掲示板、投開票に関わる事務用品や投票用紙の作成、入場券の郵送経費及び入場券の作成のための電算委託料、公営ポスター掲示場の設置・撤去委託料、備品といったしまして衆議院議員総選挙において、投票用紙計数機1台、非常用照明交換用バッテリー2台、県議会議員補欠選挙において、投票用紙自動交付機1台の購入費用でございます。

また、令和2年6月に公職選挙法が改正され、選挙公営の対象が町村にも拡大されたことに伴い、本町においても令和2年9月定例議会において条例を制定したため、町長選挙及び町議会議員補欠選挙において選挙運動費用の一部を公費で負担できるようになり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に関わる費用について、条例で定める限度額の範囲内で選挙運動公営費負担金として支出いたしました。

次に、ページが飛びますが、92、93ページの中段を御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目日常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金と秩父消防署北分署敷地負担金を合わせて1億3,888万7,059円を支出いたしました。

次に、第2目非常備消防費でございますが、予算現額1,361万9,000円で、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための経費で、1,173万731円を支出いたしました。主な支出としては、第1節報酬と第8節旅費は、消防団員83名への報酬及び費用弁償の出動手当で、第7節報償費は退職消防団員3名への退職報償金や、消防庁長官表彰受賞団員への記念品の拡大などでございます。

第10節需用費は、消防団活動に際しての消耗品や消防車のタイヤ代、燃料費のほか、水槽車のタンク内の塗装修繕や可搬ポンプの修繕、新入団員の被服費などでございます。

第11節役務費は、消防車の車検及び12か月点検手数料のほか、自賠責保険や任意保険代、また団員の福祉共済掛金でございます。

第17節備品購入費は、消防団に配備されていますAEDの貸与期間が経過したため、国の消防団設備整備費補助金の交付を受け、新たにAED1台を購入しました。また、消防車のバッテリーや、次のページの94、95ページにあります、新入団員への活動服を購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等基金負担金のほか、消防関係団体への負担金及び消防団へ運営費交付金を支出いたしました。

次に、第3目消防施設費は、予算現額371万1,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で355万5,279円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、消防団詰所の電気・水道代などの光熱水費や詰所の漏水修繕費などでございます。

第12節委託料は、矢那瀬地区の消防団詰所の移転先候補地について不動産鑑定を委託したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、水道管布設替えに伴い消火栓1基を新設したための経費を、また消火栓の口蓋枠が沈んだため、その修繕費を秩父広域市町村圏組合へ負担金として支払ったものでございます。

次に、第4目防災対策費は、予算現額1,704万9,000円で、防災行政無線設備の維持管理や保守委託、国土強靱化地域計画策定業務委託料のほか、災害時備蓄品の購入などの経費で822万4,973円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、防災備蓄品としてのアルファ米や乳児用ミルク、保存水などを購入しました。また、防災行政無線の基地局及び放送塔26局の電気料、落雷により生じた防災行政無線

装置内の基盤修理などがございます。

第11節役務費の通信運搬費は、県防災行政無線のほか、町と秩父消防本部との放送連動設備及び災害時優先電話などの通信料、また防災行政無線の放送内容が確認できるフリーアクセスの通話料でございます。

第12節委託料は、防災行政無線の保守点検業務委託料及び国土強靱化法に基づく国土強靱化地域計画の策定業務委託料、また防災行政無線の親局の非常用電源の蓄電池が経年劣化により消耗していたことから、直流電源装置内蓄電池交換業務委託料などを支出したものでございます。

以上で総務課関係の決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 次に、企画財政課長、お願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 企画財政課の歳出決算概要につきまして、令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書に基づき、主なものをご説明いたします。

決算書の44、45ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算現額283万3,000円に対しまして、「広報ながとろ」の発行に係る経費として283万2,940円を支出いたしました。

次に、第3目財政管理費、予算現額117万6,000円に対しまして、連結財務書類作成システム利用料として55万円、固定資産管理システム利用料で39万6,000円などを支出し、合計で114万1,063円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費は、地方財政法第7条に基づき、9,797万4,522円を積み立てました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費についてご説明いたします。当該目では公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などに関わる経費を計上しております。予算現額2,794万6,000円に対しまして、2,612万2,215円を支出いたしました。庁舎空調設備更新工事が前年度に完了したことにより、目全体の支出済額は前年度に比べて約6,000万円減少しております。

続きまして、48、49ページを御覧ください。第11目減債基金費は、減債基金に3,317万502円を積み立てました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費についてです。ふるさと納税につきまして、積極的な広報活動や返礼品の種類を増やすなど、これまでの取組の結果、令和3年度には740件、合計で3,046万3,000円の寄附金が寄せられました。基金利子の1万2,060円と合わせた歳入の総額から返礼品の諸経費等に関わる費用を除き、1,761万8,638円をふるさと長瀬応援基金に積み立てました。なお、令和3年度の残額は9月補正予算に計上し、積み立てる予定でございます。

続きまして、第13目公共施設整備基金費は、公共施設整備基金に3億3,000万円を積み立てました。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、予算現額1億262万6,000円に対しまして9,348万1,097円を支出いたしました。当該目で計上している予算は、ふるさと納税関連の経費、総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの運用に関わる経費、住民、税務、財務等の基幹系システムの運用に関わる経費、移住・定住促進事業、住宅取得奨励補助金、秩父定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金などがございます。この中で、第7節報償費906万8,503円は、ふるさと納税の返礼品の代金等として支出しております。

同じように、第11節役務費のうち手数料354万5,922円ですが、このうち335万617円をふるさと納税の手数料としてさとふるなどへ支出しております。

第12節委託料2,632万1,804円のうち主なものをご説明いたします。備考欄の下から2つ目の地域おこし協力隊委託料1,341万4,308円は、暮林隊員、清水隊員、坂口隊員、3名の地域おこし協力隊員に対する委託料でございます。暮林隊員については、令和元年11月から地元食材を生かしたお土産品の開発に、清水隊員については、令和2年10月から町の魅力発信にそれぞれ取り組んでいただいております。坂口隊員については、令和2年11月から令和3年12月までの間、町のPRに取り組んでいただきました。なお、隊員1人当たり、年間470万円を上限に特別交付税が交付されております。

備考欄の一番下の総合振興計画地方創生総合戦略策定業務委託料660万円ですが、第5次総合振興計画の前期基本計画と長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間が令和3年度で終了することから、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする、はつらつ長瀬プラン第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画及び第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期長瀬町人口ビジョンを策定するに当たり、計画策定支援の業務委託を行ったものでございます。

第18節負担金補助及び交付金3,087万2,065円ですが、備考欄のうち上から4行目、秩父定住自立圏包括支援負担金1,255万2,000円は、共生ビジョンに基づき協定を締結している医療、教育、産業振興などの10分野で政策を実施するために、中心地である秩父市へ支払う負担金でございます。なお、当該負担金の柱については特別交付税が交付されております。

備考欄の中ほど、定住促進事業住宅取得奨励補助金765万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。令和3年度は13世帯31名の方を対象に補助金を交付いたしました。

次に、第2目新型コロナウイルス感染症対策費でございますが、予算現額では3月補正予算で編成した新型コロナウイルス感染症対策事業も含まれていることから、予算現額2億6,475万4,968円のうち4,574万2,000円は令和4年度に繰り越しております。

令和3年度に実施した主な事業をご説明いたします。52、53ページを御覧ください。第12節委託料2,285万430円です。備考欄の上から3つ目のホームページリニューアル事業委託料990万円は、スマートフォン対応や多言語化などの利用者の利便性向上及び行政情報の発信強化のため、町のホームページの全面的なリニューアルを行いました。

第17節備品購入費3,107万3,543円です。備考欄の下から2つ目の機械器具購入費2,796万5,385円のうち2,135万7,850円は、町から住民へ新型コロナウイルス感染情報やワクチン接種の案内などを速やかに伝達するため、デジタル簡易無線戸別受信機を整備し、放送内容が聞き取りづらい状況にある高齢者がいる世帯などに無償貸与したものでございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金1億1,603万9,335円です。備考欄の上から3つ目のスタートアップ支援事業補助金2,369万9,000円は、町の活性化や関係人口増などを目的に、町内の企業及び新規事業を支援すべく、外部審査員を招聘し長瀬ビジネスコンペティションを開催し、町内外26社の企業などから提案を受け、最終的にプレゼンテーション審査を通過した町内業者4社、町外業者2社の計6社に対して、1件当たり最大500万円の補助金を交付しました。

備考欄の中ほど、地域経済応援事業補助金1,628万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対し、消費喚起と事業継続及び売上増加を図るため、1世帯当たり6,000円の商品券を配布した事業に関わる経費のうち換金額に当たるものです。

その下、中小企業等持続化給付金2,180万円及び中小企業等持続化給付金（第2回）1,584万8,000円は、

新型コロナウイルス感染症によって特に大きな影響を受けている町内の中小企業及び個人事業主の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の給付を受けた者に対して給付金を2回交付した事業に係る経費のうち、交付金額に当たるものでございます。

60、61ページを御覧ください。第6項統計調査費ですが、項全体の予算現額61万6,000円に対しまして30万5,600円を支出いたしました。主な内容でございますが、第3目人口経済統計調査費が大部分を占めておりまして、こちらは経済センサス活動調査に関わる費用となっております。統計調査員等の報酬で27万9,790円を支出しておりますが、基本的には全額国の負担となっております。

飛びまして、114、115ページを御覧ください。第12款公債費は予算現額3億2,991万円でございますが、備考欄に記載の内訳のとおり、町債の元金及び利子を合計3億2,907万3,131円償還いたしました。

続きまして、第13款予備費、当初予算額500万円のうち273万2,000円を充用いたしました。充用した内容については、備考欄に記載しておりますので、ご説明をいたします。まず、衛生費、需用費27万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のうち自宅療養者支援において、自宅療養者の増加により生活支援として食料品を配布するため、緊急に予算を用意する必要が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

次に、土木費、工事請負費199万7,000円は、令和3年7月に幹線36号線の風布地内において道路崩落が発生したことを受け、緊急に修繕工事を行う必要が生じたことから、予備費を充用したものでございます。各事業とも補正予算では間に合わず、緊急に調整する必要が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

以上が企画財政課関係の決算概要でございます。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時55分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 町民課長より、議案第38号に対する答弁がございますので、よろしくお願ひします。
町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第38号のときにご質問がありました村田議員のことについてご回答申し上げます。

長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の改正部分の電子資格確認等について、どんなことかということでしたが、マイナンバーカードということでご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 次に、税務会計課長、お願いいたします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、税務会計課関係の歳入歳出決算につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、一般会計の歳入の町税についてご説明いたします。決算書の12、13ページを御覧ください。第1款町税の調定額は8億5,609万285円で、対前年度増減率はマイナス7.8%、7,235万1,441円の減額となりました。これに対します町税の収入済額は8億2,272万7,562円で、収納率は96.1%となり、前年度より8.2ポイント上昇いたしました。

次に、税目ごとの増減理由と収納率でございますが、第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の調定額は3億2,940万5,972円で、個人所得が若干増加したことと、過年度申告の影響により、対前年度比0.8%、260万3,595円の増額となりました。これに対します収入済額は3億2,803万2,128円で、収納率は99.6%でございます。

第2節個人の滞納繰越分の調定額は576万4,186円で、対前年度比マイナス7.7%、48万2,838円の減額となりました。これに対します収入済額は179万621円で、収納率は31.1%でございます。

次に、第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は2,959万2,800円で、企業収益が比較的堅調であったため、対前年度比3.0%、84万8,900円の増額となりました。これに対します収入済額は2,928万2,800円で、収納率は99.0%でございます。

第2節法人の滞納繰越分の調定額は99万9,700円で、対前年度比42.8%、29万9,700円の増額となりました。これに対します収入済額は55万9,700円で、収納率は56.0%でございます。

第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は3億6,576万2,658円となり、これに対します収入済額は3億5,966万5,249円で、収納率は98.3%でございます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は3億8,191万2,600円で、対前年度比マイナス6.0%、2,426万7,800円の減額となりました。令和3年度は固定資産の評価替えの基準年度に当たり、土地については、引き続き地価が下落していることから対前年度比マイナス6.2%、家屋については、令和2年中の新築棟数が38棟あったものの、評価替えによる減価と新型コロナウイルスによる特例減免の影響が大きく、対前年度比マイナス11.1%、償却資産は、申告漏れの資産調査の実施と企業の設備投資等が増加したことにより、対前年度比プラス6.9%となりました。これに対します収入済額は3億7,563万8,063円で、収納率は98.4%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は4,000万6,717円で、令和2年度は企業の倒産による高額滞納案件等の影響がございましたが、令和2年度に不納欠損処分を行い、令和3年度の滞納繰越分の調定額が大幅に減ったことから、対前年度比マイナス57.6%、5,425万3,044円の減額となりました。これに対します収入済額は2,043万7,240円で、収納率は51.1%でございます。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、第1節現年課税分の調定額は、前年度と同額の171万600円となりました。これに対します収入済額は、調定額と同額の171万600円で、収納率は100%でございます。

第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交納付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は4億2,362万9,917円で、対前年度比マイナス15.6%、7,852万844円の減額となりました。これに対します収入済額は3億9,778万5,903円で、収納率は93.9%でございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割につきましては、第1節現年課税分の調定額は2,732万4,900円で、原付や二輪の登録台数はここ数年減少しておりますが、重課税車両及び新税率車種の登録台数が増加したことにより、対前年度比4.6%、119万4,800円の増額となりました。これに対します収入済額は2,699万2,700円で、収納率は98.8%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は129万4,000円で、対前年度比マイナス0.3%、3,270円の減額となりました。これに対します収入済額は20万4,900円で、収納率は15.8%でございます。

次に、第2目環境性能割でございますが、第1節現年課税分の調定額は124万100円で、これに対します収入済額も同額の124万100円で、収納率は100%でございます。

第1目種別割と第2目環境性能割を合わせた第3項軽自動車税の調定額は2,985万9,000円で、対前年度比5.5%、156万7,130円の増額となりました。これに対します収入済額は2,843万7,700円で、収納率は95.2%でございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,683万8,710円で、健康志向による喫煙者の減少等により、町内における製造たばこの販売本数は減少しているものの、令和3年10月から紙巻きたばこ1本当たり1円増税となった影響で、対前年度比3.8%、133万2,916円の増額となりました。これに対します収入済額は3,683万8,710円で、収納率は100%でございます。

続きまして、町税の不納欠損額につきましてご説明いたします。引き続き、13ページの不納欠損額の欄を御覧ください。初めに、町税の不納欠損額の総額でございますが、一番上の行になりますが、111万5,885円で対前年度比マイナス98.3%、6,304万9,482円の減額となりました。減額となった主な要因でございますが、滞納整理が進み高額滞納案件が解消したため、前年度と比較して大幅な減額となったものでございます。

次に、税目ごとの不納欠損に対する人数と期別件数でございますが、まず個人県民税の滞納繰越分の16万4,756円は6人で17件、固定資産税の滞納繰越分90万3,029円は26人で124件、軽自動車税種別割の滞納繰越分の4万8,100円は6人で11件となっております。4税を合わせた延べ38人、期別件数152件、111万5,885円を不納欠損処分いたしました。現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税全体の調定額8億5,609万285円から、収入済額8億2,272万7,562円と不納欠損額111万5,885円を差し引いた収入未済額3,224万6,838円が、翌年度に繰り越されます町税全体の滞納額となっております。

町税の説明につきましては以上でございます。

次に、税務会計課が所管する町税以外の主な歳入につきましてご説明いたします。20ページ、21ページを御覧ください。上段の第2項手数料、第1目総務手数料、第1節税務手数料のうち督促手数料の1,610円は、滞納者に督促状を発送する行政手数料として1件当たり70円を徴収していたもので、平成22年度を最後に廃止されておりますが、それ以前の滞納額に付随して徴収した23期分の督促手数料でございます。

その下の税務手数料の40万8,350円は、窓口で交付した各種証明や土地台帳等の閲覧に係る手数料でございます。

少し飛びまして、28、29ページを御覧ください。中段の第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第2節徴税費県委託金の個人県民税徴収県委託金の1,075万5,673円は、町が個人県民税の賦課徴収に関する事

務を行うために要する費用等を県が補填するもので、納税義務者1人当たり3,000円で算定された金額となっております。

次に、30、31ページを御覧ください。上段の第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目基金利子、第1節基金利子の43万9,481円は、財政調整基金をはじめとする各種基金を、埼玉りそな銀行やJAちちぶ、埼玉信用組合、大和ネクスト銀行等に定期預金として1年間預け入れた預金利子の合計金額でございます。

続きまして、32、33ページを御覧ください。上段の第20款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金、第1節延滞金の282万9,360円は、税金を滞納した場合に、その納付遅延に対して課せられる徴収金でございます。

次に、34、35ページを御覧ください。上段の第5項第2目雑入、第1節県収入証紙売りさばき手数料のうち、県収入証紙売りさばき手数料の2万3,100円は、令和3年度に購入した県収入証紙の買受け代金の3.3%に相当する額となっております。

その下の県収入証紙売りさばき収入の105万3,840円は、会計担当窓口において販売した県収入証紙の代金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。44、45ページを御覧ください。中段の第5目会計管理費でございますが、予算現額は116万円で、支出済額は112万7,454円でございます。業務の内容でございますが、公金の収入支出手続の審査、確認業務をはじめ、資金運用、決算の調整、県収入証紙の売りさばきなどの業務を行うものでございます。主な支出といたしましては、第10節需用費のうち消耗品費の71万4,342円は、県収入証紙買受け代金の70万円と、ゴム印や源泉徴収票の用紙などの事務用品代でございます。

その下の印刷製本費の7万5,680円は、決算書40冊分の印刷代でございます。

第11節役務費のうち通信運搬費の4万1,244円は、指定金融機関である埼玉りそな銀行へ支払いデータを送信するためのE Bシステム利用に係る電話回線使用料でございます。

その下の手数料の29万6,188円は、E Bシステム利用サービスの取扱手数料や、役場の公共料金の支払いを口座振替で行う「公振くん」の使用手数料や、大型金庫の点検手数料等でございます。

次に、少し飛びますが、54ページ、55ページを御覧ください。上段の第3項徴税费でございますが、予算現額2,702万円に対しまして支出済額は2,663万2,688円で、不用額は38万7,312円となりました。

次に、第1目税務総務費の予算現額は89万8,000円で、支出済額は85万9,450円でございます。業務の内容でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会や固定資産評価員の設置を行うものでございます。主な支出といたしましては、第10節需用費の消耗品費は、加除式例規の追録代や参考図書代でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、備考欄にあります税務関係団体への負担金や会費でございます。

次に、中段の第2目賦課徴収費の予算現額は2,612万2,000円で、支出済額は2,577万3,238円でございます。業務の内容でございますが、町税の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するためのものでございます。主な支出といたしましては、第10節需用費の消耗品費は、賦課徴収事務に使用するプリンターのトナー代でございます。その下の印刷製本費は、各種帳票類の印刷代でございます。

第11節役務費の通信運搬費は、コンビニ収納システムに係るデータ取得用の電話代でございます。その

下の手数料は、口座振替やコンビニ収納、軽自動車情報提供サービス等の手数料でございます。

第12節委託料は、税目ごとの課税データを一括管理し、適正かつ迅速に処理するための電算業務委託料をはじめ、固定資産の正確な把握と適正な評価を行うための各種業務委託料等でございます。

第13節使用料及び賃借料は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別システムのソフトウェア利用料や、地方税電子申告サービス利用料等でございます。

第22節償還金、利子及び割引料は、過年度に賦課徴収した町税に係る過誤納還付金及び還付加算金でございます。

税務会計課関係の説明は以上でございます。

○議長（板谷定美君） 次に、町民課長、お願いいたします。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、町民課関係の決算につきまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明させていただきます。

初めに、一般会計につきましてご説明申し上げます。決算事項別明細書54、55ページ下側から56、57ページ、それと行政報告書27から29ページを御覧いただければと思います。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費は、予算現額2,567万6,000円、支出済額2,151万1,800円でございます。主な事業は、戸籍法に基づく業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく業務などに係る費用でございます。

第12節委託料は、戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークなど各種システムの保守委託料と、個人番号制度のシステム委託料でございます。個人番号カードの交付件数は806件となっております。

第13節使用料及び賃借料は、戸籍総合システム、住基システム、住民基本台帳ネットワーク機器の借上料などでございます。

第18節負担金、補助及び交付金でございますが、旅券発給事務負担金は、事務委託を行っている秩父市パスポート発給業務に、旅券事務交付金として入金のありました54万9,000円を旅券発給事務負担金として支払っているものでございます。

次に、決算事項別明細書の66、67ページ、それと行政報告書につきましては、48ページ下側から51ページを御覧いただければと思います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費は、予算現額6,969万5,000円、支出済額6,824万8,285円でございます。主な事業ですが、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭などに対して医療費の一部を支給するひとり親家庭医療費支給事業となっております。

第19節扶助費は、重度心身障害者医療給付費及びひとり親家庭医療給付費に要した費用でございます。

第27節繰出金は、国保特別会計への保険基盤安定事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業、これらに係る繰出金として繰り出しを行ったものでございます。

第4目老人保健費は、予算現額1億753万5,000円、支出済額は1億748万5,989円でございます。主な事業は、健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行う後期高齢者医療事業となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費や、療養給付費に係る負担金として支払いを行ったものでございます。

第27節繰出金は、65歳以上で一定の障害のある方を含む75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に必要な経費として、保険基盤安定分、事務費分を繰り出しを行ったものでございます。事業実績につきましては、後期高齢者医療特別会計で説明をさせていただきますので、省略させていただきます。

次に、決算事項別明細書70、71ページ、下側を御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費は、予算現額1,726万9,000円、支出済額は1,636万4,055円でございます。主な事業でございますが、ゼロ歳児から高校卒業までの子供の医療費を支給して、経済的負担及び福祉の向上を図ることも医療費支給事業となっております。

第3項国民年金費、第1目国民年金総務費は、予算現額が95万5,000円、支出済額が93万9,171円でございます。主な事業でございますが、国民年金制度に係る事務のうち、厚生労働省から法定受託事務とされている事務を行う事業となっております。

第12節委託料は、国民年金法の改正に伴うシステム改修に伴う委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料は、国民年金システムソフトの利用料でございます。

次に、決算事項別明細書72、73ページ、それから行政報告書につきましては、52から55ページを御覧いただければと思います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費は、予算現額256万8,000円、支出済額は226万2,784円でございます。主な事業ですが、狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や狂犬病予防注射などを実施している衛生一般事業、町内のごみの減量化、リサイクルの向上や生活環境の悪化を防止するため、散乱ごみのパトロールや撤去などを行う廃棄物一般事業に係る費用でございます。犬の登録と注射の実施状況につきましては、令和4年3月末現在の登録数は369頭で、うち326頭に狂犬病予防注射を接種いたしました。

第7節報償費は、有価物を回収した団体へ、回収物1キログラム当たり3.5円の報償金を交付したものでございます。

第12節委託料の環境美化業務委託料は、岩畳周辺や国県道、町道、林道などのごみの散乱が激しい箇所の清掃や不法投棄パトロールを、長瀬町シルバー人材センターに委託したものでございます。

次に、第2目環境衛生費は、予算現額1,122万8,000円、支出済額は1,100万4,941円でございます。主な事業ですが、公害防止を推進している環境衛生事業、急速充電器の維持管理を行った温暖化対策事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づいた申請業務、現地調査、巡視パトロールなどを行っている県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父地域広域市町村圏組合で火葬場の共同処理を行っている広域処理事業となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている斎場費分の負担金でございます。

次に、決算事項別明細書74、75ページ、中段を御覧ください。第2項清掃費、第1目じんかい処理費は、予算現額5,331万5,000円で、支出済額も同額となっております。主な事業でございますが、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている広域処理清掃費分の事業となっております。この支払いは、秩父広域市町村圏組合の清掃費に係る負担金となり、処理されたごみの排出量に基づき算出されたものでございます。

第2目し尿処理費は、予算現額2億8,699万7,000円、支出済額は2億8,699万6,800円でございます。主な事業でございますが、皆野町と一部事務組合である皆野・長瀬下水道組合の特定環境保全公共下水道事業の整備を推進している下水道事業や、し尿処理に係るし尿処理事業のほか、公共下水道認可外区域にお

いて合併処理浄化槽の設置を進める合併処理浄化槽設置整備事業となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、これらの事業を実施するため、長瀬町負担金の支払いを行ったものでございます。

第3項第1目上水道費は、予算現額1億1万6,000円、支出済額は9,967万1,000円でございます。主な事業でございますが、平成28年4月から秩父広域市町村圏組合で行っている上水道事業となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合上水道事業へ財政基盤の安定化を図るため、児童手当補助金、簡易水道事業債償還利息補助金、秩父広域水道高料金対策補助金、災害復旧事業債元金補助金、災害復旧事業債利息補助金の支払いを行ったものでございます。

決算事項別明細書76、77ページ、上段を御覧ください。27節投資及び出資金は、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、生活基盤施設耐震化事業出資金と旧宮沢地区簡易水道統合事業に対する簡易水道債償還元金出資金で、繰り出し基準に基づき出資を行ったものでございます。

一般会計分の説明は以上でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の内容につきましてご説明申し上げます。事業概要につきましては、行政報告書の93ページを御覧いただければと思います。国民健康保険につきましては、平成30年4月から財政運営の責任主体が市町村から埼玉県に移行しております。説明文の中ほどですが、令和4年3月末現在の被保険者数は1,700人で、前年度末と比較すると59人の減、全町民に対する加入率は25.3%となっております。

実質収支に関する説明につきましては、税務会計課長の説明のとおりでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。決算事項別明細書122、123ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税ですが、税務会計課長の説明のとおりとなりますので説明を割愛させていただきますが、国保歳入の約15%を占めておる状況でございます。

次に、決算事項別明細書124、125ページ、中段を御覧ください。第6款県支出金、第1項県補助金でございますが、予算現額は6億8,397万円、調定額、収入済額は同額の6億299万7,163円で、主なものは普通交付金と特別交付金でございます。普通交付金につきましては、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるものであり、特別交付金は糖尿病などの重症化予防事業や保険税収納率向上などに対して交付されるものでございます。

また、都道府県繰入金（第2号）分は、地域の特殊な実情に応じ、きめ細かい調整を行うことや、将来的に保険料水準の統一を図るための取組の促進など、交付事由に基づいて交付要綱などに定められているものでございます。

第8款繰入金、第1項特別会計繰入金の予算現額は5,016万4,000円、調定額、収入済額は同額の5,016万2,593円で、安定した国保運営を図るため一般会計から繰り入れたもので、詳細につきましては、決算事項別明細書の124、125ページから126、127ページの備考欄にお示ししてあるとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。決算事項別明細書130、131ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の予算現額は2,362万5,000円、支出済額は2,289万1,276円でございます。主な事業といたしましては、国民健康保険事業に従事する職員に係る一般管理事業に係る経費でございます。主な内容といたしましては、職員の給料、手当のほか、被保険者証の郵送料や国保連合会電算処理に係る手数料、また電算などの業務委託料、医療機関などから請求されるレセプトの内容点検業務委託などを行う経費となっております。

次に、決算事項別明細書132、133ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費の予算現額は5億7,259万7,000円、支出済額は4億6,698万2,576円でございます。

第1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対する給付を行ったものでございます。療養給付費は、一般被保険者の自己負担分を除いた保険者負担分を、国保連合会を通じて医療機関などに支払うものであり、埼玉県国保連合会より提供される数値を基に当初予算の確保を行っております。令和2年3月頃より新型コロナウイルス感染症の影響が見られ始め、例年の医療費の動きと異なり、6月分の支払い額が例年の2倍となるなど、近年の最高額を更新したこともあり、補正予算にて予算確保をさせていただきました。その後の支払いにつきましても、月による金額の波が大きいことや診療月と請求月に2か月の期間を要することなどから、さらなる高額請求が来る可能性を捨て切れず、また年度末までの支払い額の見込みが立たないことなどから、3月議会での減額補正を見送りさせていただきました。結果としまして、6月分の支払い額以上の請求がなかったことから、高額な不用額が生じたものでございます。

第3目一般被保険者療養費は、補装具を作成した場合や整骨院などを受診した際に給付を行ったものでございます。

第2項高額療養費の予算現額は8,975万1,000円、支出済額は7,193万7,087円でございます。高額療養費は、医療技術の高度化や医療供給体制の整備に伴い、高額な医療費が発生することが生じた場合、被保険者の過重な負担の軽減を図るために設けられたもので、被保険者の1か月の一部負担金額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給したものでございます。本年度は6月分の支払い額が約943万円と高額だったため、増額補正にて対応させていただきましたが、受診者の把握が困難であり、1月分の診療分を3月に支払うことなど減額補正することが難しいことから、不用額が多くなったものでございます。

次に、決算事項別明細書134、135ページを御覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金の予算現額は210万円、支出済額は124万4,000円でございます。出産育児一時金は、被保険者が出産したときに世帯主に対して支給するもので、3件の支払いを行いました。

第5項葬祭諸費、第1目葬祭費の予算現額は100万円、支出済額は90万円でございます。葬祭費は、国保被保険者が死亡した際に、葬祭を行った者に葬祭費を支給するもので、18件の支払いを行いました。

第3款国民健康保険事業費納付金の主な内容は、市町村が支払う保険給付費等の全額を、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源として、県が市町村から徴収するものでございます。

第1項医療給付費分の予算現額は1億1,193万1,000円、支出済額は1億1,193万630円でございます。こちらの給付費は、医療給付費の費用に充てるため、埼玉県に支払いを行ったものでございます。

次に、決算事項別明細書136、137ページを御覧ください。第2項後期高齢者支援等分の予算現額は4,638万3,000円、支出済額は4,638万2,006円でございます。こちらの支援金は、後期高齢者支援金の費用に充てるため、埼玉県に支払いを行ったものでございます。

第3項介護納付金分の予算現額は1,485万3,000円、支出済額は1,485万2,431円でございます。こちらの納付金は、介護保険の財源として埼玉県に支払いを行ったものでございます。

第5款保健事業費の予算現額は996万2,000円、支出済額は924万8,610円でございます。事業は健康福祉課にて実施しておりますが、事業内容としましては、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査、保健指導に要した費用や健康マイレージ事業の経費でございます。

次に、決算事項別明細書138、139ページを御覧ください。第12節委託料は、秩父郡市医師会などで行った特定健康診査委託料及び委託契約を締結している医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防健診委託料となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、委託契約を締結していない医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防健診補助金となっております。

第6款基金積立金の予算現額は1,903万円、支出済額は同額でございます。

次に、ページは飛びますが、決算事項別明細書189ページを御覧ください。5の国民健康保険の基金の運用状況でございますが、(1)、国民健康保険財政調整基金の前年度末現在高は1億1,455万4,000円で、1,903万円を積み立てした結果、決算年度末現在高は1億3,358万4,000円となっております。

(2)、高額療養費支払資金貸付基金は、前年度末現在高は100万円となっております。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。行政報告書113ページの説明のほどを御覧いただければと思います。令和4年3月末現在の被保険者数につきましては1,404人となっており、前年度末と比較すると30人の増となっております。保険料額は広域連合議会において決定し、均等割額4万1,700円、所得割額7.96%となっており、制度等の変更はございません。

実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。決算事項別明細書176、177ページを御覧いただければと思います。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料ですが、予算現額は8,461万4,000円、調定額は8,246万2,600円、収入済額は8,233万7,000円でございます。収納状況でございますが、前年賦課分は99.8%、特別徴収100%、普通徴収99.4%となっており、現年の収納率は前年比マイナス0.1%となっております。滞納繰越分は、前年度からの繰越しが4,500円でしたが、全額収納してございます。保険料は、後期高齢者医療保険歳入全体の77%を占めております。また、保険料の均等割軽減措置を965人、68.7%の方が受けております。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の予算現額は2,362万2,000円、調定額及び収入済額は、同額の2,362万1,690円でございます。主な繰入金の保険基盤安定繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項で、保険料の減額賦課に基づき、減額した額の総額を基礎として算出した額を後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならないと定められているものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。決算事項別明細書180、181ページを御覧ください。第1款総務費の予算現額は76万8,000円、支出済額は65万5,015円でございます。主な内容としましては、広域連合事業運営に係る共通事務経費及び保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の予算現額は1億696万6,000円、支出済額は1億460万2,990円でございます。この納付金は、保険料や保険基盤安定負担金を県広域連合へ納めたもので、歳出額全体の99%を占めております。

以上で町民課関係の説明を終わります。

○議長（板谷定美君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） それでは、健康福祉課関係につきまして、決算書に基づき説明をさせて

いただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書の18、19ページを御覧ください。第13款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金でございますが、保育園保護者負担金、放課後児童クラブ保護者負担金などの民生費負担金では、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた収入未済額はありませんでした。

次に、歳出でございますが、民生費関係について説明いたします。決算書62、63ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額3億4,228万8,000円で、支出済額は2億6,026万4,411円でございます。

なお、翌年度繰越額7,104万4,633円でございますが、非課税世帯への臨時特別支援給付金について、令和3年度に引き続き令和4年度も支給するため、給付金をはじめ、支給事務に係る職員の時間外勤務手当、消耗品費や印刷製本費、通信運搬費、電算処理のための委託料などの事務経費を4年度に繰越しするものでございます。

第3節職員手当等7万7,012円でございますが、非課税世帯への臨時特別支援給付金の支払い事務に従事した職員の時間外勤務手当でございます。

第7節報償費6万2,952円でございますが、報償金は知的及び身体障害者相談員2名への謝礼、賞賜金は100歳祝いの花代でございます。

第10節需用費の光熱水費18万3,794円は、ひのくち館の電気水道料、施設修繕費28万2,260円は、ひのくち館の排水ポンプ、天井などの修繕費でございます。

第12節委託料591万9,153円でございますが、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料や、非課税世帯への臨時特別支援給付金給付のためのシステム改修や電算処理などに伴う委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料114万3,120円でございますが、障害者福祉システムなどのソフトウェア使用料及びひのくち館のAEDリース料でございます。

64、65ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金2億4,216万9,557円でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費負担金、障害児通所給付費等負担金など障害者サービスに係る負担金のほか、秩父郡市1市4町で令和3年1月から設置している基幹相談支援センターや地域活動支援センター相談支援事業などの負担金、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、元気と安心お助け隊など関係団体への補助金、町民税均等割が非課税である世帯等に対して支給する子育て世帯等臨時特別支援事業住民税非課税世帯等給付金のほか、協議会等への負担金や各種補助金などがございます。

第19節扶助費787万9,157円でございますが、補装具に対する給付をはじめ、日常生活用具給付費、在宅重度心身障害手当などの支給でございます。

次に、第2目老人福祉費でございますが、予算現額873万4,000円で、支出済額は728万9,296円ございました。

第12節委託料286万3,340円でございますが、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料360万1,669円でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金66万3,500円でございますが、老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助金でございます。

第19節扶助費12万8,000円でございますが、66、67ページにかけてになりますが、寝たきり老人及びその介護者への手当でございます。

66ページの下段を御覧ください。第5目介護保険費でございますが、予算現額は1億1,326万7,000円で、支出済額は1億1,275万2,954円でございます。

第27節繰出金1億1,247万6,000円は、法定負担分の繰出金や事業運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

68、69ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額は4億1,888万4,000円で、支出済額は4億585万1,611円でございます。繰越金810万1,501円でございますが、子供1人につき10万円を支給する子育て世帯等臨時特別支援給付金、新型コロナウイルス感染症への対応における最前線において働く保育士等の処遇改善のため、令和4年度も引き続き支給する保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について、支払い手続の済んでいない給付金及び補助金と事務経費を4年度に繰越しをするものでございます。

第1節報酬1,292万7,948円でございますが、放課後児童クラブ室、多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴う子育て支援員報酬及び要保護児童対策地域協議会委員報酬でございます。

第2節給料192万1,200円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴うフルタイム職員の給料でございます。

第7節報償費161万9,460円でございますが、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業に伴う協力員等に係る費用でございます。

第10節需用費341万9,337円でございますが、事業実施のための消耗品、印刷製本費、多世代ふれ愛ベース長瀬の感染対策や施設管理のための消耗品費や光熱水費、放課後児童クラブ室に係る新型コロナウイルス感染対策の消耗品などがございます。

第12節委託料1億9,589万1,243円でございますが、保育所及び認定こども園施設型給付費、民間の放課後児童クラブへの委託料、多世代ふれ愛ベース長瀬の設備に係る委託料、子育て世帯等臨時特別支援給付金等の支給に伴うシステム改修業務委託料、児童手当システム改修業務委託料などがございます。

70、71ページを御覧ください。第17節備品購入費40万9,409円でございますが、乳児家庭を訪問する際に使用する授乳指導用人形や、長瀬一小放課後児童クラブ室の物置などを購入したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金1億475万7,516円でございますが、保育園等の一時預かり、延長保育、1歳児等担当保育士配置、障害児保育への補助に加え、新型コロナウイルス感染としまして、保育園への感染拡大防止対策における保育対策総合支援事業費補助金や、子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、民間学童の感染対策に対する補助金、また子供1人につき10万円を支給しました子育て世帯等臨時特別支援事業子育て世帯臨時特別給付金、新生児1人に10万円を支給した新生児子育て応援特別給付金や低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症への対策を図りながら、継続した保育活動を進める町内3園の保育士等への保育士等処遇改善臨時特別補助金などがございます。

第19節扶助費7,728万8,550円でございますが、児童手当等に係る費用でございます。

次に、衛生費関係についてご説明いたします。72、73ページの下段を御覧ください。第4款衛生費、第

1 項保健衛生費、第 3 目保健費でございますが、予算現額は2,089万7,000円で、支出済額は2,078万9,691円でございます。

第10節需用費105万9,290円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や施設修繕等でございます。

第12節委託料205万8,844円でございますが、74、75ページにかけて御覧ください。保健センター清掃や設備の保守警備委託料、健診結果の利活用に向けた情報の標準化に伴うシステム改修委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料189万5,120円でございますが、保健センター土地借上料や健康管理システムソフトウェアレンタル料、AEDのリース料でございます。

第14節工事請負費105万9,300円でございますが、保健センター受水槽給水ポンプと塩素滅菌器の交換工事を施工したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金1,457万9,800円でございますが、秩父広域市町村圏組合への救急医療施設費や、ちちぶ医療協議会の負担金などがございます。

次に、76、77ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額は1億3,785万38円で、支出済額は9,276万8,847円でございます。昨年度と比較して倍増しておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施によるものでございます。繰越金1,453万7,974円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費で、令和3年度に引き続き令和4年度も接種を継続して行うため、4年度に繰越しをするものでございます。

不用額3,054万3,217円でございますが、このうち2,538万1,935円が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る不用額であり、令和2年度からの繰越し予算については減額補正ができないため、不用額がかさんだものでございます。

第1節報酬207万3,945円でございますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保健師の報酬や、新型コロナウイルスワクチン接種に係るパートタイム、会計年度任用職員の報酬でございます。

第3節職員手当等117万9,509円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務に関わる職員及び会計年度任用職員の時間外勤務に係る手当などがございます。

第7節報償費679万4,128円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師、看護師や、がん検診や乳幼児健診などに係る医師、歯科医師や看護師などに係る費用でございます。

第10節需用費171万1,777円でございますが、乳幼児健診や健康マイレージ歩数計など事業実施のための消耗品、印刷製本費に加え、新型コロナウイルスワクチン接種の際の感染対策用アルコール消毒液、ハンドソープ、体温計、仕切りパーティションなど、また妊産婦応援事業としてお祝い品を購入した費用などがございます。

第11節役務費216万49円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種や各種がん検診、後期高齢者健診に係る通信運搬費や、後期高齢者健診受診券作成などに係る国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

第12節委託料6,429万8,461円でございますが、78、79ページにかけて御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種の接種券作成やシステム改修業務、各種がん検診、妊婦健診、後期高齢者健診や人間ドック委託料、各種予防接種や新型コロナウイルスワクチン予防接種の医療機関への接種委託料などがございます。

第17節備品購入費154万8,476円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種会場のテントやスト

ープ、応急セットなど、またオンラインでの妊産婦相談用のWi-Fi機器とパソコンを購入したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金1,095万3,204円でございますが、秩父広域市町村圏組合への結核予防費負担金やコバトン健康マイレージ事業負担金のほか、秩父地域1市4町で共同設置した新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター及び予約システムの共同事業負担金や新型コロナウイルス感染症検査費補助金、妊産婦応援給付金などがございます。

第19節扶助費47万1,148円でございますが、未熟児養育医療費でございます。

以上で一般会計分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計について説明をいたします。148、149ページを御覧ください。初めに、歳入、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、調定額は1億5,611万3,000円で、内訳は第1節現年賦課分1億5,269万5,400円、第2節滞納繰越分341万7,600円でございます。収入済額は1億5,222万3,870円で、内訳は第1節現年賦課分1億5,192万4,570円、第2節滞納繰越分29万9,300円で、収納率は97.5%ございました。昨年度の収納率と比較して、0.4%減となっております。不納欠損額は1件で2万400円でした。収入未済額は386万8,730円で、昨年度と比べまして45万1,130円の増となっております。

次に、第2款国庫支出金は、調定額、収入済額ともに1億7,780万6,124円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業として、それぞれの法定割合分に応じて交付されたものでございます。

次に、150、151ページを御覧ください。第3款支払基金交付金は、調定額、収入済額ともに1億9,410万3,000円で、第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたものでございます。

次の第4款県支出金は、調定額、収入済額ともに1億1,911万5,855円で、保険給付費、介護予防や任意事業費に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付されたものでございます。

次に、第6款繰入金は、調定額、収入額ともに1億1,498万6,000円で、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたほか、介護給付費支払基金からの繰入れでございます。

続きまして、歳出でございますが、156、157ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額167万8,000円、支出済額159万3,850円で、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料や介護保険システムソフトウェア利用料などがございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額56万2,000円、支出済額が48万1,742円でございますが、保険料賦課徴収のための郵送料や電算処理業務委託料などがございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額450万円、支出済額が404万5,589円で、介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料や介護認定調査員の報酬などがございます。

第2目認定審査会共同設置負担金は、158、159ページにかけて御覧ください。予算現額432万9,000円で、支出済額は同額でございます。秩父広域市町村圏組合に共同設置しています介護認定審査会負担金でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が介護保険制度の基準による介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。

第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額2億582万1,000円で、支出済額が1億9,908万3,900円でございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、認知症高齢者などができる限り住み慣れた地域で生活が続けられるように、町が指定する事業所が地域住民に提供する給付費で、予算現額9,002万7,000円で、支出済額が8,635万2,476円でございます。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額3億2,866万4,000円で、支出済額が3億2,486万7,626円でございます。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付する費用で、予算現額2,649万8,000円で、支出済額が2,627万3,862円でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方が介護保険制度の基準による介護予防サービスを受けた場合に係る費用となっております。

主な内容について説明いたします。第1目介護予防サービス給付費は、通所介護などを利用した場合の費用で、予算現額1,329万8,000円、支出済額が1,261万843円でございます。

160、161ページを御覧ください。第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に係る費用で、予算現額324万8,000円で、支出済額が292万4,250円でございます。

第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費は、要介護者や要支援者が支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される費用で、予算現額1,610万9,000円、支出済額が1,425万6,100円でございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療介護合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護サービスとして支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される費用で、予算現額200万円、支出済額が186万3,104円でございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費は、低所得の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額に係る費用で、予算現額2,610万円、支出済額が2,486万9,443円でございます。

162、163ページを御覧ください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業は、要支援及び事業対象者として認定された方が、町の指定する事業所等の訪問や通所サービスを受けた場合に係る費用となっております。

第1目介護予防・生活支援サービス事業費は、サービス提供事業所を訪れてサービスを受けた場合や、居宅を訪問してサービスを受けた場合に係る費用で、予算現額1,332万1,000円、支出済額が1,212万2,553円でございます。

第2項一般介護予防事業費、第1目一般介護予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象に、元気モリモリ体操、足腰らくらく教室及び歌の教室などの介護予防事業の実施に要した費用で、予算現額264万9,000円、支出済額218万2,571円でございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、地域包括支援センター高齢者配食サービスや生活支援体制整備事業などに係る費用となっております。

第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターに配置している職員の給

料等で、予算現額1,600万4,000円、支出済額1,573万1,603円でございます。

164、165ページを御覧ください。第2目任意事業費は、紙おむつ支給事業や高齢者配食サービスに係る費用で、予算現額74万5,000円、支出済額30万6,959円でございます。

第4目生活支援体制整備事業費は、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、地域で支え合い、助け合いのできる町を目指し、高齢者の生活支援ニーズの把握や生活支援サービスの創出、地域での取組支援に関わる事業で、予算現額381万円、支出済額380万円でございます。

次に、第5目認知症総合支援事業費は、166、167ページにかけて御覧ください。認知症カフェの開催や認知症ケア向上などに関する費用で、予算現額67万円、支出済額20万4,365円でございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため設置している基金で、予算現額12万1,000円で、支出済額は同額です。令和3年度末の基金現在高は1億1,915万8,000円でございます。

以上で健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時25分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業観光課長、お願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、産業観光課関係の決算につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、労働費関係につきましてご説明いたします。決算書の80、81ページを御覧ください。上段の第1項労働諸費、第1目労働諸費の予算現額11万2,000円に対し、支出済額も同額の11万2,000円でございます。この費目は、備考欄にあります労働関係団体と連携し、就労情報の発信や就労支援を行うための補助金や負担金でございます。

次に、農林水産業費関係につきましてご説明いたします。引き続き、80、81ページの中段を御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算現額426万3,000円に対し、支出済額は389万3,699円ございました。主な支出といたしましては、第1節報酬の249万2,907円は、農業委員13人分と農地利用最適化推進委員4名分の報酬でございます。

第12節委託料の農業委員会総会会議録作成業務委託料46万2,000円は、年12回開催した農業委員会総会の会議録の作成を業者に委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の農業行政システムソフトウェア使用料52万8,000円は、農地台帳を管理する農業行政システムを稼働するためのソフトウェア使用料でございます。

その下の第2目農業総務費の予算現額56万4,000円に対し、支出済額は54万7,960円ございました。主な支出といたしましては、第18節負担金、補助及び交付金の54万5,000円は、備考欄にあります農林業関係団体と連携し、農林業の振興を図るための負担金や会費でございます。

その下の第3目農業振興費の予算現額680万8,000円に対し、支出済額は653万670円でした。

次の82、83ページを御覧ください。主な支出といたしましては、第12節委託料の有害鳥獣捕獲事業委託料40万円は、有害鳥獣から農作物を守るため、有害鳥獣の捕獲及び駆除を北秩父猟友会長瀬支部に委託したものでございます。

第14節工事請負費の井戸農村センター浄化槽改修工事129万4,700円は、井戸農村センターの浄化槽の上部が破損し、使用できない状況となったため、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替えを行ったものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の464万3,769円のうち、備考欄の一番上にごございます産地パワーアップ事業費補助金377万6,000円は、県の補助事業を活用し、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、高収益な栽培体系への転換を図った長瀬ブドウ組合員2名に対し、生産資材や農業用機械の導入費の一部を助成したものでございます。

備考欄の中段にごございます、新規就農者等支援事業補助金の45万6,000円は、農業用施設を拡張した認定農業者1名と、農業用機械等を導入した新規就農者1名の計2名に対し、事業費の一部を助成したものでございます。

備考欄の下から2番目の有害鳥獣防護柵等設置費補助金の11万1,000円は、町民からの交付申請に基づき、有害鳥獣から農作物等を守るために設置した防護柵等の資材購入費の一部を助成したものでございます。

その下の有害鳥獣捕獲事業従事者補助金の19万6,000円は、町の有害鳥獣捕獲事業に従事する北秩父猟友会長瀬支部の会員15名分の登録費用を助成したものでございます。

中段の第4目緑の村管理費の予算現額5,516万5,000円に対し、支出済額は5,505万2,572円でした。主な支出といたしましては、第12節委託料の宝登山地域周辺維持管理業務委託料180万円は、緑の村周辺の環境を保全するため、除草作業等をシルバー人材センターに委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の343万713円は、主に緑の村用地として賃貸借しております約2万平米の土地借上料でございます。

第14節工事請負費の緑の村野外運動施設等除却工事4,905万4,500円は、流水プール関連施設及び祭り広場内の工作物等の除却工事を実施し、当該施設を地権者に返還したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の70万円は、住民参加型の花づくり活動を推進するため、花の里づくり実行委員会に対し補助金を交付したものでございます。

その下の第2項林業費、第1目林業総務費の予算現額125万3,000円に対し、支出済額は123万9,000円でした。主な支出といたしましては、第12節委託料の園地四季の丘管理業務委託料40万円は、宝登山山頂付近にごございます園地周辺の環境を保全するため、除草作業等を宝登興業へ委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料18万1,000円は、宝登山四季の丘の用地として平成19年度より賃貸借しております約30.7ヘクタールの共有林の借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の41万7,000円は、緑の少年団として町内における緑化活動を推進した長瀬第一小学校への補助金をはじめ、備考欄にあります林業関係団体への会費でございます。

次の84、85ページを御覧ください。上段の第2目林業振興費の予算現額531万9,000円に対し、支出済額は515万1,529円でした。主な支出といたしましては、第12節委託料の里山・平地林整備事業業務

委託料244万4,000円は、県の補助事業を活用し、森林の持つ公益的機能を回復させるため、宝登山にございます企業の森の下草刈りと、長瀬地内の河川敷の竹林整備を秩父広域森林組合に委託したものでございます。

第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事129万円は、森林環境譲与税を活用し、園地内の遊歩道沿いにある木製土留めが経年劣化により腐食し、大変危険な状態となっていたため、埼玉県産の間伐材を使用し改修したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会負担金83万円は、ちちぶ定住自立圏構想内における取組として、1市4町が協力して秩父地域の森林整備を推進するために設置した分科会への負担金でございます。

次に、第3目林道費の予算現額89万円に対し、支出済額は77万8,500円でございます。主な支出といたしましては、第10節需用費の施設修繕費49万9,500円は、林道葉原支線の舗装及びのり面等の修繕を行ったものでございます。

第12節委託料の林道除草作業等業務委託料19万円は、林道葉原線、葉原支線、榎峠線、谷津線の4路線の除草作業をシルバー人材センターに委託したものでございます。

その下の第4目森林環境整備基金費の予算現額4万7,000円に対し、支出済額はゼロでございます。当初予算では、森林環境譲与税263万8,000円のうち、134万7,000円を基金へ積み立てる予定でございましたが、宝登山の園地四季の丘の木製の土留めが経年劣化により腐食し、大変危険な状態となっていたため、9月補正予算において、積立金から工事請負費に130万円を振り替えて木製土留めの改修工事を実施したため、予算現額が4万7,000円に減額となったものでございます。

次に、商工費関係についてご説明いたします。引き続き、84、85ページの中段を御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算現額1,127万円に対し、支出済額は1,124万7,586円でございます。主な支出といたしましては、第7節報償費の報償金25万円は、経営革新計画を作成し、県知事の承認を受けた中小企業5社に対し、1件当たり5万円の奨励金を支給したものでございます。

第12節委託料の消費生活相談業務委託料17万2,000円は、消費生活被害の改善向上を図るため、消費生活に関する相談業務を秩父市に委託したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の1,082万5,586円のうち、小規模事業者指導費補助金の500万円は、小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業者の経営または技術の改善、発達に資する事業を行う商工会に対し、補助金を交付したものでございます。

その下の中小企業融資制度資金借入利子補給金の247万8,586円は、町内の中小企業が日本政策金融公庫から借り入れた利子の年利0.5%分に相当する額を、町が利子補給金として支給したものでございます。

その下の住宅リフォーム等資金助成金の60万円は、町内業者を利用して、20万円以上の住宅の改修工事を行った町民からの交付申請に基づき、1件当たり一律5万円の助成を12件行ったものでございます。

その下の企業誘致条例奨励金の274万7,000円は、企業誘致条例に基づき、平成30年中に新たに町内に起業された1社と設備投資を行った1社の計2社に対し、奨励金を交付したものでございます。

次に、産業観光課が所管いたしました新型コロナウイルス感染対策事業につきましてご説明いたします。企画費に計上されておりますので、少しお戻りいただきまして、52、53ページを御覧ください。中段の第14節工事請負費の備考欄の上から2番目にございます就業改善センター空調設備改修工事の239万6,270円は、新型コロナウイルスの感染予防対策として、就業改善センターの空調設備3台を換気機能つき、また

は空気清浄機能つきの空調設備に更新したものでございます。

下段の第18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番上にごございます観光客受入環境整備事業補助金の922万円は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環として観光客の受入れ環境を整備するため、長瀬観光の中心である岩畳から宝登山山麓及び上長瀬駅前付近に、ライブカメラ5台とスピーカー14基の設置費735万円と、観光協会のホームページ内への着地型旅行サイトの開設費187万円を、事業主体である観光協会に交付したものでございます。

備考欄の中段にごございます地域経済応援事業補助金の1,628万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の低迷に対し、消費喚起と事業者の事業継続及び売上げの増加を図るため、1世帯当たり6,000円分の商品券を世帯主に交付したものでございます。

その下の中小企業等持続化給付金の2,180万円と、その下の中小企業等持続化給付金（第2回）の1,584万円は、新型コロナウイルス感染症によって特に大きな経済的な影響を受けている町内の中小企業及び個人事業主の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の給付を受けた事業者に対し、町独自の持続化給付金を2回にわたり交付したものでございます。

その下の飲食店等応援給付金の280万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休止や営業時間の短縮に協力し、埼玉県感染症予防対策協力金の交付決定を受けた事業者に対し、町独自の給付金を交付したものでございます。

その下のおもてなし力向上支援事業補助金の881万7,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新しい生活様式の定着促進を目的に、感染予防や事業継続に向けた新製品、新サービスの開発など、変革に取り組む中小企業等を支援するため、補助金を交付したものでございます。

その下の中小企業売上減少対策一時金の733万円は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出及び移動の自粛により売上げが大きく減少し、国の一時支援金の給付決定を受けた法人及び個人事業主に対し、町独自の一時金を給付したものでございます。

その下の商工会会費補助事業補助金の539万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的な影響を受けている商工会員の負担軽減を図るため、活動拠点である商工会に対し、年会費相当分の補助金を交付したものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては以上でございます。

次に、観光費についてご説明いたします。84、85ページにお戻りください。下段の第2目観光費の予算現額2,442万2,000円に対して、支出済額は2,328万2,691円でございます。主な支出といたしましては、次の86、87ページを御覧ください。上段の第10節需用費の315万551円のうち消耗品費の57万8,065円は、花いっぱい運動を推進するための資材や観光トイレの消耗品代でございます。

その下の光熱水費の230万9,399円は、観光情報館や観光トイレをはじめとする観光施設の電気料と上下水道料でございます。

その下の施設修繕費の26万3,087円は、観光トイレ3か所と観光情報館を修理したものでございます。

なお、需用費の不用額95万9,449円は、水道光熱費の54万5,000円と施設修繕費の41万円の執行残によるものでございますが、いずれも公衆トイレの維持管理経費のため、漏水や故障に備え、3月の減額補正を見送ったものでございます。

第11節役務費の手数料11万7,324円は、公衆トイレ浄化槽の保守点検料やくみ取り料等でございます。

第12節委託料の1,150万3,696円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料の209万2,000円と長瀬町観

光情報館指定管理委託料の390万、それから桜管理業務委託料の76万5,000円は、それぞれ観光協会へ委託をしたものでございます。

その下の地域おこし協力隊員委託料の461万6,696円は、町の魅力向上及びPRを実施するとともに、新たな特産加工品の開発に取り組むなど、地域の活性化に資する事業を地域おこし協力隊員1名に委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万1,520円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料と、それから深谷と皆野に設置の大型観光誘導看板3基の敷地借上料でございます。

第14節工事請負費の岩根神社公衆トイレ除却工事51万4,800円は、施設の老朽化に伴いまして、岩根神社下の駐車場に設置してありました公衆トイレ1基を撤去したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の748万4,800円は、備考欄にあります観光協会や船玉まつり実行委員会への補助金をはじめ、各種観光関係団体への負担金や会費でございます。

以上で産業観光課関係の説明を終わります。

◇

◎延会について

○議長（板谷定美君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（板谷定美君） 次会の日程をご報告いたします。

明日15日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時49分

令和4年第3回長瀬町議会定例会 第2日

令和4年9月15日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第39号～議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

| | | | | | |
|----|-------|---|----|------|---|
| 1番 | 村田光正 | 君 | 2番 | 板谷定美 | 君 |
| 3番 | 井上悟史 | 君 | 4番 | 野原隆男 | 君 |
| 5番 | 村田徹也 | 君 | 6番 | 野口健二 | 君 |
| 7番 | 大島瑠美子 | 君 | 8番 | 新井利朗 | 君 |
| 9番 | 染野光谷 | 君 | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|----|-----------------------|-------|---|
| 町長 | 大澤夕キ | 江君 | 副町長 | 齊藤英夫 | 君 |
| 教育長 | 井深道子 | 君 | 総務課長 | 福島賢一 | 君 |
| 企画財政課長 | 若林健太郎 | 君 | 会管理者兼計 会務税務会 課長 | 福島嶋俊晴 | 君 |
| 町民課長 | 玉川真 | 君 | 健康福祉課長 | 内田千栄子 | 君 |
| 産業観光課長 | 相馬孝好 | 君 | 建設課長 | 若林智 | 君 |
| 教育次長 | 中畝康雄 | 君 | 代 監 査 委 員 | 田島毅 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 枋原秀樹 | 書記 | 石川正木 |
|------|------|----|------|

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

上着の着脱はご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎議案第39号～議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第1、議案第39号 令和3年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第40号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第41号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第42号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

歳入歳出決算の内容について、前日に引き続き各所属長の説明を求めます。

建設課長、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） おはようございます。建設課関係につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明をさせていただきます。

まず、決算書の86、87ページの中段を御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費でございますが、予算現額が467万円で支出済額が453万2,101円となっております。主な事業でございますが、測量設計積算システム等の保守業務を行う道路橋梁総務事業や、道路照明灯の維持管理を行う道路照明灯事業を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第10節需用費257万7,283円のうち、光熱水費192万3,266円は、町内の町で管理する道路照明灯139基分の電気料でございます。また、施設修繕費59万8,070円は、道路照明灯11か所の

修繕を行ったものでございます。

第13節使用料及び賃借料100万5,718円のうち、土木積算システムリース料52万3,808円は、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

次に、88、89ページを御覧ください。第2目道路維持費でございますが、予算現額が3,087万4,500円、支出済額が2,917万7,263円で、主な事業でございますが、道路の維持管理、町道補修工事、交通安全施設整備、行政区からの要望に基づき行う原材料等支給事業、道路台帳補正事業、道路愛護保全管理事業、橋梁定期点検及び修繕事業など、町道を維持していくために必要な事業を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第10節需用費165万1,622円のうち、施設修繕費118万8,000円につきましては、大字風布地内幹線36号線ほか2か所の修繕を行ったものでございます。

第12節委託料1,120万382円のうち、道路台帳補正業務委託料200万8,600円は、令和2年度に実施した道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を行いました。橋梁定期点検業務委託料528万円は、道路法の改正によりおおむね5年に1度道路橋の定期点検が義務づけられたため、20橋の点検を業務委託により行ったものでございます。

第14節工事請負費1,452万1,100円のうち、橋梁修繕工事775万5,000円でございますが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき町で管理する橋梁のうち、健全度が低く早急な対応を要する大字中野上唐沢地内にあります無名55号橋の橋梁修繕工事を行いました。また、生活関連道路整備工事239万2,500円は、令和2年度からの事業で町道の未舗装部分の簡易舗装を行うもので、3行政区3路線の舗装工事を行い、町道・橋梁補修工事297万7,700円でございますが、大字風布地内の幹線36号線のほか2か所の補修工事を行ったものでございます。交通安全施設整備工事139万5,900円は、区画線設置、道路反射鏡の設置、横断防止柵、道路照明灯の設置工事でございます。

第15節原材料費108万1,879円のうち49万5,029円でございますが、7行政区から砕石等の支給申請が9件あり、申請に基づき支給を行いました。

続きまして、第3目道路新設改良費でございますが、予算現額が4,377万5,000円、支出済額が3,579万2,219円で、主な事業といたしまして、町道の新設改良、測量設計等の事業を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第12節委託料1,367万5,200円は、本中117号線路線測量、詳細設計業務委託、用地測量業務委託でございます。

第14節工事請負費2,101万1,100円は、町道新設改良工事3路線、岩田6号線、幹線1号線、長瀬23号線の改良工事、歩道整備工事でございます。

第21節補償、補填及び賠償金110万5,919円は、幹線1号線歩道整備工事、長瀬23号線道路改良工事に伴う物件補償費となっております。

次に、第4目まちづくり推進費でございますが、予算現額が171万7,000円、支出済額が91万4,420円となっております。主な事業でございますが、境界確認申請の受付事務、埼玉県条例に基づく接道規定による道路後退部分の用地測量、用地買収、分筆登記を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第12節委託料57万283円は、道路後退部分4件分の用地測量、分筆登記業務委託を行い、1枚おめくりいただき、90、91ページの上段を御覧いただきたいと思います。第16節公有財産購入費23万7,137円は、道路後退部分4件分の用地購入費でございます。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費でございますが、予算現額が532万6,000円、支出済額が454万5,100円で、主な事業でございますが、河川の維持管理、水路の整備事業を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第12節委託料195万8,000円は、大字野上下郷地内長瀬第二小学校体育館裏の堂坂川整備工事に伴います測量設計管理業務委託料として、第14節工事請負費246万5,100円のうち59万4,000円は、大字野上下郷地内熊野沢洗掘箇所補修工事を行い、また187万1,100円は同じく大字野上下郷地内八寺沢護岸の洗掘箇所に袋詰め玉石設置工事を行ったものでございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、予算現額が1,406万円、支出済額が1,318万3,779円となっております。主な事業でございますが、町が管理しております町内4か所84戸の町営住宅の維持管理、運営を行う住宅管理事業、町営住宅長寿命化改善事業を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第10節需用費248万5,507円のうち、施設修繕費179万8,342円につきましては、建築後、年数が経過しております塚越団地、袋団地の給排水設備の修繕や、退去後の各部屋の床の張り替え、壁紙の張り替え等を実施いたしました。

第12節委託料411万3,000円のうち316万6,000円は、町営住宅のさらなる長期活用を目指すため、第2期長瀬町町営住宅長寿命化計画策定を業務委託により実施いたしました。

第13節使用料及び賃借料513万6,163円は、町営塚越団地及び県営白鳥団地の敷地賃借料で、民有地4件と県営白鳥団地の敷地1件分の賃借料でございます。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費でございますが、予算現額が259万1,000円、支出済額が226万9,042円で、主な事業でございますが、1枚おめくりいただきまして、92、93ページ、町内にございます長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬莱島公園の維持管理業務を行いました。

主な支出といたしまして、第12節委託料132万8,819円は、各公園の除草業務やトイレの清掃業務、また令和元年台風19号の被害で流失した蓬莱島へ渡る橋脚に簡易的な橋脚として設置するための業務委託料でございます。

以上で、建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 次に、教育次長、お願いたします。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、教育委員会関係につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により主なものについて説明させていただきます。決算書94、95ページ下を御覧ください。第10款教育費でございますが、予算現額は2億4,768万620円で、支出済額は2億3,680万8,986円、不用額は1,087万1,634円でございます。

次に、目別に説明いたします。決算書96、97ページを御覧ください。第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、予算現額は54万5,000円で、支出済額は53万500円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬44万6,400円でございますが、教育委員の報酬でございます。

次に、第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営、学校教育の円滑な運営と推進のために必要な経費で、予算現額は1億2,759万6,000円で、支出済額は1億2,432万4,762円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬908万7,263円でございますが、学校運営協議会や学校のあり方検討委員会などの委員報酬と会計年度任用職員として雇用した学校教育指導員、中学校配置相談員、特別支援教育学校支援員、スクール・サポート・スタッフ、放課後子供教室指導員の報酬でございます。

す。

第2節給料4,962万4,680円、第3節職員手当等2,509万2,767円、第4節共済費1,616万3,104円は、教育長のほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員13名の給料、職員手当及び共済組合負担金と、会計年度任用職員8名の期末手当と社会保険料でございます。

第7節報酬46万600円でございますが、中学生学力アップ教室事業講師謝金や建設業組合が行う学校施設の補修作業謝金などがございます。

第8節旅費33万1,392円は、会計年度任用職員の通勤手当などがございます。

第10節需用費28万7,367円でございますが、放課後子供教室の物品、中学生学力アップ教室テキストや矢那瀬地区児童送迎車の燃料費などがございます。

98、99ページを御覧ください。第11節役務費27万7,921円でございますが、学校の在り方についてのアンケート調査郵送料、各校養護教諭のB型肝炎抗体検査手数料、放課後子供教室、中学生学力アップ教室参加者保険料などがございます。

第12節委託料897万6,898円でございますが、学校職員の健康診査委託料、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、GIGAスクールサポーターやICT支援員配置業務委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料498万6,516円でございますが、小中学校コンピューターリース料やAEDリース料、また小中学校に導入した校務支援システムソフトウェアリース料などがございます。

第14節工事請負費121万円でございますが、第一小学校校舎屋上防水改修工事でございます。

第18節負担金、補助及び交付金426万4,745円でございますが、秩父広域市町村圏組合への循環器検診費や加盟団体への負担金及び小中学校修学旅行補助金、中学生、高校生電車通学費補助金、小中学校入学祝金、小中学生対象の英検、数検受検料補助金などがございます。

101ページを御覧ください。第19節扶助費353万3,085円でございますが、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援学級に就学している児童生徒の保護者への就学奨励費でございます。

次に、第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与事業に必要な経費で、予算現額は280万円で、支出済額は同額でございました。

主な内容についてご説明いたします。第20節貸付金280万円でございますが、入学準備金が1名、育英奨学資金が8名となっております。

第2項第一小学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は1,097万9,000円で、支出済額は1,072万7,999円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬48万170円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費567万4,182円でございますが、アルコール消毒液、ハンドソープなどの感染予防、感染拡大防止に係る物品の購入や、電気、ガス、上下水道代、施設及び物品修繕費等でございます。

第12節委託料269万6,832円でございますが、小学校の設備の保守点検、警備委託料や校務員派遣委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料54万8,120円でございますが、校門前駐車場の土地借上料やコピー機借上料などがございます。

第17節備品購入費54万5,380円でございますが、感染対策として加湿空気清浄機やCO₂濃度測定器などを購入したものでございます。

第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品を購入するために必要な経費で、予算現額は29万1,000円で、支出済額は27万8,155円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第17節備品購入費27万8,155円でございますが、児童用図書や指導上必要な教員用指導書などがございます。

102、103ページを御覧ください。第3項第二小学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は596万5,620円で、支出済額は553万301円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬16万9,060円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費290万5,952円でございますが、アルコール消毒液、ハンドソープなどの感染予防、感染拡大防止に係る物品の購入や、電気、ガス、上水道代、施設及び物品修繕費等でございます。

第12節委託料91万6,500円でございますが、第二小学校の設備の保守点検、警備委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料34万9,634円でございますが、農業体験学習に使用するための畑の借上料やコピー機借上料などがございます。

第17節備品購入費51万4,324円でございますが、感染対策として足踏み式消毒スタンド、サーマルカメラ、空気清浄機などを購入したものでございます。

第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品を購入するために必要な経費で、予算現額は27万4,000円で、支出済額は27万2,980円でございます。

主な内容ですが、第17節備品購入費27万9,280円でございますが、児童用図書や指導上必要な教員用指導書などがございます。

104、105ページを御覧ください。第4項中学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するため必要な経費で、予算現額は1,143万円で、支出済額は1,035万8,484円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬28万890円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費553万7,910円でございますが、アルコール消毒液、ハンドソープなどの感染予防、感染拡大防止に係る物品の購入や、電気、ガス、上下水道代、施設及び物品修繕費等でございます。

第12節委託料218万2,475円でございますが、中学校の設備の保守点検、警備委託料、校務員派遣委託料などがございます。

第13節委託料及び賃借料108万939円でございますが、テニスコート部分の土地借上料やコピー機借上料などがございます。

第17節備品購入費15万9,940円でございますが、感染対策としてCO₂濃度測定器などを購入したものでございます。

第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のために必要となる教材備品を購入するために必要な経費で、予算現額は434万2,000円で、支出済額は429万3,877円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第17節備品購入費でございますが、生徒用図書や指導上必要な教員用デジタル指導書などがございます。

106、107ページを御覧ください。第6項社会教育費、第1目社会教育総務費でございますが、社会教育活動や人権教育推進に必要な経費で、予算現額は119万4,000円で、支出済額は89万102円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬2万4,500円でございますが、社会教育委員の報酬で

ございます。

第7節報償費21万7,740円でございますが、成人式の記念品や写真代、家庭教育学級講師謝金などがございます。

第10節需用費29万9,682円でございますが、成人式などの実施に伴う消耗品費や人権作文冊子印刷代でございます。

第13節使用料及び賃借料4万3,638円でございますが、成人式会場用備品の借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金28万5,000円でございますが、人権教育研修会参加負担金や文化団体連合会への補助金などがございます。

第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンターの運営や施設維持管理に必要な経費で、予算現額は1,673万円で、支出済額は1,548万7,439円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬121万48円でございますが、中央公民館勤務の会計年度任用職員報酬でございます。

第10節需用費185万1,279円でございますが、電気、ガス、上水道代、施設及び物品修繕費等でございます。

108、109ページにまたがっております第12節委託料673万128円でございますが、施設の設備保守点検、警備委託料及び施設管理業務委託料や、空調設備更新工事設計業務委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料284万478円でございますが、中央公民館敷地土地借上料やコピー機借上料などがございます。

第14節工事請負費62万7,880円でございますが、電気設備更新に係る工事でございます。

第17節備品購入費89万847円でございますが、事務室のエアコン及び図書購入費でございます。

第3目文化財費でございますが、文化財の保安全管理、旧新井家住宅及び郷土資料館の運営や施設の維持管理に必要な経費で、予算現額は641万3,000円で、支出済額は571万1,242円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第10節需用費82万4,566円でございますが、郷土資料館の電気、ガス、水道代、施設修繕費等でございます。

第12節委託料231万9,549円でございますが、施設の消防用設備保守点検、警備委託料、施設管理業務委託料でございます。

第14節工事請負費219万4,500円でございますが、消防設備排水管布設替工事でございます。

次に、110、111ページを御覧ください。第4目青少年健全育成費でございますが、青少年健全育成に係る経費で、予算現額は41万5,000円で、支出済額は40万円でございました。

主な内容についてご説明いたします。第7節報酬1万円でございますが、青少年育成推進員4名への謝金でございます。

第18節負担金、補助及び交付金39万円でございますが、青少年健全育成長瀬町民会議及び青少年育成会連絡協議会への補助金でございます。

第7項保健体育費、第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進に関わる事業に必要な経費で、予算現額は376万3,000円で、支出済額は289万7,595円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬23万円でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬でございます。

第10節需用費52万936円でございますが、聖火リレー実施に伴う消耗品費などがございます。

第18節負担金、補助及び交付金202万3,580円でございますが、スポーツ協会及びスポーツ少年団への補助金などでございます。

第2目体育施設費でございますが、スポーツ施設の整備、維持管理に必要な経費で、予算現額は68万2,000円で、支出済額は52万467円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第10節需用費22万4,479円でございますが、施設の水道代などでございます。

第12節委託料23万6,000円でございますが、総合グラウンド除草などの業務委託料でございます。

次に、第3目学校給食費でございますが、学校給食提供のための食材費、人件費や施設維持管理に必要な経費で、予算現額は5,400万8,000円で、支出済額は5,168万7,383円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第2節給料1,089万9,618円でございますが、学校給食センターの会計年度任用技能労務職の給与でございます。

次に、112、113ページを御覧ください。第3節職員手当等176万9,023円でございますが、会計年度任用技能労務職の期末及び通勤手当でございます。

第4節共済費247万6,293円でございますが、社会保険料及び共済組合負担金でございます。

第10節3,058万3,555円でございますが、学校給食センター光熱水費や施設及び物品修繕費、また学校給食の食材購入費として児童生徒、教職員505人に対し、年間9万5,754食を提供しております。

第11節役務費105万6,902円でございますが、給食従事者の保菌検査や給食費口座振替手数料などでございます。

第12節73万8,060円でございますが、施設の設備の保守点検、警備委託料や調理室内の害虫駆除消毒でございます。

第13節使用料及び賃借料51万7,716円でございますが、献立作成に必要な給食情報システム使用料などでございます。

第14節工事請負費52万3,380円でございますが、電気設備更新に係る工事でございます。

第17節備品購入費280万5,000円でございますが、冷凍庫を入替えしたものでございます。

第4目町民プール管理費でございますが、予算現額は9万8,000円で、支出済額は9万7,700円でございます。主な内容ですが、町民プール土地借上料でございます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（板谷定美君） 以上で、各所属長の説明が終わりました。

ここで、決算審査に関する報告について、代表監査委員の田島毅君をお願いいたします。

田島毅君。

○代表監査委員（田島 毅君） 皆様、おはようございます。代表監査委員の田島でございます。

まず、報告の前に、本年も私ごとで大変恐縮なのでございますが、病気治療の薬の副作用で現在歩行が困難となっておりますが、町長、議長、議員の皆様をはじめ、本年度も特別なお計らいをいただきまして誠にありがとうございます。これからも、監査委員の職務につきましては務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、令和3年度における長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査結果、審査意見につきまして、監査委員を代表しご報告をさせていただきます。なお、審査結果、審査意見につきましては、長瀬町監査委員に関する条例第7条の規定に基づき、審査意見書として令和4年8月19日付

で町長に提出しておりますので、この審査意見書に沿ってご報告させていただきます。

それでは、審査意見書の1ページを御覧ください。審査対象につきましては、記載のとおりでございます。審査期間は令和4年8月3日から8月4日でございます。同じく監査委員であります井上議員様とともに審査を行いました。

審査方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係書類により決算計数の正確性を確認するとともに、関係職員に説明を求める方法で審査を実施いたしました。この審査方法に基づき審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算における計数も正確でございました。また、財政運営、財産管理及び予算の執行状況についても適正でありました。

一般会計と特別会計を併せた決算の総括につきまして、審査意見書の2ページを御覧ください。中段、(2)決算額の比較の表を御覧ください。令和3年度歳入総額4,616万7,138円に対し、歳出総額は54億9,662万9,460円で、歳入歳出差引額は3億4,953万7,678円でございます。この歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源である4,615万4,688円を差し引いた実質収支は3億338万2,990円の黒字で、前年度と比較すると9,647万5,885円増加しており、おおむね健全的に堅持されたと認められます。

続きまして、一般会計における歳入歳出決算でございますが、まず歳入について、審査意見書の5ページから6ページの款別歳入決算状況の表を御覧ください。一般会計の歳入決算額は41億3,232万1,382円で、前年度と比較すると1億550万9,725円減少しております。これは、主に地方交付税が2億5,406万3,000円、繰越金が2,805万5,670円及び諸収入が2,721万4,530円それぞれ増加したものの、国庫支出金が4億5,195万2,860円及び町債が2,574万3,000円それぞれ減少したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、審査意見書の7ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。一般会計の歳出決算額は38億6,542万8,750円で、前年度と比較すると2億60万5,229円減少しております。これは、主に民生費が1億3,168万572円及び衛生費が5,687万7,872円それぞれ増加したものの、総務費が2億6,167万6,355円及び教育費が7,930万9,137円それぞれ減少したことによるものでございます。

一般会計の歳入決算額、歳出決算額ともに、前年度と比較すると減少しておりますが、これは前年度において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の財源、経費として、単年度的に大幅に増加したことによる影響であり、一時的な要因と考えられます。

続きまして、国民健康保険特別会計における決算につきましては、まず歳入ですが、審査意見書の9ページから10ページ、款別歳入決算状況の表を御覧ください。国民健康保険特別会計の歳入決算額は8億2,549万7,569円で、前年と比較すると5,280万3,448円増加しております。これは、主に県支出金が3,558万1,312円及び繰入金が2,273万6,462円それぞれ増加したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、審査意見書の10ページから11ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。国民健康保険特別会計の歳出決算額は7億7,475万3,016円で、前年と比較すると4,704万1,316円増加しております。これは、主に保険給付費が3,260万7,153円及び国民健康保険事業費納付金が1,305万6,401円それぞれ増加したことによるものでございます。

続きまして、介護保険特別会計における決算につきましては、まず歳入ですが、審査意見書の13ページ、款別歳入決算状況の表を御覧ください。介護保険特別会計の歳入決算額は7億8,140万648円で、前年度と比較すると2,721万2,065円増加しております。これは、主に県支出金が1,335万3,608円及び国庫支出金が1,118万229円それぞれ増加したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、審査意見書の14ページから15ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。介護保険特別会計の歳出決算額は7億5,079万2,489円で、前年度と比較すると1,897万6,139円増加しております。これは、主に保険給付金が1,561万1,419円増加したことによるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計における決算につきましては、まず歳入でございますが、審査意見書の17ページ、款別歳入決算状況の表を御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1億694万7,539円で、前年度と比較すると97万4,131円減少しております。これは、主に繰入金が65万990円及び諸収入が44万3,330円それぞれ増加したものの、繰越金が106万1,231円及び後期高齢者医療保険料が94万2,220円それぞれ減少したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、審査意見書の18ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳出決算額は1億565万5,205円で、前年度と比較すると180万3,016円減少しております。これは、主に後期高齢者医療広域連合納付金が180万9,370円減少したことによるものでございます。

それでは最後に、審査意見のまとめといたしまして、審査意見書の最後のページ、24ページを御覧ください。内閣府の令和4年8月の月例経済報告によれば、先行きについては感染対策に万全を期し経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇による家計や企業への影響や、供給面での制約等に十分注意する必要があるとの見解を示しております。

こうした中においても、歳入の柱である町税収入は前年度を上回っており、大いに評価できるものでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況に鑑みると、経済活動の継続と感染拡大の防止を両立し、景気低迷による個人所得や消費の落ち込みなどを解消できるか、楽観視できる状況ではございません。

歳出に当たっては、老朽化した公共施設の維持管理、更新や統合を検討するアセットマネジメントの推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、さらには予期せぬ災害への備えなど、今後ますます拡大する行政需要に加え、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の増加も懸念され、極めて厳しい財政運営が見込まれるものでございます。

こうした状況を踏まえ、事業の実施に当たっては、職員一人一人が現在の財政状況を十分に認識し、業務の手法を抜本的に見直すとともに、新たな財源の確保を積極的に行うなど、引き続き行政改革に取り組み、一層の効率化と費用対効果を重視した事業実施を推進し、持続可能な財政構造の構築を望むものでございます。

また、公金管理につきましては、近年行政に対する信頼を失墜させかねない事例が全国で発生しており、法令等の遵守は当然のこと、当町からはこのような事案が発生しないよう内部チェック機能の徹底を図り、引き続き業務の厳正かつ適正な執行に努めていただきたいと思います。

以上で、令和3年度における長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における監査委員からの審査結果、審査意見に関するご報告とさせていただきます。

拙い説明でございまして、なかなか言葉がスムーズに出てきませんでしたが、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) それでは、まず行政報告書のほうからでもよろしいですか。

○議長(板谷定美君) はい。

○5番(村田徹也君) では1点目、昨日も触れましたが、町への提案制度46件あったというふうなことなのですが、これについて意見と要望、提案について、その実数が分かればその数をお知らせいただきたいと。

続きまして、行政報告書の40ページの障害児支援センター事業等負担割合は、国との協議額と右側にあるわけなのですが、国との協議額ということは、これ毎年国と協議してこの額を決定するのかわか、ちょっと何か所か国との協議額というのがありましたので、このことについて質問します。

続きまして、行政報告書で23ページになりますが、これ決算書のほうにも出ているのですが、アウトドアイイベントというふうなことで200万円でしたか、抛出されています。これについてコミュニティのほうで出ているのですが、このアウトドアイイベントとコミュニティとの関連性というのですか、コミュニティの語源を調べてみると、これコミュニティの事業に当たるのかなとちょっと私はそう思いますので、このコミュニティ関係の抛出ということについてどういうことなのだろうと、これについて質問します。

あと、24ページ、防犯灯の維持・管理についてというふうなことで、照明灯と防犯灯936基と多分136基だと思うのですが、特に上長瀬地区の暗がり解消するという要望もあったように聞いています。今度上長瀬駅のところで、観光案内板が多分新しくなったと思うのです。なりました。あの観光案内板のすぐそば辺りも全然照明灯ですか、ここないのです。何か所か照明灯設置とあったのですが、それから特に長瀬幼稚園のほうへ入っていく辺りとか、入り込んで道があるのですが、あの辺も非常に暗いというふうなことなのですが、防犯灯または照明灯の設置というのは行ったのかどうかということ。

それから、27ページ、新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税の特例軽減のということがありました。30%から50%未満と、前年度比ですね、減少したと。それから、50%以上減少したところにそれを、給付金というのですか、これ。これ実際に30%から50%は何件、50%以上は何件というふうなことを公表していただきたいと。

それから、65ページに65歳以上要介護3以上の非課税世帯というところがあるのですが、ここ7人なのです。こんなに少ないのかなということ、これ該当が7人しかいないのかなということ、ちょっと多分これ落ちはないと思うのですが、65歳以上の要介護3以上の非課税世帯のみということ。

〔何事か言う人あり〕

○5番(村田徹也君) 分からない。

〔「ページ数」と言う人あり〕

○議長(板谷定美君) 何かページ数が違うとか言って。

○5番(村田徹也君) ページ数は、多分37ページだと思います。すみません。

○議長(板谷定美君) 37ページ。65と言ったから。

○5番(村田徹也君) 失礼しました。65歳以上の……

○議長(板谷定美君) 37ページね。

○5番(村田徹也君) はい。あと……

〔「もう一回お願いします」と言う人あり〕

○5番(村田徹也君) もう一回ですか。

○議長（板谷定美君） 65歳の介護度3の7人というところからもう一度お願いします。

○5番（村田徹也君） 65歳以上要介護3以上の非課税世帯に、ほかにも幾つかあったと思うのですが、こは7人となっています。これこんなに少ないのかなということで、ちょっとこの人数があまりにも少ないので。

次に、ふれ愛ベース長瀬、37ページから44ページにあります。多世代ふれ愛ベース長瀬、これ1,174万9,657円の事業費になっています。利用人数とかありますけれども、これほとんど子育て支援の事業、または保健事業のようになっています。これ、あの土地を買ったり解体したりで6,400万、建築費に1億3,200万円、合計でいくと1億9,600万円余りここかかっている施設なのですが、これクールオアシスもなっているというようなこともちゃんとうたっています。クールオアシスに、役場と中央公民館があると、それからふれ愛ベースというふうなことなのですから、そんなふうな利用というのですか、飛び込みの利用とか、そんなふうなのがどのくらいあるのかと。これは、あまり少ないのだと、事業の費用対効果というのは非常に少ないと判断せざるを得ないので、この利用実績とかについてお伺いしたいと思います。

あと、同じく52ページです。これ総務になるのかと思うのですが、放射能測定事業と、町内11か所で測定と、町ホームページで掲載とあるのですが、誠に申し訳ありません、私見たのですけれども、小鹿野町のデータはあるのですが、長瀬町のデータがないので、私の見方が悪かったのか、ホームページに載っているところなののですが、ちょっと私の検索した結果では見当たらないので、これ本当に疑うわけではないですが、どこに出ているのだろうかということ。

あと、56ページ、細かいところで申し訳ないのですけれども、生活習慣病予防のための男の筋トレ19回で53人と、こういう事業はたくさん、特に男の人は介護予防で参加が少ないということで大変よろしい事業だと思うのですけれども、これ計算してみると1回平均2.7人なのです。2.7人しか、要するに3人になっていないのです、この事業。やるならばもっと、これ30人なら分かるのだけれども、3人しかいない、せつかくの事業でどうしてこれしか出なかったのかということについて。

あと、里山・平地林事業なのですからけれども、これ県のほうからお金が出ていると思うのです。244万4,000円。この里山・平地林事業は……。

○議長（板谷定美君） 里山・平地林事業、ページ数は何ページですか。

○5番（村田徹也君） すみません。申し訳ない、68ページです。これ多分森林組合か何かに一回下ろすのだと思うのです。それを森林組合から、多分シルバーさんだか何かに委託しているというふうな形になると思うのですが、これは去年どこやったかちょっと分からないのですけれども、その前年、長瀬の南桜通りをやったりしました。それから、養浩亭のもっと親鼻寄りやったりしました。よくあそこ通るのですけれども、何か日にちが、これだけの予算、シルバーさんに幾ら支払いしているか分からないのですが、例えば10人ぐらい作業している人がいたような気がします、日によっては、10人ということは、1人1万円だと1日10万円です。10日で100万円です。20日間で200万円です。これ森林組合にそのお金が行ってしまっていて、実質的に払われていないのではないかなと、そんな言い方あれですけれども、ちょっとそんな感じがするので、実際にあの竹林の里山・平地林事業を何日ぐらい実質活動して、これ終わっている事業なのかなということで質問します。

それから、72ページに、これは産業観光課に当たる地域おこし協力隊1名というふうなことなのですが、私がちょっと国のほうのを調べてみたら、最高額が480万円となっていたのです。ちょっとこれ昨日企財課長さんがお答えしたのが、470万円上限って言われたのですけれども、これ480ではないのかなと思うの

ですが、これ何をやっているのかというのが見えてこないのです、この地域おこし協力隊の方が。こういうのは、やはり地域おこし協力隊は国からの金で、多分町が委託しているのだと思うのですが、町に一回入るということは、町の雇用ではないけれども、委託契約責任があるような気がするのですが、これこの場で答えていただかなくてもという内容ですが、果たしてどういう成果をとといいますか、活動してというのが町民に認知できるかというか、還元されるかというふうなことで、このことをちょっとお聞きします。

それから、82ページに特別支援教育就学奨励費の補助金、8世帯8人に出ています。これは、特別支援学級に通う家庭かなと思うのですが、特別支援学校に通学する児童生徒については県費のほうで出るのか、長瀬町の予算は全くないのですが、そのような補助事業というのはないのかどうかについてお伺いします。これ行政報告書のほうで質問です。

今度は、決算書のほうで行きたいと思います。決算全体から、まずプライマリーバランスということで見ると、歳入がプラスになっているということで、令和3年度の予算執行について町債に頼らない、支出が賄えているということでいいのかなと思います。コロナ関係の臨時交付金が多額であったので、どうも5.2ぐらいだと思うのです、比較すると。そうすると、歳入に対して事業が少なかったというか、うまく組めていなかったのではないかなと、このプライマリーバランスのことについてお伺いしたいと思います。

続きまして、決算書全部で、委託料、使用料、補助金を計算してみたのです。委託料が総額で4億2,620万1,485円、4億2,000万ぐらいということです。使用料が6,261万8,797円、6,200万円ぐらいということ、補助金が1億5,945万4,919円と、補助金のほうです。これは、見てみると全予算の中で委託料が10.314%なのです。委託料が10.314%、結構多い額ですよ。10%を超えているということで、教育予算を超えているのです。この委託する場合によく言われているのですが、幾つかあると思うのですが、委託するか町で行うか、例えば委託しないで町がやるかとか、そういう検討をどうしているのかと。あと、委託したところの利用や目的に合理性があるのかどうかと。あと、委託料の算定方式が適正かどうか。特にこの3点について、どういう形で委託を決めているのかというふうなことをお伺いします。

あと、補助金については、これ一番の大本は多分憲法89条に、公金その他の云々ということで補助金に対して憲法でうたわれているのです。その中で、補助金を出せないというふうなところもあるのですが、こういうのはちゃんと見てというか、判断してやっているのだと思いますが、そこ去年も補助金出したからということではなく、精査しているのかどうかと。

あと、負担金、補助金、交付金と委託料というところで私がちょっと考えるのは、71ページです。決算書の71ページの18節、一時預かり事業費、延長保育促進事業費、安心・元気！保育サービス支援事業費、障害児保育事業費というのがあるのですが、この補助金はそもそも町でも行ってもいいような扶助的な事業のような感じが私はするのですが、委託料としての扱い、このお金出すということには問題ないと思うのですが、委託料で出したほうがいいのではないかなということで、何でこの補助金とかそっちのほうへ行っているのかなということについてお伺いします。

あと、51ページ、今度は企財のほうになると思うのですが、ここにまた地域おこし協力隊員委託料というのが1,341万4,308円ということで、これ3人で割ると447万1,436円が1人当たりということになるのですが、この地域おこし協力隊員の、やはりさっきと同じように仕事内容といいますか、どのようなことをしてということ、後でもいいから、年度年度でも町民に広めて分かるようにしていただければと。特にこれは、ここで質問すべきことか分かりませんが、町民アンケートの原案など、町民の意見を吸い上げ

たりというのは、こういう外から来た若い人たちでこんなふうなアンケートの原案作成とか、そんなふうなことにも関わってもらってもいいのではないのかなと思うので、ちょっとその仕事内容について質問します。

あと、53ページのスタートアップ支援事業委託料、これ補助金を6社に出したと思います。これ最大が500万円ということで、一応出されたお金を6社で割ると394万9,833円に1社当たりがなるような気がします。これまだ去年度なのですが、この委託した、要するにスタートアップをした事業者と言ったらいいのですか、個人事業者と言ったらいいのか、その成果といいますか、中間、要するにどういう運営状況かというのは、まだ始まったばかりだからちょっと分からないと思いますが、おいおい町のほうでもしっかり検証していただいたほうがいいのではないかなと思います。思いますって、これは質問にならないですね。

あと、69ページのところで、児童手当システム改修業務委託料130万9,000円というのですが、一生懸命見たのですけれども、予算書のほうにこれなかったと思うのです。69ページの児童手当システム改修業務委託料、これ私が見落としたのか分からないのですが、予算書になかったような気がしますので、ちょっとお伺いします。

それから、これも69ページだったかな、認定こども園と保育所の施設型給付費等というところなのですが、これは表がありますので、まず認定こども園については3号給付はゼロ人になっている。保育所施設型というのは、1号給付はゼロ人になっているというふうなことなのですが、これはもうないのだよということなのか、ゼロだからないのだと思いますが、でもこういう形での1号や3号でも、これ保育や認定こども園に行くことはできるかなということで質問します。

79ページの負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種1市4町共同事業云々で920万幾らと出ていますが、その中にもう一点、新型コロナウイルス感染症検査費補助金というのがあるのですが、多分これは、施設やそういうところに何か検査キットを配ったりしたという事業があったと思うのですが、その額が10万円なのかなということ、できれば各世帯に配ってほしかったとは思いますが。

あと、81ページ、農業振興費について。いつも言っていることなのですが、農業振興費があるのですが、実質的には内容的にこの予算で農業振興できるのかなと、特に全予算の中の農業振興に関わるのが9.7%しかないというふうなことなので、6,700万ぐらいの費用があるうちに、緑の村撤去作業とかそういうのがあったから仕方ないのですが、農業振興に関わる額があまりにも少ないので、今後の長瀬町の高齢化や耕作放棄地等を考えていくと、これももう少し予算取りしてやっていったほうがいいのではないかなと。

あと、85ページ、企業誘致条例奨励金が2企業に出されたということなのですが、この企業については、企業名とかはネット上とかで公表されているかどうか、ちょっとそこ見ていないので、もし公表しているということであれば見てみたいと思います。

あと、89ページの委託料で、町道除草作業委託料、これ150万円なのです。予算現額が150万円で決算額が150万円、ぴったりなのですが、これは150万円ぴったりで、もうこれ以上やりたいのだけれども、お金ないからここで切りましたという形で、執行額と歳入と歳出が同じになったのかどうか。さもなければ、こんなに要らなかったのだけれども、残が出るはずなのですが、不用額が出ると思うのですが、そのところの考え方。

それから、同じページで除雪費用の予算200万円あるのですが、拠出が87万2,782円で不用額が多いのですが、多分雪がほとんど降らなかったのも、こういう決算になっているのかなと思いますが、除雪を行った業者数と日数が分かれば、これについてお伺いします。

あと、93ページ、ほかにもさっきも出ていたのですが、電波使用料というのがあるのです。消防関係で5,000円出ています。それから、この93ページから次のページにかけてかな、電波使用料が1万2,000円と3万6,150円出ているのですが、分けてあるということは、電波の何か違うのではないかなと思うのだけれども、そこが分からないのでお願いします。

続いて、教育委員会関係だと思うのですが、97ページにいじめ問題対策連絡協議会委員報酬というので1万9,100円というふうなことでありましたが、昨年も質問しましたが、これ何回やったのかというふうなことですが、このことについて何回これ開催したかと。

それから、これに関わっていじめ問題専門委員会について、これは報酬があるのかない分からないのですが、私もいじめ問題専門委員会について調べてみたのですが、これは重大いじめがあったときやるとかそういうのではなくて、それが起こらないようにいじめ問題の専門委員会を開催していきなさいというふうな文部省の文面になっているのですが、このいじめ問題専門委員会について開催はあったのかなかったのか。

あと、G I G Aスクール関係で99ページですか、G I G AスクールとI C T支援員配置というふうなことで、これ両方足してみると302万5,000円になっているのです。これは、確かにG I G Aスクールが始まるので、専門の方を呼んで先生方に指導だというふうなお話だったのですが、これどのように学校に来ていたのか。もうお金はこれだけで契約したから、これでということなのか分からないので、そのことについてお伺いします。

あと、同じページなのですが、英語指導助手の派遣業務が190万5,300円、それから多分そのもう一つ横、A L Tに関わるものだと思うのですが、275万8,800円なのですけれども、これは外国の、ちょっと名前は忘れましたが、中学校に主に来ていますよね。あの方1人なのか、それとも英語指導助手というので、そういう助手の方がいらっしゃるのかどうかということ。例えばそうではなくて、A L T 1人だということになると275万8,800円、地域おこし協力隊の方よりかなり少ないです、報酬額が。もっとこれにお金をかけてもいいのではないかなという感じがします。

それから、小中学校でコピー機の借上料があるのですが、こんな細かいことはと思いますが、一小が24万6,896円、二小が28万6,158円、中学校が48万9,384円、中学校は多分コピーの使用頻度が高いというのは分かりますけれども、一小、二小で比べてみると、第一小学校のが大分生徒数が多いのですが、第二小学校のほうがコピー機の使用料が高くなっていると。もしかしたら、コピーの機械自体が高性能で高いのかどうかということ。

あとは、107ページ、公民館費なのですが、これ先ほども説明の中にあっただけなのですが、まず会計年度の職員さん1人です。それから、事務職員報酬というのがあるって、これが会計年度の方だと思います。施設管理業務委託料というのが234万7,044円、派遣委託料というのが108万745円、同じ会計年度ではなくて中央公民館にいらっしゃる方で、施設管理業務委託と派遣委託ということは仕事内容が全く違うのかなと、ちょっとここのところ分からないので、なぜ分かれているのかと。

最後に、旧新井家住宅について、文化財のほうだと思いますが、231万9,549円も支出になっていますが、観覧とか閲覧、あそこに入った人、これ以前から見ると、大分コロナもあるから落ちているのだと思うのですが、82万2,150円、マイナス149万7,399円ということで、皆野町も農山村具展とか何か閉鎖して必要なときだけ出しているとかいうのがありますが、もう維持はしても無料で見学とか、そういう方向にあるのではないのかなと。特に郷土資料館については活用というか、あそこを何か見て得るものがあるのかな

という気がしますので。

以上について質問します。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

税務会計課関係でございますが、行政報告書27ページ中ほどの（6）、新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税の特例軽減制度の適用件数についてのご質問でございますが、この特例措置につきましては、事業者等の申告により適用がされております。適用を受けた事業所数でございますが、まず2分の1軽減の事業所が13件、全額免除の事業所が39件、合計いたしますと52件の事業所に適用がされております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

たくさんありましたので、取りあえず聞き取れた範囲でお答えをしたいと思います。まず1つ目に、行政報告書P40、国との協議額についてというところですが、こちらは国、県、町の負担をする割合のことです。3年度は2分の1が国、県と町が4分の1という割合で、その事業費を負担したのですが、国の予算の都合によりまして、その負担割合が変わるということで、ここは毎年協議するということになっております。

それから、37ページ、（8）の65歳以上の要介護7人は少ないがということなのですが、こちらに載っているこの7人なのですが、在宅で介護を受けている要介護3以上の方、この方に対して紙おむつの支給をしているのですが、この中でも非課税の方になりますと、7人ということになっております。

それから、P44、（5）、子育て支援センターの事業がほとんど子育てにしか使っていないではないかということなのですが、ふれ愛ベース自体、子育て支援の拠点として、子育ての相談また子育ての支援事業などを行っております。ここは、長瀬町の子育て支援の拠点ということですので、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援をしていくという拠点として機能を果たしておりますので、そこに係る施設の管理面だとかそういった部分も含めると、そこに大きな金額が、負担が必要になってくるのかなと思います。

また、飛び込みの利用につきましては、ふれ愛ベースにつきまして母子が1,121人、一般の方が453人ということになっております。費用対効果についてですが、町内に限らず町外の方からも気軽に来られるような施設になっていると認識しております。

また、56ページ、③の男の筋トレ、これが19回開催して53人ということで、平均2.7人で少ないということなのですが、こちらは介護予防として筋トレをやっているというよりも、閉じ籠もりの予防ということも目標というのですか、そういうことで行っている事業でございます。こちら、保健師が訪問などで引き籠もりがちな方、高齢者の方などに声をかけて、参加してもらっている事業ですので、出席がよくない場合なんかもありますが、続けていきたい事業としてやっております。

それから、こちらは決算書になりますか、71ページの一時預かりの事業、それから障害児保育事業のこの補助金、これは委託料にしたほうがいいのかというお話なのですが、長瀬町の場合は、保育所が民間保育所に全てなっておりますので、町営の施設であれば町が委託というか、自前でやるということでもいいのかなと思うのですが、民間事業所ですので、その事業を実施する事業所に対して補

助を出すという形でやるのがいいということでやっております。

それから、69ページの児童手当システム改修業務委託料について、予算書にはなかったのですが、こちらは補正予算で計上させてもらって執行しました。

それから、行政報告書のほうにまた戻りますが、認定こども園の入所児童数、この辺が3号がゼロになっているということなのですが、こちらの3号ももちろん預かりはできるのですが、3年度の実績はなかったということです。

それから、また決算書に戻りますが、79ページの新型コロナウイルス感染症検査費補助金につきましては、行政報告書のほうの63ページにそのことが載っているのですが、見ていただければと思いますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業ということで、63ページの15の(2)のところに載っている事業です。こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大や重症化を防止するため、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方がPCR検査を本人の希望により検査した場合に、2万円を上限として助成を行ったということで、5の方が受診をされまして、1人2万円ということで10万円を補助したものでございます。検査キットの配布につきましては、令和2年度に行った事業ということになっております。

以上だったかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員のご質問の中で、行政報告書52ページ、放射能関係の測定事業につきまして、結果がホームページに載っていないのではないかとということでございますが、町ホームページをリニューアルした関係で、現在載っていないというのがちょっと分かりましたので、以前と同じように載せるようにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

総務課関係2点あったと思います。まず、防犯灯と道路照明灯。道路照明灯は建設課になりますが、昨年度は防犯灯の設置はございませんでした。球切れの交換はありました。道路照明灯のほうは、幹線1号線に1基新設をいたしました。それと、あと上長瀬駅前が暗いということなのですが、何回か現場は見させてもらっています。やっぱり駅舎のライトがある関係で、取りあえずは優先度が低い状況であります。あとは、上長の下の通りですか、もみじ公園通りも周りが木が生い茂ってきましたので、また現場を確認させてもらって対応したいと思います。

続きまして、予算書の93、95ページの電波使用料なのですが、1万2,000円のほうは消防団に配備してありますデジタル無線機30台、電波料というのは電波を発すると使用料がかかりますので、1台400円ということで30台で1万2,000円払っています。それと、3万6,150円については防災行政無線の親局と、あと27基の子局の放送塔の電波使用料となっております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

企画財政課関係6点あったところでございます。まず1点目、町への提案制度につきまして、46件の内訳でございます。大変申し訳ないのですが、提案いただいた内容につきましては、要望であるのか、意見

であるのかというのがなかなか判断が難しいものがございます。なので、正確にお答えすることが難しいと考えております。

2点目につきまして、アウトドアイベントについてでございます。これにつきまして、コミュニティ助成金とどういう関連があるのかということでございます。まず、このアウトドアイベントにつきましては、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を使用して行っているものでございます。このコミュニティ助成金のものにつきましては多数対象となる事業がございまして、今回のアウトドアイベントにつきましては、地域づくり助成事業のうち活力ある地域づくり助成事業ということで助成金をいただいたものがございます。

3点目でございます。地域おこし協力隊の関係でございます。まず、特別交付税の財源措置について、昨日470万円という答弁があったというところなのですけれども、現在R4年度につきましては480万円ということで、R3年度から10万円増加しているところでございます。

あと、また町民に地域おこし協力隊の活動についてどのように周知していくのかについてでございますが、現状ですと、「広報ながとろ」に毎月1人どのような活動をしているのかというのをレポートとして掲載しているところでございます。年度での活動報告につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

続きまして、町民アンケートの吸い上げについてなのですが、これにつきましても、どういう形ができるのかも含めていまして、研究させていただきたいと考えております。

続きまして、4点目、プライマリーバランスについてでございます。これにつきましては、財務省が公表している地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブックですと、基礎的財政収支とも呼ばれておりまして、一般的に起債以外の歳入から公債費以外の歳出を控除して求められるものと記載されております。ただしなのですけれども、地方公共団体の場合は、それに加えて基金や繰越金を考慮する必要があるというところでございまして、それらを除く必要があると記載されているところでございます。それらを除きますと、R3年度は約3億円ぐらいのプラスとなっているところでございます。

これの要因なのですけれども、今回の場合、新型コロナウイルス対策というよりは、普通交付税のほうが例年になく2億円以上多く来ましたので、予算編成のときにその普通交付税の増加を見ていなかったため、その分の増加に対する事業というのを組んでおりません。その増加した部分については、基金の繰入れであったり、そのようなもので使用しておりますので、そうしますと基本的には普通交付税の増加が原因かと考えております。

5点目でございます。委託料や補助金についてでございます。まず、委託料につきましてどういう基準で行っているのかというところでございますが、原則として、職員ができることは職員が行うことを基本に、必要性や内容範囲について再検討を行った上で、既に委託している業務があっても再確認し、直営が可能なものは委託の廃止も含めて検討することを毎年行った上で、予算編成をしているところでございます。ただし、なかなか委託料の中でも職員自らができることも少ないものがございまして、例えば保育所の運営であったり、そのような委託もございます。また、あとは例えば道路工事の設計であったり、なかなか長瀬町の職員は技術的な職員を雇っておりませんので、そのような専門的な知識が必要な場合については、委託を活用しているところでございます。

また、委託料の算定なのですが、方法は様々であります。職員自ら積算しているものもあれば、なかなか積算が難しいようなものにつきましては、複数の業者から参考見積りを取りまして積算しているもの

等もでございます。

続きまして、補助金についてなのですが、補助金につきましては、予算編成のときについては既に補助目的を達成しているものであったり、補助金を出したけれども、期待された効果が顕著でないものについては廃止を積極的に検討した上で、予算編成を行っているところでございます。補助金については、毎年一件一件見ていきたいと考えているところでございます。

続きまして、6点目、スタートアップ事業につきましては、事業の成果ということなのですが、これにつきましては現在でも聞いているところでございます。現在の進捗状況としますと、6社中5社につきましてはうまくいっているところなのですが、1社商品開発をしているところ、ちょっと不具合が発生しまして、今うまく進んでいないような状況もでございます。引き続き、状況につきましては聞き取り調査を行った上で、その効果につきましては検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、里山・平地林整備事業についてのご質問でございますが、どこを何日程度作業したのかということだったかと思えます。この里山・平地林事業は、県の補助事業を活用し、森林の持つ公益的機能を回復させるため、枯損木等の除去と下草刈りを業者に委託したものでございます。

今年度採択された実施場所につきましては、長瀬地内の2か所になります。まず、1か所目が宝登山の中腹にございます企業の森、こちらの今年の3月31日に協定が終了しております三菱UFJの森1ヘクタール、それと平成28年度をもって協定が終了しておりますJATAの森、こちら1ヘクタールの作業を行っております。それから2か所目が、昨年度実施いたしました岩畳付近、こちらの竹林0.32ヘクタールの伐採と枯損木の撤去を実施いたしました。

契約期間につきましては12月9日から3月14日まで、シルバーに作業に入っていたのが、1月の中旬から2月の末まで入っていただいております。作業日数と人数ですが、7人で30日程度、作業のほうは行っていただきました。

続いて、地域おこし協力隊の関係です。地域おこし協力隊が何を行っているのか、活動成果が見えてこないというお話でございました。この委託は、観光地として町の魅力向上及び町のPRを行うとともに、特産加工品の開発に取り組むことで町の活性化を図ることを目的とし、令和2年10月1日から各年度ごとに北崎史子氏と契約を締結しており、主に当町の魅力発信事業を中心に活動をしていただいております。

令和3年度の主な活動といたしましては、長瀬のお土産づくりを地域観光Lab.と協働し、長瀬クラフトポテトチップス、長瀬クラフトビールの商品化に尽力しております。この商品化に向けては、商品企画などのミーティングをオンラインを含めて55回実施し、商品完成後はテレビ、ラジオ、ウェブなどのメディアでの紹介を12回行っております。このほかにも、長瀬産のそば粉を使った焼き菓子や、長瀬産のブルーベリーを使ったドリンクの商品化に向けた試作、研究も続けております。

また、SNSの発信では、インスタグラムの投稿を542件、ツイッターのツイート837件、スタンドエフエムを128件配信しており、総フォロワー数は5,416人確保しております。なお、インスタグラムに関しては、総フォロワー数の8割が海外のフォロワー数のため、英語で配信することによりインバウンド向けの配信力の強化ができております。地域おこし協力隊については以上でございます。

それと3つ目が、農業振興費が少ないというお話でございますが、3月の予算のときにもお話ししたと

おり、今の長瀬の農業の現状では、なかなか予算を確保することは難しい状況でございます。ただ、お金を使わずに、今年に入って7月と9月に農業初心者講習会というのを開きまして、どのくらいの住民の皆さんが農業に興味を持っているかを確認する上で開催したところ、1回目が18人、2回目が15名の方に研修会に出席していただきました。ただ、私が思っていた以上に高齢の方が研修会に参加しておりました。やはり80代の方が一番多かったです。ですから、それだけ長瀬町は、表彰を受けたぐらいの健康の町でございますので、それが表れているのかなという、そういう気持ちになりました。

ですから、若い方というのはやはり収入がどうしても稼げないと生活が成り立ちませんので、これからは退職された方、村田議員のような年代の方に長瀬の農業をしょってやっていただきたいというふうに思っております。ですから、そのような年代の方にどうしたら農業に携わっていただけるかをこれから一生懸命考えて、皆さんのほう周知していきたいというふうに考えております。

それから、4つ目の企業誘致条例奨励金、これは公表されているのかというお話ですが、ホームページ等では公表はしておりません。ただ、3月の議会でしたか、新井議員のほうからご質問をいただきまして、議会の席では公表しております。今から申し上げますので、この企業誘致条例奨励金につきましては、長瀬町における適正な企業立地、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、平成30年に新たに町内に起業した株式会社藤崎惣兵衛商店、それから同年に設備投資を行った南州工業株式会社、この2社が奨励金の支給を受けている企業でございます。

令和3年度が2年目に当たりまして、この奨励金は3年間支給しますので、令和4年度が最終年度となっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、町道の除草作業等の委託料が150万円、予算と決算が同額ということでご質問かと思いますが、こちらのほうはシルバーさんのほうと相談をしながら、このぐらい予算が残っていますよとか、そういうことをご相談しながら作業のほうを実施していただいております。それから、その後予算の150万がなくなってしまった場合には、職員のほうでできる限りのことは行うようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、除雪のところをご質問かと思うのですが、こちらは雪がいつ降るかも分かりませんので、不用額等は出てしまうことがあるのですが、令和3年度に関しましては2月の11日に雪が降りまして、6業者に委託をお願いしているのですが、このうち4業者に除雪のほうに入っていただきました。場所等につきましては、葉原のほうですとか風布ですとか、それから本山根のほうに入らせていただきました。今回は、令和3年度に関しましては1日だけだったということでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

初めに、いじめ問題対策連絡協議会の関係でございますが、昨年12月に1回開催をしております。出席者は8名でございます。特にいじめ問題はございませんが、重大ないじめとは限りませんが、定期的に開催して、いじめが起らないよう調整している会議ということでございます。

次に、GIGAスクールサポーター、ICT支援員配置についてのご質問だったかと思いますが、行政報告書では83ページに書いてありますが、GIGAスクールサポーターとICT支援員、中身は結構似ているということなのですが、GIGAスクールサポーターは、どちらかというとタブレット入って運用する前ですか、使用マニュアルの作成、教諭への指導というものでございまして、ICT支援員は実際に入ってからどう使ったらいいかとかという形のものが入ってICT支援員ということになっております。

回数につきましては、この金額でございますので、常時いるという形ではございません。定期的な訪問が最低月1回、それとあと要請に応じて随時来ていただいて対応していただくというような契約となっております。

次に、英語指導助手の派遣の関係だったかと思いますが、中学校と小学校のほうに派遣をしておりますが、中学校に派遣している方と小学校は別の方であります。授業の形態としては、教員とこの英語指導助手の方が一緒になって授業を進めるという形で対応しているということでございます。

それから、コピー機借上料でございます。コピー機借り上げは、基本的には同一の機種が入っていると認識しておりますが、小学校の場合、一小、二小は児童数が違いますから、二小は印刷機を使うと逆にコストが高くなってしまいうということで、コピー機を多く使用しているというようなこともあると思います。一小や中学校なんかは印刷機も併用して、枚数いっぱい刷る場合はコピーより安価になる印刷機を使用しているということもあります。それから、小と中はお承知のとおり教育課程等も違いますので、その辺の使用枚数については違うというふうに感じております。

昨年度より、令和2年度高かったのですけれども、その辺のところは学校休業等とかで印刷物を渡すとかということで多くなったと聞いております。いずれにしても、コピー機の費用が非常に高くなっておりまして、この辺のところは校長会議などで費用の削減等についてもお願いしておりますし、今後入替えの時期については、安価なもの、使いやすい機種という形の今選定の検討を進めているところでございます。

次に、公民館の関係の委託と派遣委託の違いというようなご質問だったかと思いますが、公民館につきましては、昨年度は会計年度任用職員1名のほか、再任用の職員が1名、それと派遣で来ている方の併用で平日昼間対応してまいりました。委託の方については、平日の夜間ですとか土日の貸出業務に限定して仕事をやっていただくということで、派遣の方とは違う。派遣の方は、職員と同じような仕事ができるということで、単価もだから違うのです。指示ができる方は、派遣という形でシルバー人材センターのほうに委託をしておりますが、派遣のほうはこれやってください、あれやってくださいということが出来ます。その違いが派遣と通常の委託の違いという形になります。

次に、最後にもう一点だったかと思いますが、旧新井家住宅の関係でございます。入場者につきましては、行政報告書の87ページにもありますが、昨年度、令和2年度に比べては1,789人ほど入場者数も増えまして、入場料も26万8,000円ほど増加しております。コロナがひどかったときはやはり閉めていたというよ

うな形もあるし、冬季の平日の休館という形もあって減っていたということですが、コロナがだんだん人の動きも増えてきまして、昨年度は入場者について増えたということになると思います。あと、無料にというようなお言葉があったと思いますが、現在のところは無料にするという方向では検討はしていません。以上です。



◎発言の訂正

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 先ほど村田議員のご質問の回答の中で、放射線量のホームページの結果が載っていないというところでお話しさせていただきましたが、よく精査しましたところ、東日本大震災関連の情報、そちらのほうに載ってございますので、訂正させていただきます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点かについて再質問ということで、アウトドアイイベント、行政報告書だと23ページになっていますが、内容について活力ある地域づくりというふうなことでやったというふうなことなのですが、内容をちょっと、どんなことやったかというのが答弁のほうになかったので、よろしくをお願いします。

それから、健康福祉課になると思うのですが、多世代ふれ愛ベース長瀬について、子育て支援拠点になっているというふうなお言葉だったのですけれども、設置のときの多世代ふれ愛ベースの条例だったか何かありましたよね。見ると、特に子育て支援に関わる拠点というふうなことであっていなかったような気がするのです。とにかく名前のおり多世代ふれ愛ベースというふうなことで、子育て支援拠点でいいと思うのですが、子育て支援で1,121人、一般で453人ってありますが、この一般というのについて、あそこで元気モリモリ体操なんかもやっています。それも含めて一般になっているのかと。

あと、途中で触れたのですが、多世代ふれ愛ベースだけではないのですけれども、クールオアシスということで、気楽に高齢者等が、家でエアコンが使えないというふうなときにクールオアシスの施設として寄り込んでいられるような環境になっているのか。または、そういう人たちがいれば、ああ、なるほど、そういうことで来年度以降も暑かったときに、ちょっとあそこへ行って、テレビもなかったと思うので、テレビでもあれば、そういうのが余計利用頻度が上がるのではないかなと。熱中症対策というふうなところでも、こういうことで役場に来て休む人はあんまりいないと思うのだけれども、中央公民館とか、特に多世代ふれ愛ベースは車で行ける人なんかは利用できるような気がするので、今後のそういう検討が必要なのではないのかなということで再質問します。

それから、生活習慣病の予防の行政報告の56ページのところなのですが、保健師の方はということなのですが、せっかくの事業だから、こうやってもっともっと増やしていくような、こういうことやっているのですよと、来てみたらそんな筋力トレーニングではなかったと、それでもいいと思うのですが、

普段あまり外へ出ない人が出てというふうなこと、あと介護予防、予防介護にもなるのだったら、それも少しその枠を広げるということは必要なのではないかなと思います。

あと、これは質問と言っていいかどうかなのですが、行政報告書のほうの77ページに、長瀬地区公園・蓬莱島公園・岩田地区公園内の一部除草等は職員で対応したが云々って書いてあるのです。ちょっと一般の人はこの行政報告書見ないと思うのですが、この「職員で対応した」という言葉、ここになくてもいいのではないかなと。ちょっと違和感が私はあるので。

あと、除雪費用について先ほど説明していただきました。4業者で87万2,782円ということなのですが、前除雪費用をお伺いしたとき、結構前なのですけれども、1業者当たり県に準じているというふうな、国道等に準じて1回18万円支払いをしているという答弁があったことあるのです。随分結構するなと思ったから、これいくと18万円ではなくて1回20万円ぐらいになると。結構高額な額なので、こんなふうなものも算出というのがどういう基準でやっているのか。これ業者さんでないので実際分からない、経費がたくさんそんなにかかるのかどうか分からないのですが、1回除雪に出て20万円というのは結構な額です、多分。はっきり言うと、各地区に除雪車というのか、配っていただいたのですけれども、あれが動いているのをほとんど見ないのです。だから、あの活用をもっと、雪があんまり積もらないのが一番なのだけれども、うちの区なんか聞いたら、区長さんがどこにあるか分からないと言っているのです。どこにあるか分からない。だからこれ行政区によってだと思ってしまうのですけれども、その活用でもう少し何とか費用を浮かせるのか、そういうことも必要なのではないかなと思います。

あと、107ページの公民館費で今説明していただいたので、よく分かったのですが、ただ、派遣委託の中には再任用ではない方もいるのかなという気がするのですが、何でこれ業務委託と派遣に分けなくてはいけないのかなというのがちょっと分からないので、もう一本にしてもいいような気がするのですけれども、このことについてどうして一本にできないのかということ。

それから、教育委員会のほうでコピー機借上料のほう今説明していただきました。以前は学校なんかで、コピー機は高いので、トナーが随分かかったりするので、あんまり使わないようにとか言っていたのですけれども、子供も少なくなってコピーを有効利用できるのなら使ってもいいのではないかなと思いますけれども、それを下げろという意味ではなくて、二小のほうが一小よりも大分高いということに関して、先ほどの説明だとちょっと理解できない。二小のほうが利用頻度が多かったということだと思ってしまうのですけれども、多くて悪いということではないのですけれども、もう一回そのことについて。

では、そのことについてお願いします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、長瀬地区公園ほかの公園の「職員で対応した」という明記の記載方法なのですけれども、実際には職員でも対応しているということですので、こういう書き方をさせていただいたのですけれども、来年度に関しましてはちょっとまた課内で検討させていただいて、記載内容のほうは検討したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、除雪のほうの費用なのですけれども、使う機械の種類によってやっぱり値段が、大きい機械を使っていたところはやっぱりその分だけかかってしまいますし、それからあと作業をしていただく方が、例えば朝方とか夜中でも入っていただく場合がございますので、これでも大分安くやっていただいているということがありますので、こちらのほうでちょっとこれ以上安くということは、建設課のほう

ではお願いすることは難しいということになっていまして、これをやる前に、秩父郡全体で県土整備事務所のほうに集まって、今年はこの単価でやらせていただきますということで、県土整備さんとか秩父市さん、1市4町が集まって協議をさせていただきますけれども、その席でこういう値段が出てくるといことがございますので、それで県のほうの単価を長瀨町は使用しているということでご理解いただければと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

アウトドアイベントの内容についてですが、これにつきましてはアウトドア展示会を中心としたイベントで、イベントの参加者をそのまま町のラフティングなどのアウトドア資源や町の観光資源などへ誘客することを目的としたイベントです。このイベントを行うことによって、今までアウトドアを集約したイベントがなかったものでして、新たな若い層に対して長瀨町の町の資源を広くPRしたものでございます。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、一般と母子の人数のことを言われたと思うのですが、先ほど質問があった内容が飛び込みで何人かというご質問でしたので、それについてお答えしたつもりだったのですが、飛び込みの一般が453人、母子1,121人ということですので、ほかの事業とかでの利用になりますと、もっと多くなります。

それで、子育て支援の拠点ということで申し上げましたが、ふれ愛ベース長瀨、こちらは多世代ふれ愛ベースの条例があるのですけれども、それによりますと設置目的が、「地域共生社会の実現に向けて、次世代を担う子どもたちを育み、生涯にわたり町民が元気に活躍するための拠点として、設置」ということになっておりますが、国のほうで平成26年度から妊娠・出産包括支援事業、また27年度から子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を全国的に有するところをつくりなさいということで、そこで長瀨町としましては平成30年度から地域子育て支援拠点としての一つと、あと子育て世代包括支援センターとして多世代ふれ愛ベースを拠点としてやっていくということで事業のほうを進めることになりましたので、子育て支援の拠点ということで申し上げました。また、今年度から子ども家庭総合支援拠点としても、そういった機能も併せて持っておりますので、そういった子育ての支援の拠点、またクールオアシスとしても、テレビなどはないですが、あそこに来て休んでいただくことなどはできるかと思えます。

あと、男の筋トレの関係だったと思いますが、こちらは枠を広げることが必要ではないかということなのですが、やはりなかなか多くの人に参加するところに参加できないような方が参加する場所というのもどうしても必要でして、また精神障害がある方のそういったクラブとは別で、一般的な閉じ籠もりをしてしまっている高齢者などが通えるような場所として、男の筋トレ教室として今後も位置づけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えしたいと思います。

中央公民館の派遣と委託の違いでございますが、先ほども説明したのですが、派遣と委託の違いというのは、派遣はシルバー人材センターから来ていますが、委託先はいきいき埼玉というシルバー人材センターの取りまとめ団体のようなのがあるのですけれども、そこから派遣という形で長瀨町のシルバー人

材センター事務所みたいな形を経由してくるということで、委託料が割高に、そのマージンというのではないですけども、間に入ることによって高くなります。その代わり、何やっってください、これやっってくださいということで指示できて、そのとおりに働いていただける方です。もう一方のシルバーから来ている委託の方は、直接指示ができません。それは、シルバーのほうの決まりになっていますけれども、シルバー人材センターのほうを通してこれやっってください、あれやっってくださいということなので、決められた業務だけをお願いしているという形の方が、シルバーへの委託というふうに分けさせていただいてまして、それぞれ単価も違いますので、全て一本化よりは、決められた業務のほうは安いシルバーのほうにという形の契約方法とさせていただいております。

もう一点、コピー機の借上料、学校の関係でございますが、分析はしたことはございませんが、使い方によってはそのコピー量、いろいろ使う先生もいらっしゃるでしょうし、先ほど言ったやっぱり印刷機のトナー、マスターというのですか、原紙なんか非常に1個買うと3万円ぐらいするとかということで、枚数が少ないと非常に割高になるということもありますから、人数の少ない学校は得てして高くなる傾向にあるのかもしれない。その辺のところは、今後また1人1台タブレットになっていますから、紙を使わないとかにもなると思いますし、今後ちょっと推移を見守って、あと今コピーを使わなくなっているの、コピー業界、コピー機が高くなっているというのもあるのです、皆さん紙からデジタル化ってなっていますので。なので、先ほど言ったとおり、うまくその辺のところが使えるような形で、次の入替えのときには皆さんがどんどん使っていただいて、なおかつ安価になるようなものがないかということで、現在検討を進めているということでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、本当に2点ばかりお願いします。

今教育委員会のほうに、何で中央公民館の委託と派遣が違うのかというふうなことで質問しているのは、これ人によるのか分からない、この業務によってだか、非常に対応が悪いという人もいますようです。私も使っていますのであれなのですが、使用者または申込みに行ったというふうなことで、それはできないのだとか何か言われたりするのだけれども、要するにあそこに行った人は、窓口にいる人は全部同じだと思っているわけなのです。はっきり言って同じだと思っているのです。看板をしょって、私は委託ですとか書いていないのだから。それで、それは俺の仕事ではないとか、何かいろいろそういうクレームではないのだけれども、こんななのだからという話を聞いたりしているの、だからこの仕事割合がそういうのだらば一緒にしてしまっ、窓口対応を職員と同じようにしたらいいのではないのかなということも含めて質問したのですが、もしかするとそうではなくて、やはり人間ですから、そのときのその人の状況とか、そんなことで対応がちょっとという人もいるのかなと思いますので、また教育委員会のほうでもそのことを幾らか頭に入れていただいて、シルバーさんに委託するときに、ある程度接客業ではないけれども、そんなような業種なのだからということを頭に入れて、対応していただければ非常にいいかなと思います。

あと一点は、ちょっと再々質問を出すのは失礼なのですが、産地パワーアップ事業というのがありましたけれども、これブドウ、柿業者にということで、本年度2業者にということだったです。令和2年度も2業者とかあったのです。ブドウ農家が多分長瀬町で6軒だったと思うのです。それが回り持ちで2軒、2軒、2軒というのかなという気がしているのですが、そうでないと2軒、また3年度に2軒、そ

うしたらそれを受けられない人も出てくると。たった6軒しかなくて、果樹で今ちょうどブドウなんかも大分もう足りない状況だなんていう話を昨日に聞いたのですけれども、それを回っているのか、それとも例えば2年度も補助受けたけれども、また3年度も受けたという業者が出てくるのかどうか、そのところについて、もしうまく回してということであれば多少納得がいくというか、ブドウだけではなくてイチゴ屋さんもあるわけですから、こういうのやる場合に、公平性というのが必要かなということで、再々質問で出して申し訳ないのですけれども、ではこの2点だけについて答弁のほうをお願いします。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

派遣と委託、非常に分かりづらいということもございますが、その辺のところは予算との絡みも多少、さっき言った単価も違うということで、その辺のところうまく予算等と関連しながら考えてまいります。

また、接客、それについては当然公民館、役所の出先ではありますが、サービス業に近いものでございますので、その辺のところはいきいき埼玉、シルバー人材センターのほうに要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

産地パワーアップ事業でございますが、この補助事業の対象者が地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置づけられた農業者、農業者団体ということで、団体としては秩父ぶどう組合連絡協議会が対象団体となっております。その中に各市町のブドウ組合が加盟しておりまして、前回この補助金をいただいたのが平成30年、そのときは長瀬町がブドウ組合の会員の中で3名の方が補助金をいただいております。今回は、2名の方が補助金をいただいたわけですが、前回と1の方がかぶっております。ですから、30年と今回、両方もらった方がいらっしゃいます。ですので、順番にというか、必要に応じて規模を拡大するというような目的がある方が申請をして、補助金をいただいたというようなことだと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 大したことはないのですけれども、決算書のほうの109ページの文化財費の使用料及び賃借料の9万5,150円のうちの遺跡試掘というのですか、試掘調査用重機の借り上げが8万8,000円とあるのですけれども、これはどこをやろうと思って重機を借りて、それから動かしたのか、それを聞きたいと思います。

それから、97ページの事務局費の報酬の約908万7,263円のほうの学校運営協議会委員報酬とか学校のあり方検討委員会というのいっぱい書いてあるのですけれども、ここには学校運営委員会の委員報酬というよりも、委員さんに任命されたのは何人いるのだからということ、ここの学校運営からずっと下のところ分かった分を知らせてほしいと思います。

以上2点です。よろしくをお願いします。

○議長（板谷定美君） 教育次長、お願いします。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員の質問にお答えいたします。

まず、試掘の重機借上料ですが、今どこというのはちょっとお答え、資料がないのでできませんが、家を建てる場合など、あらかじめ業者のほうから、ここは埋蔵文化財包蔵地ですかというようなことがあればそこを掘るわけですが、やはり手で掘るわけにはいきませんので、重機を借り上げているといったものでございます。

また、97ページにあります委員報酬でございますが、学校運営協議会や種々いろいろな委員会がございますけれども、中には町の職員であるとか、学校の校長であるとかということで、報酬の出ない方もいらっしゃると思います。ここは、あと回数もちょっと今何回出て何人出たというのは手持ちにありませんが、回数に応じて今報酬のほうも、条例の半日の場合は半額という形でやらせていただいていますので、その総額がその金額になったということでございます。細かい数字について必要でございましたら、後ほどご提供さしあげたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今教育次長から、97ページ、委員報酬のことではなくて、委員の人数が知りたいわけなのです。このところにつきましては協議会の委員は何人いますか、あり方検討委員会には何人というのが任命されているか、それを聞きたいわけなのですけれども。

○議長（板谷定美君） それは、後ほど教育次長とじかに話してもらえますか。

○7番（大島瑠美子君） はい、分かりました。

○議長（板谷定美君） よろしくお願ひします。

ほか質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 令和3年度、いろんな事業を遂行していただきました。それでありますけれども、事業のほうでなくて、ちょっと収入の歳入のほうでお聞きしたいと思います。

不納欠損額につきましては、昨年度に比べたら少なくなっていることでありますけれども、収入未済額というのも非常にあります。これは、年度末締め切った段階でのあれですけれども、実際のところ約半年たとうとしている中で、収入未済額の部分が遅ればせながら納められてきているかなと思うのですけれども、分かりましたら、現在8月末ぐらいでどのぐらいが、町税に関して収入未済額が減ってきているというか、納まってきているか、この辺のところをお聞きできたらと思います。

それから、決算書の19ページで、教育費負担金、学校給食費のやっぱり滞納といいますか、ものが多少ある、これが収入未済になっているかと思うのですけれども、これは大分解消してきたというふうに認識していたのですけれども、また近頃少し増えてきているのか、この辺のことにつきまして、その内訳、また内容、現況を聞きたいと思います。

あと、その下に土木使用料で町営住宅使用料1万2,900円と、これは単なる納入が年度内でなかったというか、納まっていなかったということで、今は解消しているのかどうか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

それから、33ページ、貸付金、いわゆる育英資金の貸付けにつきまして、収入未済が184万5,000円ありますけれども、これにつきましては、これもやっぱり年度というか、年度またいで最近で納まっているのか、またはこのまま現状としてあるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、37ページに町債があるのですけれども、昨年3月の議会のときに説明受けた土木

債は、道路新設改良費が2,660万円というふうな説明を聞いている会議録があるのですが、実際のところ1,020万円減らし、また620万円足して2,480万円が予算になっておりましたけれども、そのところで実際のところは1,730万円ですか、これは道路改良費だけの部分ですけれども。最初道路改良費が2,660万あるから、幾らかあちこちできるのかなと思ったのですが、実際のところ約930万円減った。なぜ、どこをやめたためにこの起債が減ったのかというところがお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育次長、お願いします。

○教育次長（中畝康雄君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

給食費の収入未済についてのご質問だったかと思います。今年度の収入未済額は18万2,485円でございますが、うち現年度の収入未済額が内訳としては6万90円、残りの12万2,395円が前々からの滞納している分の金額となっております。令和2年度は給食費の負担をなくしたということで、令和2年度分の収入未済額はございませんでしたが、昨年度に比べて3万円弱ほど収入未済は増えている状況でございます。

滞納している方、それから前々から残っている滞納の方、こちらについても給食センターの職員が訪問等で徴収を心がけておりますが、なかなか収入未済額の圧縮には至っていないということでございます。ただ、滞繰分については前年に比べて非常に30万円ほど減りましたので、努力が多少は出ているのかなと思うところでございます。

次に、奨学金の関係でございますが、こちらについてもなかなか、担当の職員のほうから約束どおり納入してほしいという形のお願いはしているところでありますが、非常に難しい状況となっております。結果としては、33ページにありますところの収入未済額が184万5,000円という形で増えているというような形でございますので、その辺のところについては引き続き償還を定期的に、また金額がちょっとなかなか払えない方については分割でという方法もやっておりますので、そのような方法で、また保証人の方に対して返済のお願いを今もしておりますので、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

土木使用料のうちの収入未済額1万2,900円は、こちらは町営住宅の家賃でございまして、5月31日までは納入していただけなかったのですが、6月6日付で納入済みでありまして、現在はこの収入未済額は解消されております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

道路新設改良事業債の補正等の編成につきましては、今手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきます。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

町税の収入未済額についてでございますが、決算書のほうでは町税全体で収入未済3,200万ほどあるかと思っております。こちらが令和4年度の滞納繰越分となっておりますが、8月末現在におきまして、収納が確認できている額につきましては約477万5,000円となっております。

徴収につきましては、引き続き継続して財産調査等を行いまして、滞納者とは折衝を続ける中で、県や近隣の市町村とも情報交換等を行いまして、滞納額が減るような形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 介護保険特別会計のほうの収納についてですが、4年度分に滞納繰越した分のうち、現在納付されているのが5万9,000円ということで、なかなか滞納者のほうの対応には苦慮しているところです。

以上です。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 新井議員のご質問にお答えします。

まず、後期高齢者医療特別会計の関係でございます。収入未済額12万5,600円につきましては完納状態と、全て納めていただいております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第39号 令和3年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 財政力等につきましては、細かい指標は3年ごとにとり、平均でとらうのがあると思うのですが、財政力指数は0.392ということで、0.41だったのがちょっと低下している。ただし、将来負担比率とか経常収支比率とかいうのは、よくなっているのではないのかなと思います。

令和3年度の決算については、2年度に引き続いてコロナ対策として地方創生臨時交付金の配当があり、かなり大きな予算規模となったようです。その中で、デジタル簡易無線機の整備や高校入学者への特別給付金、リモートワーク推進補助金事業等、多くの有効な事業もあったと思います。ただ、国からのばらまきとも取れる追加の臨時交付金は、企業や個人事業主への給付や支援、一時給付金などが多く、コロナウイルス感染予防やコロナ罹患者への救済措置、コロナ判定に対しての検査キットの全戸配布等がなされておらず、必要とあるべき予算措置にもなっていないような判断がされます。さらに、社会福祉協議会等でも、一時借入金とか非常に増えているようです。本当に困っているところに、必要なところに必要な支援がもう少しできたのではないかとこのことがうかがえます。

総務省の調査によると、目的別歳出充当一般財源の状況というのを見ますと、小規模町村の教育費割合、平均が10.1%となっております。当町では、計算すると6.1%ということで、かなり同じような小さい町村の10.1%を下っているというふうなことで、やや教育に対して予算が充当されていなかったのではないかなと判定されます。

また、先ほど代表監査委員からも指摘がありましたように、全体的に適正なレベルとは言い難く、さらなる合理化と効率化を推進し、健全な財政運営に取り組みたいというふうな文言もありましたので、この決算認定について私は反対したいと思います。

○議長（板谷定美君） 次に、賛成討論を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 令和3年度末の長瀬町住民基本台帳人数は、6,722人というふう聞いております。それは、前年度6,823人から見ますと101人減少しております。そういう中でありますけれども、令和3年度の年度当初、いわゆるコロナウイルスの騒ぎが本当に今から考えたって真ただ中であつたわけでありまして。そういう中でありますけれども、これだけの大勢の町民が、安心して安全に暮らせる環境を整えてくださっていた町当局であります。健康、福祉、教育、医療、介護、そのほか全ての面にわたって町民の安心安全な生活を守れた行政報告をいただきました。

そういうところから、続いて今令和4年度進めていただいておりますけれども、皆様方の努力、働き、そういうものを評価し、賛成とさせていただきます。令和3年度の活躍ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（板谷定美君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和3年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板谷定美君） 起立多数。

よって、議案第39号は原案のとおり認定されました。

これより議案第40号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり認定されました。

これより議案第41号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり認定されました。

これより議案第42号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表監査委員の田島毅君から、体調面を考慮して本日の会議を早退する旨の届出が提出され、退席されましたので、ご了承願います。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第43号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第43号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,605万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を35億6,947万円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第43号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回2億4,605万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を35億6,947万円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、6、7ページを御覧ください。第2表、地方債補正は令和4年度の普通交付税の額が決定し、臨時財政対策債の起債発行可能額が確定したことにより、限度額を5,000万円から1,743万6,000円を減額し、3,256万4,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の12、13ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第10款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金、補正額109万円及び第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額2億6,695万7,000円は、それぞれ交付額が確定したことに伴い増額するものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額260万8,000円は、障害者自立支援医療制度の対象である更生医療受給者の医療費が増加したことに伴う負担金の増に対応するものでございます。

第2目衛生費国庫負担金、補正額395万4,000円は、新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株対応ワクチン接種に要する費用のうち、集団接種会場の医師、看護師報償費や個別接種を実施していただく医療機関への委託費など、ワクチン接種の費用の増に対応するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額4,362万円の減額の内訳は、増額するものと減額するものが混在しておりますので、それぞれ説明させていただきます。まず、増額するものについてです。補正額のうち1,427万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する経費について、地方創生臨時交付金を活用するため増額するものでございます。

次に、減額するものについてです。補正額のうち5,589万9,000円の減額は、サテライトオフィス等開設支援事業を中止することに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を減額するものでございます。また、新規の新型コロナウイルス感染症対策事業の財源を確保するため、6月定例会で議決をいただいたエール花火大会を実施するための船玉まつり実行委員会の補助金200万円の財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金から、ふるさと長瀬応援基金繰入金に変更するための減額も含んでおります。

続きまして、第3目衛生費国庫補助金、補正額664万7,000円のうち580万5,000円は、新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株対応ワクチン接種に要する費用のうち、ワクチン接種の実施体制を運営するための費用に対応するものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金、補正額407万円は、景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を図るために木々の伐採や下草の除草等を行うことに伴い、増額するものでございます。

次に、第18款寄附金、第1項寄附金です。14、15ページを御覧ください。第4目民生費寄附金、補正額26万2,000円は、子供の健全な育成活動に要する費用に使用するよう寄附の申出があったことに伴い、増額するものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額385万4,000円の増額は、令和3年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算により、返還金を受け入れるため増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額1億2,868万6,000円の減額及び第2目減債基金繰入金2,990万円の減額は、今回の補正において地方特例交付金や地方交付税の増額等により歳入が歳出を上回ったことに伴い、各基金に繰り戻すものでございます。

16、17ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものについてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目減債基金費、補正額2億2,393万2,000円及び第13目公共施設整備基金費、補正額4,000万円は、地方特例交付金や地方交付税の増額等に伴い、積立金を増額するものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、補正額105万6,000円は、令和3年度3月補正予算後に寄附をいただきました令和3年度分の寄附金を積み立てるため増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額6,207万5,000円の減額のうち6,211万1,000円の減額は、サテライトオフィス等開設支援事業について今年度中の事業完了が見込めないことから、事業を中止するため減額するものでございます。

第2目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額1,427万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用を増額するものでございます。

1つ目は、誘客促進支援事業費補助金です。コロナ禍以前の状況になかなか戻れず苦しんでいる観光事業を支援するため、10月20日にオープンするふかや花園プレミアム・アウトレットの利用者に着目した誘客促進支援事業を実施いたします。事業主体は観光協会が行い、アウトレットのレシートを持参した観光客に対して1人1,000円分のクーポン券を配布します。アウトレット利用者の誘客を促進し、ポストコロナにおける新たな観光ルートを構築するための足がかりにします。

2つ目は、役場庁内の新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液等の消耗品を購入するものです。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、生活支援のために食品の提供を行うものでございます。

4つ目は、感染リスク軽減のため、学校給食センターの手洗い場を自動水栓化するものでございます。

5つ目から7つ目は、ウィズコロナ対策として行政事務のデジタル化を推進するための事業でございます。

5つ目は、法務局からの登記済通知等のデータ享受をオンライン化し、電子通知データを取り込めるシステムを構築するものでございます。

6つ目は、マイナンバーカードを普及促進するため、国のマイナポイント事業の対象期間が終了した10月以降の申請者に対してクオカードを配布するものでございます。

7つ目は、学校保護者間の連絡をデジタル化するため、スマートフォンのアプリを使用したシステムを導入するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額933万9,000円のうち521万7,000円は、障害者自立支援医療制度の対象である更生医療受給者の医療費が増加したことに伴い、負担金を増額するものでございます。

また、第1項社会福祉費及び18、19ページ下段の第2項児童福祉費の各目の説明欄に返還金と記載させていただいているものは、令和3年度の決算が確定いたしましたので、各事業における国及び県への補助金や負担金等を返還するものでございます。また、繰出金と記載させていただいているものは、特別会計の令和3年度の決算が確定いたしましたので、一般会計繰出金を減額するものでございます。

次は、第4款衛生費についてでございます。20、21ページを御覧ください。第1項保健衛生費、第1目衛生総務費、補正額15万円は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの被害拡大防止対策として、スプレー式薬剤の支給及び薬剤注入等の防止対策を実施するための消耗品を購入するため、増額するものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額1,566万6,000円のうち1,175万9,000円は、新型コロナウイルススワクチンのオミクロン株対応ワクチン接種に対応するため、増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第2目林業振興費、補正額407万円は、県補助金を活用して景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を図るために木の伐採や下草の除去等を実施するため、増額するものでございます。

22、23ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第4目まちづくり推進費、補正額19万8,000円は、道路後退部分の土地購入費等が当初予算の見込みを上回ったことに伴い増額するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、補正額29万5,000円は、当初予算でお認めいただいた矢那瀬地区コミュニティ消防センター整備工事を実施していたところ、車庫の建設箇所が窪地であったことから、敷地整備工事を追加で実施する必要が生じたため増額するものでございます。

第10款教育費、第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額46万2,000円のうち40万円は、検食用の給食を冷凍保存する冷蔵庫に不具合が生じていることから、代替設備となる冷凍コールドテーブルを購入するため増額するものでございます。

以上で、議案第43号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、歳出の17ページ、サテライトオフィス等開設支援事業補助金というふうなことで6,211万1,000円減額というふうなことでありますが、ここで全国過疎地域連盟会費のほうはそのままといいことで考えていいのだと思いますけれども、まずこのサテライトオフィスについてなのだと思いますけれども、このときの答弁とか説明の中で、まずこの会社は合同会社であると、出資者イコール社員であると。出資に応じて3人が代表役員になると。資格が必要なところは外部に委託すると。この事業は、立地条件として国道沿いで非常によいと。なお、野上駅にも近いと、そのような説明でした。東京にもほどよい距離であると。内容的に、事業を実施した場合には、関係人口を増やすのによい事業であると。それで、10年間の縛りがあると。事業に対して公平性、公益性、有効性をうたっております。JAと締結すると。この締結は、特に長いスパンを考えていると。出来上がった場合に、チャレンジショップやチャレンジキッチンをやってみたい人がいれば貸し出すというふうな説明でした。ちょっと聞き漏らしたのですけれども、耐震については、これ耐震はJAのほうでやるからというような話だったような気がします。ちょっとこれはうる覚えで申し訳ないのですけれども、そのような話だったと記憶しております。この事業を中止にしたというか、中止にするというふうなことについての説明までなかったのです。まずなぜこれをやらないのかというふうなことについて説明を求めたいと思います。

それから、もう一点、同じ17ページで、700万円の誘客促進支援事業費補助金というふうな説明で、10月2日に多分オープンする何というのだけ、名前が出てこない……

〔「アウトレット」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） そうそう、アウトレットが始まるので、そこへ来た人たちを誘客に回すというふうな事業だというふうなお話なのですが、この領収書を持って1,000円の金券ですか、商品券等を配るというふうなお話だったのですが、こっちのほうについては特に、確かに観光客が減ったのだらうと、私なんかはだろろうしかないのです。一番多かったときは300万人来ていたと、それがコロナになって180万人ぐらいに減ったというような話は聞いているのですが、現実問題として、令和3年度について誘客数がどれだけ減ったのかと。ほかの予算、これだけではないのですよね、観光客を増やすためにかなり今までも補助金出しています。観光の町だからといって、こういう出し方をしているのかと。特にこれについては事業が内容的に、一時的な誘客を求めるような事業ではないかと、これいつまでやるのかということもはっきりしていないです、この700万円について。では、アウトレット行って誰がどういうふうな、当然それは考えているのでしょうか、看板出すとか、何かそのような許可は当然取っているのかどうか。さもないと、これ観光協会が受けるというので、観光協会のほうで行って、あそこへ出向いて、そんなふうなPRをしていくのかと。これ今年度予算いっぱいなのかと、例えば今年度終われば、来年度はそれがなくなるというふうな形になってしまうので、私はこれどちらかというとなり有効的なのか、恒常的な観光客誘客事業のほうがいいのではないかと。例えばアウトレットの、もう大分できているような気がするのですが、一角に観光地長瀬をPRして、ぜひ来ていただきたいというような看板を設置するとか、ああ、なるほどな、近くにこういうところがあるのかというふうなことで、では帰りに寄ってみようとか、当然これホームページにも出すのだと思うのですが、そんなふうな主に今年だけではなく、来年以降にも引き続くような事業ならばいいのではないかなって感じがしますので、その2点についてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

サテライトオフィス等開設支援事業を中止した理由についてでございます。耐震診断に相当の時間を要することが判明したため、事業を今年度中に完結させることが極めて難しくなったことから、今回中止の判断をさせていただきました。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、入り込み客数の推移についてご説明申し上げます。令和元年度、まだコロナが蔓延していないときですが、これが298万5,670人。令和2年度、ここからコロナが始まっております。186万5,280人。令和3年度につきましては、令和2年度よりも規制等が少し緩んだ関係もございまして、令和3年度が234万1,849人。元年度と令和3年度を比較しますと、マイナス21.6%となっております。

次に、今回補正をいたします誘客促進支援事業費補助金、この概要についてご説明申し上げます。この誘客促進支援事業につきましては、先ほどの企画財政課長の説明がありましたとおり、コロナ禍における経済的な影響を受けている観光事業を支援するため、本年10月20日にオープンいたしますふかや花園プレミアム・アウトレットの利用者の誘客を促進し、ポストコロナにおける新たな観光ルートを構築するための足がかりとする事業でございます。事業主体は観光協会が行います。実施内容といたしましては、深谷のプレミアムアウトレットモール内の店舗で発行された当日のレシート、これを長瀬町駅前の観光案内所にお持ちいただきましたお客様に対し、町内の登録店舗で利用できる1人1,000円分のクーポン券を配布するものでございます。

予算の内訳でございますが、700万円のうちクーポン券に500万円、残りの200万円につきましては事務費、これは人件費だったり配布する会場設営費等50万円、それと印刷製本費、商品券、ポスター、チラシなど50万円、それともう一つが広告宣伝費、これは各種広告掲載でしたり、電車などへの掲出料などで一応100万円を見込んでおります。なお、この経費につきましては、あくまで概算でございますので、できる限り多くの予算をクーポン券のほうに回せるよう、町といたしましてもできる限りの協力をさせていただきたいと考えております。

それと、今回のクーポン券の配布が一過性ではないかというご質問でございますが、今回実施いたします誘客促進支援事業につきましては、先ほど申し上げましたが、ポストコロナにおける新たな観光ルートを構築するための足がかりとする事業でございます。この事業が、議員がご指摘のとおり一過性に終わるのか、それともポストコロナに向けた新たな長瀬の観光のオープニングイベントとなるのかは、どれだけのアウトレットの利用者を当町に呼び込むことができるかにかかってくると思います。

今後はこの事業を足がかりに、定期的に誘客イベントを開催し、一日も早く先ほども申し上げましたコロナ以前の入り込み客数に戻せるように、町、観光協会、そして何より観光事業者が丸一となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑は。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再質問ということで、まずサテライトオフィスについてなのですが、耐震に大分時間とか経費がかかるというような答弁だったかと思えます。ただ、これ始めるときに、耐震はJAでやるのだというふうなお話があったということがまず1点。それから、これ繰越明許でもいいのではないかというふうなことが考えられます。もしここで廃止にするというのではなくて、そういう方法もあったのではないかと、翌年度に事業をまたいだという、そんな慌ててやる事業ではなかったような気がします。

あと1点は、合同会社であるというふうなことで、これ心配なのではないかという質問は以前したのですけれども、全くそのことにはちょっと触れていないのですけれども、それは全く関係ないということですか。特に横瀬町のサテライトオフィスについては、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、かなりテレビでもコマーシャルをしているような不動産会社で、今34店舗かな、日本中に展開していると。今年度中に40店舗にするというふうなお話で、多分6月14日に宿泊等を始めたというふうなことで、ちょうど8月の14日かな、私見に行って説明聞いていたのですが、宿泊客が大体200人で、テレワークというのは比較的少ないみたいです、まだ横瀬の場合は。でも、そういうふうなやっているところがあるのですが、この事業を始めるといふときに申し訳ないのですけれども、これ提案したときに、ちょっと見通しが甘かったのではないのかなと。当然耐震等についても、横瀬町は昭和54年かな、あの施設が建てられたのが。うちがあれ50年だか52年だったかのような、ちょっとJAの建物が。そんなに違わないのです。ただ、きれいさということで、横瀬のほうがかきれいな造りだったから新しく見えるのですけれども、これやれと言っているのではないのですが、もうやらなくていいのだけれども、この中止にする、出して半年もたたないで終わりですよというのは、何らかのもう少しの原因があるのではないかとあって、そこについて特に合同会社というふうな出資者等のことに触れていないことがちょっと心配です。

あとは観光のほうなのですけれども、誘客促進支援事業というふうなことでやるということで、概略、

内容については分かったのですが、これ一過性になるか一過性にならないかというのにはかりようがないと。要するに、このとき何人来ましたよというのはあるのだけれども、では来年度になって、それではまたやるのということになります。また700万円出すの、それはないでしょうということになると思うのです。だって、はっきり言って長瀬町民の何%の人がこれによって利益を得るといえるか、そういうことを考えると一部に限定されると。それを毎年やられたのではちょっとということ、もう少し一過性ではなくてできないのかなと。もうこれ決まってしまったのであれば、これはやってみて増えればよかったねと、来年も来ればそれはまたよかったねになります。そのはかりよう、PDCAも根拠がないのでは、とにかく今年どれだけ来たかはかりようがないということになりますので、これはもう決まってしまう事業内容なのかどうかというところで質問したいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、耐震診断の関係についてでございます。JA側で耐震診断をやるという話を聞いていたけれどもということなのですが、それにつきましては、私のほうはそのような認識はしておりません。また、JA側からもそのような話は聞いたことはございません。

2点目、繰越明許費を設定して、繰越しありきの事業をするべきだったのではないかとこのところでございますが、これにつきましては国の交付金事業でございまして、交付金の期限がございまして、それが今年度いっぱいとなっておりますので、繰越しありきの事業が行えないものでございます。

3点目につきまして、耐震診断以外につきましては、合同会社等が中止した理由にないのはどうなのかというところなのですが、それにつきましては、まず一番期間の問題としまして、やはり耐震診断を行わないとできないというような判断を町がしました。なぜそのような判断をしたかといいますと、まず耐震性に懸念がある建物を町として借り受け事業者に貸し出すことはできないのではないかとこの判断をした結果、耐震診断を実施しないと、この事業は進められないと判断しました。そうしたところ、耐震診断にどのくらいの期間を要するかというところなのですが、一番長い業者で秩父の地元の業者に聞きますと、5か月耐震診断を要するというところがございましたので、そのようなことをやっておりますと、なかなか耐震診断終わった後に設計をして、また中身を改装してとなると期間が短いところがございますので、やり方としては期間的には余裕が全くなくなってしまいましたので、このまま進めていっても終わらない可能性がかなり極めて高くなったことから、中止と判断させていただきました。

また、そのほかの理由につきましては、事業者が撤退した場合に町が相当なリスクということで、補助金の返還リスク等も抱えているというところもありましたので、あと継続性の担保等の調整も今後必要になってくると考えたところではございます。

以上になります。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

確かにこの事業をしなくても、プレミアム・アウトレットがオープンすれば入り込み客数は年々増えていくと思います。ただ、観光地として、やはりおもてなしの気持ちをこの機会に表現することというのがとても大事だと思って、この事業を観光協会のほうでやっていただくようお願いをしたものでございます。ただ、やるやらないはこの議会で予算を通していただけるかにかかっておりますので、まだ実施する

かが決まっております。ただ、観光地としてプレミアム・アウトレットという多くの集客力のある施設がオープンするに当たって、こうしたオープンイベントを一緒にやることは、やっぱり何もしないで来ていただいたお客様より、こういうものを待ち構えてクーポン券を用意してお迎えすることが、観光地としてとても大事だと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、企画財政課のほうについて、この事業を出してこられた、町でこんなふうなのを、言ってみればデジタル田園都市国家構想とかいうので割とはやりの事業になっていると思います。国のほうでも、これ進めているところです。いいのですけれども、普通であればあそこでこのことをやる場合に、耐震が済んでいるかどうかと、建物の美的状況を見て、これでは人が来るのか来ないのかと、やはり相当手を加えなければいけないとか。例えばJAの理事会等で、私は理事でも何でもありませんけれども、ちょっとこんな意見が出たとかいうのも多少聞きかじっているところを話していますので、耐震はもうJAでやるというふうなことで進んでいたような話も聞いたので、説明のときにこの耐震化やりますよというふうな話が出なかったと私も思っていますが、とにかくJAのほうではもうそれをやるのだというふうなことで進んだらしいと。くどいこと言ってもしょうがないので、これから今後事業を行う場合に、やはりこのような、出しました、はい、引っ込みましたというのでは、ちょっと計画性という問題でいかがかなということ、今後の事業について、ぜひこれも参考の一つにして町政運営等、事業を取捨選択するということをやりたいなと思ひまして質問しているわけですので、また簡単な答弁で結構です。

あと、誘客のほうにつきましては1個答弁なかったのですけれども、もうこれでやるのだから決まっているのか、それともちょっと違う手法もまだ考えられるのかというところの答弁がなかったので、決定でこれを出してくるのか、そうではなくて、これ認められたらそういう形でということなのかどうか。分からないのは、多分観光協会のほうでネット上でPRしたりとかすると思うのです。ただ、あんまりそんなことを見ないでアウトレットへ来る人もいると思うのです。その人に、どうやって呼びかけるのかなという気がするのです。50万円、人件費等、事務費とかあるといったのですけれども、あそこへ出向いて行って旗でも持って行って、長瀬町、長瀬岩畳、これ有名ですよ、天下の景勝地ですよ、こういうクーポン券をお配りしますよというような、そういうことをPRしたり、まだそこまで煮詰まっていないのかどうか、そういうところを含めて。

あとは、それがアウトレットモール、あれ三井ですか、ちょっと分からないのですが、そういう許可とかいうか、もう取っているのかどうかという点についてもちょっと分からないので、これもまた事業でやってみたら、いや、そこへ来て長瀬がそれやってもらっては困りますよというような懸念もあるわけです、さっきの考えでいくと。そんなところについて、ちょっと見通しが分かっていたら答弁のほうをお願いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、議員のご指摘を深く受け止めたいと思います。今回の件につきましては、事業化する際の精査が足りなかったことが原因であると考えております。今後につきましては、予算編成を通じた内部での精査を徹底させていただきたいと考えております。

また、長瀬町にとって必要な事業なのか、よく精査した上で予算のご提案をさせていただきたいと思ひ

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどのご質問で、プレミアム・アウトレットのほうの対応ということなのですが、やはり1つの市町村に対してそういう特別な扱いはできないという回答はいただいております。ただ、アウトレットの周辺には、深谷市が経営しております深谷テラスですとか、あと駅がございますので、駅のほうでポスターを貼ったりチラシを置かせていただいたり、それと場合によったら、そちらに人を派遣してチラシを配るとか、あとは声で宣伝したりと、そういったことも考えております。ただ、実施方法の詳細につきましては、予算成立後に事業主体であります観光協会のほうで決めていただくこととなりますが、町といたしましても高額の交付金を充当する以上、事業実施に当たりましてはあらゆるケースを想定いたしまして、不正や疑念を抱かれることのないように、しっかりとルールづくりと、それから受入れ体制の構築に町を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 続いて、負担金、補助及び交付金の誘客促進支援事業補助金のことなのですが、長瀨町の人が行っても秩父郡の人が行っても、お客様で観光客なのです。ですから、もし私がアウトレットに行きます。5,000円の買ってきました。そのお金でクーポン券を持ってくれば1,000円還付するというので、否応なくそれはしてくれるのですね。

それから、観光客とか何かって観光協会でのいうので、それとそのやっている期間というのは向こう側のアウトレットが閉まるまでの期間というのは、そこのところは閉めないで、従業員でも券を持ってきてもらって、当日だけだというのでしたら、それで取り替えておいてもらわなくては困るのです。そこのところはどうなっているのか、それだけをちゃんと。そうしないと、今度はこれで700万円出るのだよって言って、では私なんかも行ってもお客だなど、そうお客です、観光客だよなって、そっちに行ったときには。だから、こうやってよく券の引き換えは5時までですとか、従業員ではないのです。お客様のためなのだから、観光協会だってもしそれでするのでしたら、向こうが大体9時なら9時までやるのでしたら8時までという、向こうが閉まってこっちに来るだけの時間まではそこにいて、券を取り替えてクーポン券をくれるというシステムがちゃんとできているか、それかそのくらいの気力があったりとか、今までずっと見ていましたけれども、案外と5時になればどんどん、どんどん閉めてしまうって、そうすると今度は5時過ぎにクーポンくれたって、お店がないのだから駄目だよなって、そう言われては困るのです。皆さん知っているのです、5時までで、みんなばんばん、ばんばん閉められてしまうというのあるから。だけれども、長瀨町の人なんかはなおのこと、8時半に来て、それでそこで当日だから券をもらっておいて、そしてあとは次のときにまた食事でも行こうかというの、うんと多いと思うのです。せっかく向こうへ行って5,000円使ってきて、それで持ってきて1,000円もらえれば、4,000円でお買物ができたわけではないですか、アウトレットで。そういうことを考えてやっていただけるかというのは、当然やらなくてはいけないのだよね、そういうのは。こうやって事業をするということは、甘ったれるのではないよというのがあると思うのです。そうですので、そのことについてお考えどうなっているか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、予算成立後に、こちらにも村田光正議員がいらっしゃいますが、観光協会と町のほうも加わって、しっかりとルールづくりをしていきたいと考えておりますので、先ほどいただいたご意見は参考にさせていただきますので、よろしく申し上げます。

〔参考ではなくて必須で聞いてください〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ほか質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 17ページにありますサテライトオフィス等開設支援事業補助金の減額でありますけれども、昨日も申し上げたのですが、今日のサテライトオフィス事業の中止につきまして、課長は大分あっさりとお述べいただきました。ですけれども、私は昨日前に聞いた話として、町が貸すという方式でやった場合に、責任保証等は町に及ぶというふうなことも言われておりましたので、それは十分認識されていることだと思うのですけれども、これと置き換えてみますと、私は半年前から補正予算で10号で出てきている、昨日も質問したり発言したりしましたけれども、あした以降に始めようとしている長瀬のコスモショア跡地の事業につきましても同じようなことが言えてくるということで、昨日定期借地権についてお話ししました。十分調べていただいたかと思うのですけれども、私も調べてみました中に、やっぱりいろんな説明が出てくる。そして、土地を手放すことなく、初期投資なくして資産を安定的に有効活用したい方にお勧めですということ、設定期間満了後に土地の借主は建物を解体してオーナー様に返還します。解体費用は借主が負担しますというようなことが概略、定期借地権の解説で書いてあります。ですから、当然借主が町になってやった場合には、このサテライトオフィスと同様に、やはり発生するのが常であります。

ですから、まだこれから、あした以降にグランピング事業につきましては関わってきますので、そして限定したところを借りてやったのでは、あそこの土地を活用したキャンプ等のグランピング事業は、町が毎回関わって借りる借りられない、ここは有料なんだというふうなことになってきて、やりにくくなるのは当然なのです。ですから、言ってみれば当事者である、地権者である秩父鉄道と今度借主である予定業者が直接やると。そして、補助金等を活用するについては、町が仲介するというふうなことでやり取りができるのではないかと。そして、仲介であったり仲立ちであったりすれば当事者ではありませんので、責任は来ないだろうというふうにも思えるわけで、せっかく募集要項に定期借地権方式でしますというふうに書いてあることでもありますので、あまり答弁の中にはその言葉は使われていないのですけれども、それを使ってあした以降に進めようとしているグランピング事業等にはしっかりと明記した、そうでないと幾ら会議録に載っていても、議会と議員でやり取りしたというふうに書いてあっても、その契約書に載っていないければ全然有効でも何でもないわけです。ですから、そういうふうなことからいって、しっかりとあした以降の交渉に、秩父鉄道さん申し訳ないけれども、長瀬は借主ではなくて、直接事業者とやり取りしてくださいというふうなことで、やっぱり一旦お返しするというふうなことにしながら、しっかりとしたい内容にするためにそのほうがよろしいと思うので、やってもらいたい。

ですから、サテライトオフィスを中止した理由を何か割とあっさり、耐震診断をするのに相当な時間を要するからというふうなことで最初答えられ、あと最後には精査が足りなかったということで言われました。途中少し回答ありましたけれども、そういうふうなことであります。だから、すごいいろんな面で

早くに気づかれるか、急に私昨日言い出したわけではなくて、もう半年前のこの事業が持ち上がったときに、一般質問ではなくて事業のやり取りでやっています。ですから、そういうことも含めて検討した結果、これはちょっと非常に難しいと、このまま長瀬町をやり切っていくにはというところから、町長ともよく相談して、秩父鉄道とちょっとやり合うにしても、秩父鉄道だって貸したいのだから、実際のところは向こうも折れるところは折れると思うのです。ですから、そういうふうなことでしっかりとした交渉をして、長瀬町並びに、これからの町民に負担が及ぶことのないように、しっかりとした契約をしてもらいたいというふうに思います。そういうところから、サテライトオフィスのことについて、今村田議員の質問にされていましたが、お答えいただきたいということでもあります。

それから、もう一つだけ。矢那瀬の地区のコミュニティ消防センターの敷地が窪地であるために29万円、これから窪地を解消するためにやろうとするのですけれども、これこの前見積りといいますが、測量士等を入れて、鑑定士を入れてやった中には、これ気づかなかったことなのですか、それとも気づいたけれども、この分は引いてもらったのでしょうか。そうでなくて、承知しながらそれをそのまま買ってしまったのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。2点です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

グランピングの件に関しては今回の予算とは関係ないので、サテライトオフィスについてだけお願いいたします。

○8番（新井利朗君） 議長、私が聞いているのです。

○議長（板谷定美君） サテライトオフィスの件について……

○8番（新井利朗君） だから、サテライトオフィスのことと同様に、向こうにも及んでいるということを行っているのだから、議長がそこで回答を何も控えなくたっていいのではないですか。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

サテライトオフィス等開設支援事業につきましての理由が耐震以外にあるのではないかとということなのですが、先ほど村田議員のご質問にもお答えしましたとおり、一番は耐震関係でございます。耐震診断を行いますと、どうしても事業期間が短くなり、そうしますと事業期間、今年度中の事業が終わらないことが一番の原因、判断した要因でございます。

また、先ほどもお答えいたしました、その他の理由につきましては、事業者が撤退した場合に町が相当なリスクを抱えていたため、継続性の担保について調整が必要だと考えていたところでございます。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えします。

矢那瀬地区のコミュニティ消防センター敷地の整備事業ですけれども、当初あそこはちょっと窪地だというのは分かっていたのですけれども、思ったより大分沈んでいまして、当初は建設課のほうで道路工事がありまして、そちらの残土を持ってきて入れてやる予定でしたけれども、先ほど言いましたけれども、思っていたよりも沈んでいまして、その上にさらに表土を入れる、その土砂というか、表土の補正でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 先ほどサテライトオフィス開設事業の撤退を決める理由についてお聞きしたことと、

それから定期借地権のことにつきまして認識を示し、それから結局それをこれからの長瀬町づくりのために、せっかくだから生かしてもらいたいと、今なら間に合うというところから私は質問をさせていただいたのですけれども、そのことについて議長は少し遮るようなこと言っていましたけれども、お答えいただきたいし、町長にもお答えいただきたいというふうに思いますので、再質問いたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、大変ご心配をいただいております新井議員に対してご回答させていただきます。

グランピング事業、秩父鉄道の土地利用でございますけれども、こちらに関しましては、まだこれから業者さんを決めさせていただきますが、昨日も申し上げましたとおり、これから秩父鉄道さんともしっかりと討論、議論をしながら、長瀬町がこれから先困ることのないように、しっかりとこれから進めさせていただきたいと思っております。これにつきましては、早速に秩父鉄道さんのほうに申入れをさせていただきたいと思っております。

それから、またJAの跡地利用でございますけれども、これは始まりました当初から、私はJAさんのほうで使っていただきたいというようなお話が出てきましたときから、当然耐震ができているものとおっしゃっていただいております。その中で話を進めさせていただき、これはよいお話なのでということと、またやりたいという手を挙げていただいたまちづくり会社さんを、これから設立をしてというお話でしたけれども、そうした熱意ある長瀬の人たちがいらっしゃるということで、長瀬町のこれからのことを考えましたときに、よい事業だと思いつい議会に取り上げさせていただき、ご議決をいただいたわけでございます。しかしながら、その後こうした耐震がしていなかったということが判明いたしました。

先ほど村田議員から、JAのほうでやる予定であったというようなニュアンスのお話をいただきましたけれども、そうした話は町のほうには届いておりません。その中で、これは町としてとてもできないし、また時間もかかるというお話をさせて、先ほど課長のほうからお話ございましたけれども、そうした中で、ちょっとこれはもうこの期間内にやるのは難しいということで、せっかく皆さんに議会の中でご議決いただいたのに、これを取り下げるといふこと、これはいかなものかと大変私も悩みました。しかしながら、先ほどの課長の答弁にもございましたとおり、これを耐震がないまま進めしまうと、町としても大変なりリスクをしょうことになるということで、やめる勇気も必要だなどの結論に至りまして、私が決断をして中止の決定をさせていただきました。

今回のこのことを踏まえまして、これから今後こうしたことのないように、こういった案件が出てまいりましたときには、しっかりと精査を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 先ほどからお願いしましたけれども、私は結局グランピング事業がよろしくないということでなくて、長瀬町が定期借地権方式とするのだとしたら、その中に入ってやるにしても、町や町民に負担が生じないような方式がせっかく募集要項に入っているのだから、それにのっとってすればいいのではないかとことです。

そして、秩父鉄道が事業の主体になってやり取りすれば、実際のところより成功もしやすいし、周辺地域にしてもほとんど鉄道の所有地が多いので、利用もしやすい、また活動もしやすい、営業もしやすい、

みんなにも喜ばれる、そういういいものができてくるのではないかとこのところで伝えているわけですので、その辺のところを十分に考慮した上で、ぜひ地権者と借主が友好的にうまく契約できて、そして結局事業が展開されることを望んでいるところであります。町が介在していることによって安易になってもいけないし、負担が、責任が、町が取ってくれるからいいやというふうな形になってしまうと、本当に事業も真剣味に少し欠けるところもあるかもしれない。とにかくその補助金や何かを受け入れて、そっくりその金額を回すというふうな制度はほかにもあるわけです。それが可能なのか。可能であれば、また可能なようにしてやっていただきたいというふうに思うところです。必ず町がもらい受けて、町が持ち出して、どうにかこうにか渡すのであれば、きっと白鳥団地にしてもほかのところにしても、結局受入れ機関であって、そっくりその金額を回すことありますよね。そういうふうな形の扱いができるのではないかとこのように思うわけであります。ですから、そういう仲立は、いい補助金や何かは受け入れて、そして結局そのまま回すというふうなことも可能になってくるのではないかと。そして、よりよい施設ができて、よりよいみんな喜んでもらえる、楽しんでもらえる、町民ももちろん楽しめる、そういうふうないい休養地といいますか、保養地といいますか、そういうふうなグランピング事業が展開されることを望んだ上で話しているところなので、お酌み取りいただきたいと思うところであります。

これは答弁は要りません。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第44号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第44号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,877万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億2,414万7,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第44号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,877万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,414万7,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容についてご説明申し上げます。補正予算説明書の6、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目財政調整交付金でございますが、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴うシステム改修業務に充当されるものでございます。

第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、令和3年度の決算により、事務費繰入金及び出産育児一時金等繰入金から生じた不用額を精算し、確定した額を減額するものでございます。

次に、第9款第1項第1目繰越金でございますが、令和3年度の決算額が確定いたしましたので、当初予算額と繰越額の差額分を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、8、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、繰越額の確定に伴い財源内訳のとおり財源組替えを行うとともに、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴うシステム改修を行うものでございます。

第2款保険給付費、第2項高額療養費、第3目一般被保険者高額介護合算療養費は、高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間の自己負担分の合算額が一定の額を超えた場合に支給するもので、対象者の決定に伴い増額補正を行うものでございます。

第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は、財源内訳のとおり財源組替えを行うものでございます。

第5款保健事業費、第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費は、負荷が少なく道具類も必要のないインターバル速歩講習会の開催に必要な講師謝金でございます。

第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、令和3年度決算額の確定により繰越金が生じたので、国保財政に不測の事態が生じた際の備えとして、国民健康保険財政調整基金への積立金の額を増額しようとするものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第6目保険給付費等交付金償還金は、令和3年度の実績に基づき返還金が生じたので、増額するものでございます。

以上で、議案第44号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 事業内容で、インターバル速歩の事業をやるというふうなお話だったのですが、大変いいことだと思います。当町の健康寿命は、女子で埼玉県内でも9位ぐらいですか、男子が健康寿命17位

ぐらいだったかな、そんなふうなことで、結構県内でも上位に位置してきていると。特にモリモリ体操とかに参加しないで、でも歩いているというふうな人も随分多い。朝なんか6時頃歩くと、かなり人が歩いていたりすると。そんなふうな人は、比較的自分で歩いてというふうな人が多いのかなと。これをやることはいいことなのですが、事業をどこでどのようにやるか、どういうふうに知らせるかということについては、まだこれからということでしょうけれども、予定、ある程度参加しやすいとか、そんなふうなことで1日午前午後に分けて2回やるとか、何かその事業内容をどういうふうにするかという計画もできているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

今のところまだ詳しい予定は組んでいないのですけれども、半日を目安でやる予定でございます。講師の先生が、この予算が通りましたら依頼のほうしたいと思っているのですが、長野県の松本のほうから来ていただく先生になりますので、半日コースでやっていきたいという予定であります。

また、健康マイレージの歩数計なんか持っている方も増えてきておりますので、そういうことも含めてこの講座の中でお知らせできたらなと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、もう言う機会がないので、これは要望を兼ねてなのですけれども、この事業について多くの人が参加できるようなということで、多くといっても多分団体に呼びかけて、こういうの出てねとかいうので人数集めではなく、多くの人がぜひ参加できるような工夫をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第45号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,169万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億9,767万2,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 議案第45号、令和4年度介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,169万4,000円を追加し、総額をそれぞれ7億9,767万2,000円とするものでございます。

次に、2、3ページを御覧ください。款項別の補正額につきましては、御覧のとおりとするものでございます。

内容につきましては、説明書によりご説明いたします。歳入につきまして、6、7ページを御覧ください。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金6万円。

第2項国庫補助金、第1項調整交付金1万5,000円。

第3款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金8万1,000円。

第4款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金3万8,000円ですが、歳出の高額医療合算介護予防サービス給付事業の増額補正に伴い、法定割合分を増額するものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金、第2目地域支援事業繰入金（総合事業）、第3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）、第5目その他一般会計繰入金の合計額マイナス405万6,000円は、令和3年度決算に伴い減額するものでございます。

同じく第2項基金繰入金、第1目介護給付費支払基金繰入金マイナス1,405万2,000円は、令和3年度の決算に伴い繰越金が生じたため、基金からの繰入額を減額するものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目2,906万8,000円は、令和3年度決算に伴う前年度繰越金で、当初予算額との差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして、10、11ページの中ほどを御覧ください。第2款保険給付費、第5項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療介護合算サービス等費30万円は、支給対象者の増加により不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、12、13ページを御覧ください。第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金1,139万4,000円ですが、国庫等の支出金で、令和3年度の精算により超過交付となったため返還する必要が生じたものでございます。

8、9ページにお戻りください。第1款総務費、第2款保険給付費から12、13ページにまたがっておりますが、第4款地域支援事業費につきまして、先ほど説明いたしました高額医療合算介護サービス等費を除きまして、補正額の財源内訳、特定財源、その他につきまして歳入の繰入金の減額に伴い、財源内訳の

組替えを行うものでございまして、補正額はゼロでございます。

以上で、議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第46号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額のため、歳入予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第46号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、令和3年度の決算額が確定したことにより、歳入歳出それぞれの項目の整理を行うものでございます。

次に、補正予算の内容をご説明申し上げます。補正予算説明書の6、7ページを御覧ください。第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の事務費繰入金及び第4款第1項第1目繰越金でございしますが、令和3年度の決算額が確定したことによりそれぞれ49万2,000円を、繰入金は減額し、繰越金は増額するも

のでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費及び第2項第1目徴収費と第4款第1項第1目予備費は、補正予算後の額は変わりませんが、財源内訳のとおり財源組替えを行うものでございます。

以上で、議案第46号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第47号 長瀬町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第47号 長瀬町過疎地域持続的発展計画の提案理由についてご説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域である本町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第47号 長瀬町過疎地域持続的発展計画の策定につきましてご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、新たに長瀬町過疎地域持続的発展計画を策定するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、別冊になっております長瀬町過疎地域持続的発展計画を御覧ください。別冊のほうを御覧ください。まず、1枚目をめくっていただきますと、目次となっております。

〔何事か言う人あり〕

○企画財政課長（若林健太郎君） A4の縦のほうです。まず1枚めくっていただきますと、目次となっております。

本計画は、1、基本的な事項と2以降の項目別事項で構成されています。項目別事項は、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、3、産業の振興、4、地域における情報化、5、交通施設の整備、交通手段の確保、6、生活環境の整備、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、8、医療の確保、9、教育の振興、10、集落の整備、11、地域文化の振興等、1ページおめぐりいただいて、12、再生可能エネルギーの利用促進、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項の12項目で構成されています。

1ページ目を御覧ください。初めに、1、基本的な事項であります。(1)、町の概況では、自然、歴史、社会、経済別の諸条件の概要、過疎の状況、社会的、経済的発展の方向について記載しております。

3ページを御覧ください。(2)、人口及び産業の推移と動向では、人口及び産業別就業人口の推移と動向について、国勢調査等を基に記載しております。

6ページを御覧ください。次に、(3)、行財政の状況では、行政の状況、財政の状況、公共施設整備の状況について記載しております。

次に、少し飛びまして、10ページを御覧ください。(4)、地域の持続的発展の基本方針であります。第5次長瀬町総合振興計画と同様に「はつらつ長瀬」を将来像とし、いつまでも暮らしたいまち、いつまでも活力あるまち、いつまでも輝き続けるまちの3つの基本方針を掲げております。

次に、(5)、地域の持続的発展のための基本目標であります。昨年度修正しました人口ビジョンと同じく、基準値を令和2年の人口6,807人とし、令和7年の人口6,316人に設定してございます。

11ページを御覧ください。次に、(6)、計画達成状況の評価であります。総合計画の進行管理と併せ毎年度達成状況を評価し、その結果を改善につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、(7)、計画期間であります。本年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とするものでございます。

次に、(8)、公共施設総合整備計画との整合でございます。公共施設の整備につきましては、長瀬町公共施設等総合管理計画と整合を図りながら適切に推進するものとしてございます。

12ページを御覧ください。12ページから項目別に、(1)、現況と問題点、(2)、その対策、(3)、事業計画、(4)、公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。そのうちの主な項目についてご説明いたします。

初めに、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からご説明いたします。ここでは、ア、移住・定住、イ、地域間交流・人材育成の2項目について記載しております。この中で、ア、移住・定住につきましては、定住への経済的支援として子育て世帯、新婚世帯などの定住を支援するため、定住促進事業、住宅取得奨励補助金事業や、住宅リフォーム等資金助成事業を行っていきます。

14ページを御覧ください。3、産業の振興では、ア、農林水産業、イ、商工業、ウ、観光及びレクリエーションの3項目について記載しております。この中で、ウ、観光及びレクリエーションについては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から多くの事業が見送りになるなど厳しい状況の中、川越や花園アウトレットと連携した観光の推進を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響の収束を見据えた長瀬町ならではの食、特産品づくりや、独自のプロモーション等の様々な取組を行っていくものとしております。

20ページを御覧ください。4、地域における情報化では、多様化する町民ニーズや行政課題に効率的、効果的に取り組むためには、全庁的な対応力を高めることが求められている中、特にデジタルトランスフォーメーションへの対応や、情報伝達体制の強化を行っていくものとしております。

22ページを御覧ください。5、交通施設の整備、交通手段の確保では、ア、国・県・町道、イ、林道、ウ、公共交通等の3項目につきまして記載しております。ア、国・県・町道については、生活の利便性を高めるため道路交通環境の向上を図り、安心安全なまちを目指すため、幹線道路等や生活道路の整備、人に優しい道路環境の整備、防災対策の強化を行っていくものとしております。

少し飛びまして、31ページを御覧ください。7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、ア、子育て支援、イ、高齢者等の保健及び福祉の2項目について記載しております。この中で、ア、子育て支援につきましては、子供たちの元気な声が聞こえる地域づくりを進めるため、子供の育ちや家庭における子育てを支援するとともに、子供や環境を支える地域力、教育力の向上を図っていくため、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の推進、子供の育ちや家庭における子育て支援、子供や家庭を支える地域力、教育力の向上を行っていくものとしております。

36ページを御覧ください。9、教育の振興では、ア、学校教育、イ、社会教育、社会教育施設の2項目について記載しております。このうち、ア、学校教育については、少子化の進展に伴い町立小中学校の今後の在り方について検討を進めるとともに、学校施設や整備の計画的な整備、改修に取り組んでいる中、質の高い学校教育を支える環境の充実を図るため、長瀬町学校のあり方検討委員会からの答申を尊重し、保護者や地域住民の意見を踏まえ策定した長瀬町町立小中学校の適正規模・適正配置基本方針及び基本計画に基づき、学校の適正規模、適正配置を進めていくものとしております。

46ページを御覧ください。46ページ以降は、12項目の推進施策に関わる事業計画のうち、過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆる過疎対策事業債のソフト分対象事業について、改めて一覧にまとめたものでございます。備考欄については、当該事業の目的、趣旨を記載しております。補足となりますが、計画案の内容につきましては、先月に埼玉県と協議しておりましたが、県から先月29日付で異議がない旨の回答をいただいております。

今後、本定例会におきまして本案をお認めいただければ、議決後速やかに総務大臣をはじめとする関係各大臣及び県知事宛て、本計画を提出する予定としております。

以上で説明を終わります。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今の冊子の3ページなのですけれども、下から4行目なのですけれども、令和2年の高齢化率が39.6%と大幅に上昇していると書いてあるのですが、これ令和2年3月2日現在で考えると、65歳以上人口が2,626人、長瀬町広報の人数から全町人口が7,012人、これ計算すると37.45%なのですけれども、令和2年現在で、ここ39.6%になっているのです。今現在が39.8ぐらいだと思うのですが、違うのかな、ちょっと分からないので、またすぐではなくて結構です。

あともう一点、35ページの医療ニーズの多様化への対応というところで、以前、多分私の質問ではなくて、町長が過疎法に関わってかどうかはちょっと記憶がないのですが、埼玉県から医師や医療に対して派遣をしていただけたというふうなお話があったのです。これ町の早急な整備が必要だと思えますけれども、これはこの過疎法のこの部分辺りと関係しているのか、そうではなくて県の独自事業なのかについて、ちょっとお伺いしたいと思います。そんなところかな。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

これは、2週間ぐらい前でしたか、読売新聞に出ておりましたけれども、県の医師会が県南地域と県北では医療の、要するにお医者さんが県北ではあまりにも少ないので、何とか医師会のほうでこれから医大だとかそういうところと相談をして、過疎地域の医療の過疎を埼玉県が全体と同じようにお医者さんが配置できるように、これから議論をして進めていきますというのが出ていたのです。そのお話をさせていただきましたので、過疎法ではないです、これは。県の医師会が、今それを問題として提示をしていただいたということです。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

人口の記載している内容が広報紙と違うのではないかとということなのですが、今回の過疎計画につきましては、国勢調査の人口を使わせていただいているところがございます。一方で、また広報のほうにつきましては、住民基本台帳を基に作成しておりますので、出典が異なるため違いが生じているものだと考えております。

○議長（板谷定美君） ほか質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、数字がどうこうないので、例えば外国人の人を含んだ場合とか含まないとか、そういう場合もあっても計算が違って来るから、そんなふうなことで考えておけばいいということでもよろしいわけですね。

〔「返事できないよな」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 返事できない、統計上そういうのがあるから、それでいいのかなって今言ったわけなのですが。

それから、町長のほうについては、医師会のほうでそういうふうに進めていると。以前言ったのは、ちょっと県のほうでと言われたので、では過疎法とは別だけれども、そういう方向になるべく進んでいる状況だということですね、はい。

○議長（板谷定美君） ほか質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 大変よくまとめられているというふうに見させていただいたのですが、これは概要版というふうに取りますけれども、それと同時にだんだんとこれに基づいてしっかりと取り組んでいくのかと思いますけれども、22ページに、交通施設の整備、交通手段の確保ということで、実際のところは普通の交通では秩父鉄道が走っていることによって、町の南北を走っていることから鉄道に関して、まだ国道あることから、また川向こうには県道があることから、まあまあ便利な状態で使わせていただいているところでありますけれども、この中の文章を読んだときに、町の中では課題としては、上のほうにもありますが、これらの道路網を補完するように町道等が張り巡らされている。これらの町道は、幅員4メートルに満たない狭隘道路が大部分を占め、車の擦れ違いに支障を生じているということで、現状をよく分析しているところであるかと思うのですけれども、そのほか少し書いてありますけれども、その先のところ、中ほどのところに、国県道の改修について、新たなアクセス経路の整備の要望を始めているというふうなことで、これは県道等で児玉線とか寄居線とかいうふうなことのつながりなのかとも思うのですけれども、特に長瀬町内ではあっては狭隘道路というのが非常に多くて、いつもいつも課題になっているのですけれども、なかなか整備が進んでいかない、狭隘部分が解消されないというものが起きております。そのことについて、狭隘道路の解消、解決に向けて取り組む必要があるというふうな文面は見られないので、これから事業に取り組むに際しましては、狭隘道路の解消、いわゆるそういうふうなことで緊急車両が通り抜けられないことも書いてありますけれども、そういうふうなことで、そのことを意識しながら事業を進めていってほしいというふう思うところで、質問と提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

狭隘道路のほうの整備につきましては、地権者との兼ね合いもございますので、できる限りは早急に拡幅をしていきたいとは考えておりますけれども、そういったところを解消しながら、これからも予算要求ですとか、そういうことも考えていきたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございませんか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 今拡幅するについて、理解を得られない方の場合もあるということでありましたけれども、そういう場合に、その事業、その道路全般をやめてしまうのではなくて、ぜひそういうところは工事していくうちに協力を得られる場合もあるでしょうし、ほかのところでは非常に便利をきたしますもので、ぜひ理解を得る努力をするとともに、理解を得られたところについては拡幅等の事業を進めていただきたいというふうに住民としては思うところであります。いかがでしょうか。

理解が得られないからやらないのではなくて、理解が得られないところはちょっと残しておき、理解を得られるように努力しながら、理解してもらったところだけは進めていくという方針を持ってもらいたい。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

建設課としましても、理解を得られるように努力はしていきたいと思っております。しかし、なかなか得られない方もいらっしゃると思いますので、そういうところは時間がかかってしまうことがあるかと思うのですけれども、できる限りこちらのほうは拡幅できるような施策というか、ことを考えて進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。質疑ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第47号 長瀬町過疎地域持続的発展計画についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第10、議案第48号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。
町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第48号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての提案理由を申し上げます。

皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務のうち、し尿処理事業に関する事務を廃止すること及び公共浄化槽事業を地方公営企業法の一部適用することに伴い、同組規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。
町民課長。

- 町民課長（玉川 真君） 議案第48号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の裏面を御覧ください。町長の提案理由でも申し上げましたが、令和4年1月25日に締結した秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書により、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬下水道組合のし尿処理事業を統合し、令和5年4月1日から秩父広域市町村圏組合の一事務とすることとなり規約の改正を生じたことと、総務大臣通知などにより公共下水道事業以外にも下水道事業についても、遅くとも令和6年4月までには公営企業会計に移行するよう要請されていることから、公共浄化槽事業を地方公営企業法の一部適用に変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表1ページを御覧ください。左

側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が改正箇所でございます。

第3条1号を削り、同条第2号中「下水道」を「公共下水道」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とするものでございます。

第3条の2の見出し中「地方公営企業法の」の次に「財政規定等の」を加え、同条中「下水道事業に法の規定の全部」を「公共下水道事業及び公共浄化槽事業に、同法第2条第2項に規定する財務規定等」に改めるものでございます。

第8条第1項中「管理者、副管理者」を「管理者及び副管理者」に改め、「及び法第7条に規定する管理者（以下「企業管理者」という。）」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とするものでございます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。第9条中「とし、企業管理者の任期は、4年」を削るものでございます。

第10条3項を削るものでございます。

第12条第1項中「置く」を「置き、管理者が任免する」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とするものでございます。

第14条第2項第2号を削り、次の新旧対照表3ページのほうを御覧ください。同項第3号中「下水道事業」を「公共下水道事業」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とするものでございます。

次に、議案書の下段を御覧いただければと思います。附則でございますが、施行期日として、1項、この規約は令和5年4月1日から施行するとし、2項、この規約による変更前の皆野・長瀬下水道組合規約第3条第1号に規定するし尿処理事業に関する事務は、秩父広域市町村圏組合が承継するするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第49号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第49号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての提案理由を申し上げます。

皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務のうち、し尿処理事業に関する事務を廃止することに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第49号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてご説明申し上げます。

議案書を御覧ください。町長の提案理由でも申し上げましたが、令和4年1月25日に締結した秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書により、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬下水道組合のし尿処理事業を統合し、令和5年4月1日から秩父広域市町村圏組合の一事務とすることになりましたので、同組合の財産処分を定めることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。皆野・長瀬下水道組合の財産処分を次のとおり定める。令和5年3月31日における皆野・長瀬下水道組合のし尿処理事業に属する全ての財産を、令和5年4月1日に秩父広域市町村圏組合に帰属させるとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。
長瀬町教育委員会委員である西山忠文氏の任期が令和4年9月30日で満了となるため、後任として新井孝太郎氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものです。

新井氏は5区にお住まいの会社員の方で、現在48歳、高校生、中学生、小学生の3人のお子さんをお持ちの保護者の方でございます。令和3年度に長瀬第一小学校PTA会長を務めるなど、積極的に教育活動に関わられ、特に青少年健全育成の活動においては、現在もご尽力をいただいている方でもあります。これまでの経験を生かした教育行政の推進役として、ご活躍いただけることと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議員派遣の件

○議長（板谷定美君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の
継続調査の件

○議長（板谷定美君） 日程第14、議会運営委員会、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第78条の規定により、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長及び経済観光常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當、あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（板谷定美君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のための発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など15件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

さて、今後の予定でございます。新型コロナウイルス感染症の状況により変更が生じる場合もございますが、まず初めに、長瀬町町名変更50周年記念事業について申し上げます。8月4日に開催を予定しておりましたU-15未来議会が新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となっておりますが、10月15日土曜日に開催いたします。これからの長瀬町の将来を担う小中学生に、教育の一環として議会の仕組みを体験、学習してもらうとともに、子供たちの視点からの意見や提案をお聞きし、今後のまちづくり施策の参考とすることを目的に開催するものでございます。議員の皆様にも、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、10月28日金曜日午前10時半から中央公民館を会場とし、はつらつ健康フェアを開催します。本事業は、NHKテレビラジオ体操指導者の鈴木大輔氏を講師にお招きし、ラジオ体操講座や各種健康チェック等を行うものです。

さらに、今年も昨年に引き続き、ながとろエール花火の打ち上げを予定しております。打ち上げ日時と会場につきましては、今年の11月1日が町名変更50周年の記念日でもありますことから、11月5日土曜日午後7時から蓬萊島公園と岩田総合グラウンドの2会場で打ち上げを行う予定でございます。

続きまして、学校関係でございますが、2学期が始まり、秋の行事であります第一、第二小学校の運動会を9月17日の土曜日に行う予定で準備を進めてまいりましたが、児童の新型コロナウイルス感染者数が増えてきたことから延期することになりました。延期後の日程は、第一小学校は未定ですが、第二小学校は10月22日の土曜日となりました。感染が収まり、子供たちの元気いっばいな姿が見られることを楽しみに待ちたいと思います。

最後になりますが、9月に入り非常に寒暖差の激しい日が続いており、体調を崩しやすい季節となっております。皆様には、くれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和4年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月22日

議 長 板 谷 定 美

署 名 議 員 野 原 隆 男

署 名 議 員 村 田 徹 也